

平成27年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月8日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	6
27請願第4号 道路整備事業に関する請願	
○報告第6号 平成26年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○報告第7号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
○議案第41号 監査委員の選任について	9
○議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	10
○議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	13
○議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	16
○議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	20
○散会	22

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	2 3
○本日の会議に付した事件	2 3
○出席議員	2 3
○欠席議員	2 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 3
○職務のために出席した職員	2 4
○開 議	2 5
○議事日程の報告	2 5
○一般質問	2 5
1 昆 秀 一 議員	2 5
2 高 橋 七 郎 議員	4 4
○散 会	5 8

第 3 号 (6月10日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	5 9
○職務のために出席した職員	6 0
○開 議	6 1
○議事日程の報告	6 1
○一般質問	6 1
1 村 松 信 一 議員	6 1
2 川 村 農 夫 議員	7 4
○散 会	9 0

第 4 号 (6月12日)

○議事日程	9 1
-------	-----

○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	9 1
○職務のために出席した職員	9 2
○開 議	9 3
○議事日程の報告	9 3
○一般質問	9 3
1 赤 丸 秀 雄 議員	9 3
2 齊 藤 正 範 議員	9 9
3 川 村 よし子 議員	1 1 8
4 山 崎 道 夫 議員	1 4 0
5 小 川 文 子 議員	1 5 4
○散 会	1 6 9

第 5 号 (6月18日)

○議事日程	1 7 1
○本日の会議に付した事件	1 7 1
○出席議員	1 7 1
○欠席議員	1 7 1
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	1 7 2
○職務のために出席した職員	1 7 2
○開 議	1 7 3
○議事日程の報告	1 7 3
○請願・陳情の審査報告	1 7 3
2 7 請願第 4 号 道路整備事業に関する請願	
○議案第 4 4 号 平成 2 7 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 2 号) について	1 7 4
○議案第 4 5 号 平成 2 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) に ついて	1 7 4
○議案第 4 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	1 7 6

○発議案第11号	矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について	……………	180
○発議案第12号	矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置について	…	181
○発議案第13号	新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置について	……………	182
○閉議	……………		183
○署名	……………		185

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 請願・陳情
 - 27 請願第 4 号 道路整備事業に関する請願
2. 報告第 6 号 平成 26 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 報告第 7 号 平成 26 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4. 議案第 4 1 号 監査委員の選任について
5. 議案第 4 2 号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 4 3 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 4 4 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
8. 議案第 4 5 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
9. 請願・陳情の審査報告
 - 27 請願第 4 号 道路整備事業に関する請願
10. 議案第 4 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
11. 発議案第 1 1 号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について
12. 発議案第 1 2 号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置について
13. 発議案第 1 3 号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置について

平成27年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

平成27年6月8日（月）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
 - 27請願第4号 道路整備事業に関する請願
- 第 4 報告第 6号 平成26年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 7号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第41号 監査委員の選任について
- 第 7 議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員

15番 藤原由巳議員

17番 米倉清志議員

16番 藤原義一議員

18番 廣田光男議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一君	生きがい推進 課長	菊池由紀君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	菅原弘範君	区画整理課長	藤原道明君
商工観光課長	浅沼仁君	上下水道課長	吉田孝君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	立花常喜君	社会教育課長	山本功君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君

主事 渡部亜由美君

係長 藤原和久君

午前10時00分 開議

- 議長（廣田光男議員） ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。
- ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立します。
- これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

- 議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したところであります。

諸般の報告

- 議長（廣田光男議員） 日程に入る前に、諸般の報告についてであります。当職からの報告と町長からの行政報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、後刻、ご覧願います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

1番 赤丸秀雄 議員

2番 水本淳一 議員

3番 廣田清実 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

- 議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月29日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月18日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、6月会議の期間は本日から6月18日までの11日間に決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第3 請願・陳情

27請願第4号 道路整備事業に関する請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題といたします。

本日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。27請願第4号 道路整備事業に関する請願については、会議規則第92条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、27請願第4号 道路整備事業に関する請願については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第4 報告第6号 平成26年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第6号 平成26年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 平成26年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成26年度において繰り越しいたしました事業は、2款総務費の地方創生先行型事業及び共通番号制度導入対策事業、3款民生費の児童館整備事業、4款衛生費の浄化槽設置整備事

業、6款農林水産業費の農業体質強化基盤促進事業、7款商工費のプレミアム商品券発行事業、8款土木費の町道改良舗装事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、橋梁維持事業及び河川改良事業、10款教育費の不動小学校太陽光発電設備整備事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については、6億8,156万5,000円であり、その財源の内訳といたしましては、平成27年度に収入する見込みの国庫支出金3億204万3,000円、県支出金2,611万7,000円、地方債2億4,450万円、コカ・コーラ復興支援基金助成金2,041万9,000円、一般財源8,848万6,000円となっております。これらの事業の繰り越しについては、平成27年町議会定例会3月会議及び5月会議においてご承認をいただいているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） プレミアム商品券についてお伺いをいたします。

8月から発売ということでございますが、少し詳しい内容、そして要望なのですが、なるべく町内業者を利用してほしいというような、何かこう呼びかけができないものかどうかについてもお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

プレミアム商品券でございますが、これは国の補正で26年度に予算がつきまして、繰越明許ということで27年度、消費喚起型のプレミアム商品券ということで実施しております。過去のプレミアム商品券は消費喚起型というようなタイトルはついておりませんが、今回はいずれ新しい需要といたしますか、消費を掘り起こすというような目的で予算がついたものでございます。当初の計画では、8月の発行ということでお話をしておりましたところでございますが、これは今までと同じですけれども、商工会さんのほうにお願いして実施しておりますが、やはり消費喚起という目的がありますので、時期を早めて、おとといの広告にも、町内の新聞にも広告が入ったところでございますけれども、1カ月早めまして7月の4

日、5日に実施したいと考えております。今お話ししたとおり、早目に需要、消費を喚起したいというようなことでございます。

それで、なるべく町内の業者ということでしょうか。いわゆる外の資本ではないということでしょうか。この部分につきましては、業者さんというよりも町民の方々、広く使っていただいて、早目に、特に今回は2億4,000万という額で、通常の4倍という額になっておりますので、そういったことから早く消費を促したいということもありまして、町内の業者さんだけということになりますと、今までの4倍という額は消費し切れないのではないかなということもございますので、また消費者にとっては地元の業者ばかりでなく、いずれ町内にある業者さんを広く使うということが消費者のためにもなると考えておりますので、いずれ町内の業者さん、広く、外の資本ということだけではなく、いずれ町内にある業者さんを応募しまして、実施しているところでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 小川文字議員。

○14番（小川文字議員） そういうことで、平等に扱うということは原則でございましょうけれども、雫石町の場合は約3分の1ほどを町内業者に限った商品券としていたように思います。これは、どっちかといいますと、疲弊した地方経済を活性化させるという目的がございまして、決めるというわけではなくて、大いに町内業者を利用してほしいというような、例えば看板を1枚販売所にかけておくとか、それとなく刺激を、町内業者を喚起するような言葉の書かれたような何か言葉を発するということは、全然この趣旨に反しないと思いますので、何かそういう工夫があってしかるべきかなと思いますので、全て平等というよりはやはり町内の零細業者、特にも今大変な状況になっておりますので、消費税の値上げの後に、何かそういう喚起の言葉を一言添えたようなキャッチフレーズみたいなものが欲しいなという要望でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもって報告第6号を終わります。

日程第5 報告第7号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別
会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第7号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成26年度に繰越明許をいたしました事業は、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業で追加補正及び工事の期間を確保するために、繰り越しとしたものであります。これらの事業の繰り越しについては、平成27年町議会定例会3月会議においてご承認いただいたところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

繰越額については11億8,776万5,000円で、その財源内訳は国庫支出金が4億8,237万7,000円、地方債が6億1,820万円、一般財源が8,718万8,000円となっております。事業内容は、駅西地区の造成工事並びに駅前地区の複合施設建設及び公園駅前広場道路工事等でありまして、駅西地区については5月20日をもって工事が完了し、駅前地区については現在早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第7号を終わります。

日程第6 議案第41号 監査委員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第41号 監査委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第41号 監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

現在、本町の監査委員は2名で、会計監査や事務監査を行っているところでありますが、そのうち識見を有する者として選任しております立花純幸さんが6月20日で任期満了となります。今回、矢巾町大字間野々第12地割4番地、吉田功さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。

吉田功さんは、人格が高潔で手腕、識見とも立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第41号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第41号 監査委員の選任については原案のとおり同意することと決定いたしました。

日程第7 議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、矢巾町小学生医療費給付要綱の制定、矢巾町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱及び矢巾町ひとり親家庭医療費給付要綱の改正に伴い、窓口での一部負担金を支払うことが困難な医療費助成対象者の方に一旦町が貸し付けを行う矢巾町福祉医療資金貸付基金についても所要の改正を行うものであります。本町の医療費助成制度におきましては、さらに福祉の増進に資することを目的に、就学児について平成27年4月1日から入院を対象とした助成の拡大を図るよう矢巾町小学生医療費給付要綱を整備したところであります。

また、未就学児については、重度心身障害者医療受給対象、ひとり親家庭医療受給対象、それぞれの受給要件に該当となる事由が発生しても受給者負担額が有利となる乳幼児医療費受給者として適用してきたところでありましたが、該当要件と整合を図ることが望ましいことから、重度及びひとり親における未就学児の受給者負担額を乳幼児医療受給者負担額と条件が同一となるようにしたほか、就学児においても同一の給付が受けられるようそれぞれ要綱を改正したものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

第1点目は、これは4月1日から施行されておりますけれども、4月1日以降の状況、どのように使われているのかお伺いします。

それから、2点目ですけれども、多岐にわたるわけですけれども、母子家庭とか、母子家

庭の小学生、多いのですけれども、貸し付けですので、どのように今までの経過、四、五年の経過というか、点数とかありましたら、それを教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、障害者の方はどのくらいの件数の方が使う見込みというか、今までの経過とすればどう変化すると考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 3点ですね。

村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月1日から要綱を改正いたしまして、重度心身障害者及びひとり親家庭の乳幼児の方々につきましても今まで乳幼児の方々は自己負担額を半額にしておりましたので、それに合わせるようにして4月1日からやっております。そして、さらに小学生の入院に対する助成も4月1日から始めたところでございます。小学生の入院に関しましては、4月に2名の方が既にお申し込みになってございまして、それなりの周知の成果があったのかなというふうには思っております。

それから、母子家庭のひとり親の件数でございますけれども、母子家庭、結局ひとり親のことになるとは思いますけれども、平成26年のデータでは2件ということで、それほど多くはございません。

3点目の重度心身障害者に対する助成につきましては、これは一番多くて、平成26年度は71件ございました。内訳を見ますと、乳幼児が16件、妊産婦が2件、重度が71件、ひとり親が2件ということになってございまして、これが貸し付けなのですけれども、支給に関しましても平成26年度実績で申し上げますと、給付額で申し上げます。乳幼児は2,700万円ほど、妊産婦は600万円ほど、重度障害者につきましては6,500万円ほど、そしてひとり親に関しては950万円ほどということになっております。これは、県の事業に乗った部分でございます。そのほか、町単独で実施しております事業では、乳幼児に関しては700万円ほど、妊産婦に対しては140万円ほど、重度心身障害者に対しては1,500万円ほど、寡婦に対しては380万円ほどということで、いずれにいたしましても重度に対する給付が多いような状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 母子家庭より重度の方が多いということなののですけれども、その返納状況とかはどのように把握されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長(村松康志君) 返納状況に関しましては、100%返納していただいておりますので、と申しますのも従来は一旦貸し付けはご本人にお渡しして、そして病院に支払っていただいたのですが、その後制度改正もありまして、直接給付した分を貸し付け基金に戻すような制度に変わりましたので、全く100%戻っております。原資300万円、そのとおりございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第42号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

ご提案いたしました介護保険条例の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、平成27年4月から公費を投入し、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うものであります。

その改正の内容であります。介護保険料第1段階基準額に乗じる割合を現行の0.5から0.45に引き下げるものであります。これによって、介護保険料第1段階を3万4,200円から3万700円に減額し、低所得者の保険料負担を年間3,500円軽減するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

今回のこの改正は、低所得者に対する改正ということで、私は賛成なのですが、現在消費税も上がりまして、介護保険料も上がったというところで、年金がその分上がればいいのですが、上がっていない状況でこの改正条例が出たと思いますけれども、問題はお年寄りが介護保険料、これは改正されて、少ない生活保護基準より0.05引き下げになるものなのですが、年金が上がっていないので、負担はやはり多いと思います。それで、この負担を町としてどのように考えているのか、その考え方を伺います。それが1点目です。

2点目は、今回は低所得者に対してなのですが、介護保険料も滞納者がどんどん出てきていますけれども、現在の滞納の所得段階はどの段階なのでしょう。そのところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

1問目の低所得者への配慮につきましての町の考えということでございますが、介護保険制度はサービスの充実を図ることも大切でございますし、制度の維持をしていかなければならないところもありますので、やはり低所得者への軽減につきましては国も県も、そして町といたしましても基準にのっとり軽減を努力いたしまして、今後次の議題にもありますが、補正予算等にもお願いするところがございますが、制度の維持を考えますとやはりそれなりの負担をお願いして、サービスの維持をしていかなければならない町の責任もありますので、

ご理解を賜りたいところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） ただいまの滞納者の状況というご質問でございましたけれども、滞納者がどの段階かという把握は、具体的にはしてございません。26年度につきましては、被保数が5,966名ございますけれども、主な階層としましては所得ゼロの方が5,966名のうち2,859名、100万円以下の方が1,378名ということで、約半数以上の方が所得が100万円以下となっております。はっきり段階ごとの滞納者は把握してございませんけれども、大体この100万円以下のところに含まれているのではないかなということございまして、ちなみに平成26年度、今年度の介護保険の徴収率につきましては約99%となっており、100人に1人の方が滞納されているというような状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁、ありがとうございます。介護保険料は、普通徴収と特別徴収がありまして、ほとんどが特別徴収という年金から天引きするという形で、収入が少ない、年金が少ないから払いたくない。しかし、保険料は年金から天引きされる、そういう方々がほとんどです。ですので、収納率が上がる、99%ということはわかります。ですので、その1%の滞納している方、どういう段階の方か、そして施設に入所しているか。今後、問題になるとは思いますが、そういう方でも介護を受けるときにはサービスをみんなと同じに平等に受けることが今私は必要だと思っているのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。これは、先ほどの答弁、課長の答弁の中に負担は平等ということですが、サービスもやはり平等にしていかなければならないと考えていますけれども、生活保護になる前の平等はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに経済的な困難の方のサービスの相談の対応もいたしておりますが、どうしてもやむを得ないときにはサービスを利用していただいている状況もあります。それは、施設入所も含めてでございますが、施設側の、やはり負担も大きくなりますので、その点は本当にお願いをしながら、そしてまた介護保険料につきましても努力していただきながら、そして利用料にもこれはまたつながっていくのですが、納めていないから、拒否しているような状況はなくしていきたいなと思って、相談には丁寧に応じているような状況でございます。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金及び14款県支出金に低所得者保険料軽減負担金、19款諸収入に自治総合センター地域防災助成金を新設補正し、13款国庫支出金及び14款県支出金の保育所運営費負担金、13款国庫支出金の共通番号制度導入事業補助金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、2款総務費の共通番号制度導入対策事業を増額補正し、同じく公共施設等総合管理事業を減額補正し、3款民生費の母子福祉医療費総務事業、介護保険事業特別会計繰出事業、保育委託事業を増額補正し、乳幼児医療費助成事業を組み替えにより減額し、小学生医療費助成事業を新設、補正し、4款衛生費の矢巾斎苑整備事業、7款商工費の観光振興対策事業、8款土木費の生活道路整備事業、交通安全施設整備事業、河川改良事業及び住宅管理事業、9款消防費の非常備消防事業、10款教育費の教育振興総務事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,044万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,393万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 詳細説明求めます。

川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細について説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、款項目、補正額、節の順にご説明を申し上げます。11ページをお開き願います。歳入、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金343万2,000円、節に参りまして、児童福祉施設費負担金235万2,000円、低所得者保険料軽減負担金108万円、それぞれ児童福祉施設負担金につきましては、町外私立保育園の運営委託料でございます。

また、低所得者保険料につきましては、介護保険料の低所得者に対する負担金でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,692万4,000円、節に参りまして共通番号制導入事業補助金同額でございます。これにつきましては、住民基本台帳システムあるいは税務システム、それから統合宛名総合利用番号の連携サーバー等々の改修に伴う補助金となっております。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金171万6,000円、節に参りまして児童福祉施設費負担金117万6,000円、低所得者保険料軽減負担金54万円、説明欄記載のとおりでございます。これは、先ほど申し上げました県分の負担金ということになります。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,307万9,000円、節に参りまして、財政調整基金繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、12ページ、19款諸収入、4項雑入、1目雑入529万6,000円、節に参りまして、雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、15ページ、歳出に入ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費105万5,000円、節に参りまして賃金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目財産管理費、△30万7,000円、節に参りまして報酬△96万円、報償費79万円、旅費△13万7,000円、説明欄記載のとおりでございます。10目電子計算費1,639万5,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費347万1,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、16ページ、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費1,120万3,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。4目母子福祉費816万9,000円、節に参りまして需用費1万7,000円、役務費58万5,000円、委託料98万7,000円、扶助費658万円、これにつきましては、小学校3年生までの通院医療費を無料化助成をしたいということでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費287万6,000円、節に参りまして賃金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費2万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目斎場費819万円、節に参りまして工事請負費704万2,000円、公有財産購入費114万8,000円、これは矢巾斎苑の土地の購入、あるいはそれに伴う駐車場の整備ということになっております。

7款商工費、1項商工費、4目観光費30万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費519万円、節に参りまして需用費87万円、工事請負費432万円、この中で除雪事業費の増ということになりますが、これにつきましては町で所有しております4メートルのグレーダーがありますが、そのタイヤ交換を今のうちにしたいということでございます。3目道路新設改良費638万4,000円、節に参りまして役務費70万7,000円、使用料及び賃借料97万8,000円、原材料費19万9,000円、補償補填及び賠償金450万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、この中の交通安全施設整備事業費の増ということですが、矢巾中学校北側の道路、白北線と申しますが、現在工事している以降、東側になりますが、それぞれ電柱移設等の補償費ということになります。

3 項河川費、2 目河川改良費368万5,000円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございます。

4 項都市計画費、5 目公園費45万円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。

5 項住宅費、1 目住宅管理費203万7,000円、節に参りまして需用費190万2,000円、工事請負費13万5,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費203万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますが、それぞれ41行政区に災害時の備品等々をそれぞれ補填したいということになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費164万6,000円、旅費4万7,000円、需用費19万5,000円、使用料及び賃借料140万4,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費10万6,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。

4 項社会教育費、4 目文化財保護費106万2,000円、委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。5 目史跡公園建設費229万4,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、20ページ、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費12万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2 目体育施設費81万4,000円、節に参りまして需用費50万円、委託料31万4,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費324万、節に参りまして工事請負費同額でございますが、これにつきましては今現在かかっております岩崎川橋梁の仮設歩道の移設ということになっております。

失礼しました。歳出の分で、先ほど小学校3年生までの医療費助成無料ということになっておりますが、750円分は負担していただきまして、それ以降の分を無料にいたしますよということに訂正をお願いしたいと思います。

以上をもちまして議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由及び詳細説明が終わりました。

お諮りします。議案第44号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員

会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款保険料の減額補正を行い、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金に増額補正をするものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費及び2款保険給付費に増額補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,801万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 詳細説明を求めます。

菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(菊池由紀君) それでは、町長の命によりまして、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前例同様とさせていただきます。11ページをお開き願います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料△175万5,000円、節に参り

まして現年賦課分△同額、説明欄記載のとおりでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金37万円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄の記載のとおりでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 9 万2,000円、節に参りまして調整交付金同額、説明欄のとおりでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金51万8,000円、節に参りまして介護給付費交付金同額、説明欄のとおりでございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金23万2,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返しまして12ページ、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金347万1,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費97万9,000円、節に参りまして賃金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 9 万9,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。

2 款保険給付費、5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費185万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。議案第45号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定をしました。

お諮りします。ただいまの補正予算の2議案の審議は、6月17日までに終了し、結果について6月18日開催の本会議において委員長報告を求め、2議案の審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、2議案の審議については、そのように決定いたしました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会いたします。

なお、明日は、一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでした。

午前11時07分 散会

平成27年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

平成27年6月9日（火）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進課長	菊池由紀	君
兼会計管理者					

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 觀 光 課 長	淺 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 會 長	高 橋 義 幸 君
選 挙 管 理 委 員 會 委 員 長	鷹 觜 民 雄 君		

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。新しく町のかじ取りを担うに当たっての新町長の考えについてお伺いいたします。

新しく町のかじ取りを担う高橋町長には、町民からの期待が大きいと思います。ですが、皆が皆もろ手を挙げて喜んでいるわけでもないと思います。今回の町長選挙の高橋町長の獲得票は、有権者全体の43%と半数には至っておりません。確かに有権者の半数近くの票を得たことは素晴らしいとは思いますが、逆に言えば、半数余りは期待していないとも言えるかもしれません。これは、毎回下がる投票率の問題もありますが、いずれこの半数以上の有権者に対してもしっかりとした手腕を見せていただきたいと思っておりますし、期待しております。

さて、町長の選挙時の公約は13項目からなっておりました。どれも大変重要な政策ですが、まず本年度策定される第7次総合計画の基本計画と町長の公約との整合性をどうとっ
ていこうとしているのか、そしてこれもまた本年度中に策定を国から求められている地方
版総合戦略をどう進めていくおつもりなのか。加えて平成31年度と、あと4年後に迫った
岩手医大附属病院の開院の受け入れに関しては、どのように対応していこうとなさってお
るのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の新しく町のかじ取りを担うに当たっての新町長の考えはについてのご質問にお答えをいたします。

最初に、今年度策定される第7次総合計画の基本計画と町長の公約との整合性をどうとっていかしているのかについてですが、第7次矢巾町総合計画につきましては、希望と誇りと活力にあふれ、躍動する町やはばを基本理念に平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次に人を豊かに育み、見守る町、自然と人が共生する町、持続的な力を蓄え、活力ある町、みんなでつくる協働の町の将来像実現に向け、人口減少対策、高齢者の健康寿命の延伸、岩手医科大学附属病院移転に伴う定住化の促進、産業振興による雇用の拡大など、今後の方向性を基本構想に定め、平成27年3月会議におきましてご可決を賜ったところであり、現在基本構想に基づき総合開発委員会と一体となって前期基本計画の策定作業を進めているところであります。私が政策に掲げました内容につきましては、基本構想にも相通ずるものと考えております。

このことから前期基本計画の策定に当たりましては、総合開発委員会並びに議員各位のご理解のもと、基本構想に掲げた内容をより具体化することで私の政策も実現をしてみたいと考えております。また、多くの方々の意見が生かされるような草の根型のまちづくりに努め、町民憲章に掲げる和といたわりと希望の町の実現を目指してまいります。

次に、今年度中に国から策定を求められております地方版総合戦略をどう進めていくかについてですが、地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の特色や資源を生かし、安定した雇用の創出、地方への新たな人の流れを生み、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるなど、各分野を総合戦略に盛り込む必要があることから策定作業を効果的、効率的に進めるため、町民の皆さんを初め産業界などを含めた推進組織を立ち上げ、町民の皆様方にも身近な施策を総合戦略に盛り込みたいと考えております。

具体的な施策の内容につきましては、これからの作業の中で検討していくこととなりますが、基本目標、基本的方向、具体的な施策と重要業績評価指標を総合戦略に位置づけるとともに、総合戦略策定後も施策を着実に実施すべき数値目標等をもとに施策事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略の見直しも検討するなど、柔軟に対応してまいります。

また、今月の1日付をもって企画財政課に職員2名を増員し、各種計画策定及び政策実

現に向け、調査研究並びに推進をするための体制の強化を図ってまいります。

なお、本日午後、岩手県の市町村課の総括課長を講師にお招きをし、議員各位を初め町内全行政区のコミュニティ会長、総合開発委員、そして役場の管理職のご出席を賜り、地方創生に関する研修会を開催することにしておりますので、議員各位のご出席方もよろしくお願いを申し上げます。

次に、4年後に迫った岩手医科大学附属病院開院の受け入れに関してどのように対処していこうとしているのかについてですが、移転につきましては、これまで企画財政課がその窓口となり、庁舎内関係課はもとより矢巾町商工会、岩手中央農協とも連携を図りながら岩手医大との協議事項などについて調整を図ってまいりましたが、今後につきましては、本町のまちづくりとの関連性を密接なものとするべく、その窓口を区画整理課とし、さらなる連絡調整の強化を図ってまいります。

また、インフラ整備につきましては、中央1号線の道路拡幅整備、スマートインターチェンジからのアクセス道路も早期完成を目指し、現在事業を進めておるところであります。また、国の事業であります国道46号、盛岡西バイパスの延伸につきましては、盛岡市とともにさらに要望を重ねていく所存であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 新しく町長になられたことは、時事刻々と変化していく社会情勢をしっかりとそしゃくし、素早く対応し、判断を下さなければならず大変責任が重くなるということでございます。高橋町長には、もう一段上の能力を発揮するために頑張っていたきたいと思います。ところが、町長になったことで専用車はあるし、個室はあるしで町長はみずからを偉いと錯覚なさってしまう方もいらっしゃるわけで、自分が偉いと調子に乗ってしまうと行き先は落とし穴だらけになってしまいます。高橋町長に至っては、そのようなことはないとは思いますが、ぜひいつでも町長は、町民が何を求めているのかを念頭に置かれて、しっかりとお仕事をしたいと思っています。

そこで町長は、町のリーダーではありますけれども、そのリーダーに求められていることは何だと思われておりますか、改めてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまの昆秀一議員のリーダーに何を求められているかと、やは

り私は今このご質問の中にもございましたとおり、やはり私が初心を忘れず、そして謙虚さを忘れず、そして常に何ごとにも前向きに、そしてやはりトップということは、常に責任の2文字があるわけでございます。この責任の重さを常に考えながら、これからの町政を担ってまいりたいと、こう思っております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひその気持ちを忘れずに頑張っていたいただきたいと思います。

次に、本年度は、第6次総合計画の最終年度に当たる総仕上げとなる大事な年であるわけですが、町長としては、この6次総の評価については、どう捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 第6次の総合計画につきましては、今年度が最終年度でございます。

そこでやはりこれまでの事務事業の評価、これはやはり着実に推進をしてまいったわけでございます。その中で私がこの評価については、最終年度でしっかり総仕上げをしていかなければならないということで、そのことによって私は、そこでの総合評価をさせていただきたいということで考えております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 6次総の評価はしていくということでございましたけれども、次の7次総においては、議会も議決権を持つことにより、一層責任を持った形での計画に対するの議論が行われていると思います。その計画期間も4年、4年の8年ということで任期とあわせてしっかりした計画期間でそれを進めることができると思われれます。ですので、今後の基本計画及び各種マスタープランもしっかりと見直ししていかなければならないと思います。

そこで私は町長の掲げる草の根型としてのみんなの意見を極力取り入れながら計画を見直し、策定し、それを評価してモニタリングを繰り返すなどの進捗管理、いわゆるPDCAサイクルを通じてよりよい計画を実行していただきたいと思いますと思うのですが、その辺のお考えについては、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

昆秀一議員のご指摘のとおりでございます。やはりこれからはまず一番最初にプランニングをしっかりと皆さんとともに策定をさせていただいて、そして今お話があった、これをどのように施行してチェックをして、実行していくかというのが非常に大事なわけでございます。だから、このサイクルを間違えることのないように一つ一つ検証しながら取り組んでまいりたいと。そして、私ども執行者側もそうですが、議会の皆さん方とも一緒になって車の両輪のごとくやっぱり町民本意の計画でなければならない。そして、町民本意の町政でなければならない、そのことを肝に銘じてこれからの町政を担っていかねばと思います。

○議長（廣田光男議員） ほかに質問ございますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町長の政策として地方創生の推進とありましたので、お聞きしたいのですが、国ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定して、市町村でも総合戦略を今年度までに作成することとなっているわけですが、実際には、補助金の関係でことし秋までに戦略の策定を急ぐ自治体も多いそうですが、本町における策定時期はいつごろを予定なさっているのか、その流れというか、フローをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

地方版の総合戦略は、基本的には年内、それもまず私どもの目標としては10月ということですが、ただ今の進捗状況を見きわめたときに、なかなか10月の策定は厳しいと思いますが、いずれこのことにつきましては、厳しいということもそうなのですが、やはり決められた期間内に策定しなければならない。そして特にも各市町村のいわゆる市町村間競争になりますので、これについては先ほども申し上げたとおり、やはり今度企画財政課に2名増員をして、地方創生担当の専任の職員を置くことでスピードアップしてまいりたいということで10月に向けて頑張ってもらいたいと、こういう思いでおります。

○議長（廣田光男議員） さらに、再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 10月、厳しいということでしたので、ぜひ頑張ってもらって作成していただきたいと思います。

そこで補助金に関してなのですが、お金はあるに越したことはないわけですが、

ども、一過性のお金になることなく、お金を継続して生み出すために使わないと意味がないと思いますけれども、そのためのお金の生かし方を官民が連携しながらアイデアを生み出すことが必要だと思います。そして、そのアイデアを生み出すための役割として各地でその分野に詳しいコンサルタントが引っ張りだこのようです。本町においても町内はもとより、町外からもどんどんアイデアを生み出す仕組みをつくる必要があると思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まさに今ご指摘のとおりでございまして、私ども今までは産学官、こういう一つの柱があったわけですが、今総合戦略の中におきましては、例えば金融機関とか、産業界とか、または医療法人とか、そういう幅広い方々からいろんなことをアイデアを出していただいて、それを総合戦略に反映できれば。そしてまさに今昆秀一議員がご質問の中にもありましたのですが、この補助金の使い方、このことについても、やはり今までとは違った、よく言われる金太郎あめの使い方ではなく、やはり矢巾町は矢巾町の独自のカラーを出して進んでいきたいと、このように考えております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございませんか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それから、もう一つ、町長の政策の一つとして、障がい者、高齢者福祉の充実を挙げておられます。弱い立場にある方々にも光を当てるとありますのは、私は大いに共感するところであります。今後私もいろいろなアイデアを出していきたいとご提言申し上げていきたい思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで町長は県議時代に障がい者や難病支援に対して大変熱心だったわけですが、今の矢巾町の障がい者支援の課題をどう捉えて、今後の取り組みに具体的に乗り込んでいけるのか、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

高齢者福祉、障がい者福祉、いずれ幸せは、福祉というのは、町民の皆さんの幸せを守ることなのです。だから今発達障がいとか難病のお話があったのですが、私ども矢巾町として、まず今その相談体制、この総合窓口、いつでも困ったときは相談できる、これの相談体制の窓口の充実強化をまずこれを私ども喫緊の課題として取り組んでまいりたい。

まず今やはり高齢者なり、障がい者の方々、またはお子さんたちのこともそうなのですが、やはり困ったときは何でも相談できる、こういう体制整備にまず最初に取り組んでいただきたい、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 総合窓口というのは、ワンストップでぜひ充実させていっていただきたいと思いますが、そこで岩手医大がこの窓口に対しても重要になってくるのですけれども、その受け入れ体制について、町長はオールやばでプロジェクトチームを立ち上げるといってお話をなさっていたわけですが、このプロジェクトチームというのは、現在のところ具体的にはどのようになさっていくのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほども答弁の中でお話申し上げたのですが、やはり私、年度途中からの就任ということもございまして、そこでまず企画財政課のまちづくりにこの2名を増員をさせていただきました。それから、区画整理課、ここにも人材がおりますけれども、この企画財政課のまちづくりと区画整理課の人材をうまくまとめ上げて、そしてできれば私、来年の4月からはやはりそういった施設を設けて、そこの中で横断的に、柔軟的に対応できる体制づくりをしていきたいということで、今のところは、そういった体制整備に取り組んでまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そして最後に、子育て支援策についてお伺いしたいのですが、乳幼児の医療費助成の対象年齢が今回の議会において、小学校3年生まで引き上げるということでしたけれども、この医療費助成の給付方法について、償還払いと現物給付とあるわけですが、現物給付に移行する必要があると町長もおっしゃっているわけですが、この点については、今後どのようになさっていくのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

やはり今償還払いは、もう昆秀一議員さんもお存じのとおりペナルティーがあります。これを今県では、今度現物給付化に向けて作業を進めておるところであります。だから私

どもといたしましては、県の動向を見きわめながら償還払いから現物給付の方式に切りかえていくような努力をしていただきたい、このように考えております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ現物給付に移行するように私も町の議会を通して県、国へ要望を出していくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（昆 秀一議員） 若い人材の育成をいかにについてお伺いいたします。

これからの矢巾町の将来を担うのは、若い世代の方たちです。今後特に将来を担う若い世代の育成が必要になってきます。その役割として教育は大変重要です。さらに、少子化により子どもの数自体が減っております。都会への流出、そこで定住したままになってしまいうことも多くなっています。そこで若い世代が住みたいと思えるまちづくりをしていくことが必要です。まずは、教育においては、学校で地域のことをどう学んでいるのか。そして、地方自治に関しての教育はどのように行われているのか。今後選挙権が18歳となった場合のために、政治の問題はしっかりと教育していかなければなりません。

そのために、以前にもご提言を申し上げた子ども議会をぜひとも町として開催していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。そして、町長の役割の一つとして次世代のリーダーを育成してほしいと思うのですが、その点に関しての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 若い人材の育成をいかにの子ども議会の開催についてのご質問にお答えをいたします。

子ども議会の開催については、平成23年第4回定例会で各学校で行われている児童会、生徒会を通じて適切に議会等に関連した内容を指導されており、児童・生徒全員が参加できるものではない子ども議会を現在実施することは考えていないとお答えをしたところですが、若年層の投票率が低い問題や選挙権が18歳以上に引き下げられることもあり、政治や選挙に関する教育の一つとして議会における意見交換も貴重な機会であると考え、これまで町内の小中学校の児童・生徒が参加して意見交換を行ってまいりました子どもを守る対策会議を来年度から子ども議会として実施するよう検討してまいります。

また、次世代のリーダー育成に関しましては、学校教育における活動を中心としておりますが、それ以外にも地域を基盤とした異年齢の集団、いわゆる年齢の異なる子ども会活動など、過程や学校はもとより、地域や町機関が強い連携を保ちながら、さまざまな体験活動を通して子どもたちの健全育成に取り組んでおるところでございます。

特にも矢巾町子ども育成会連合会が毎年実施しております小学生を対象としたリーダー研修会においても、宿泊を伴った研修を通して子ども会のリーダーとしての役割を自覚するとともに、集団生活の仕方を学ぶなど、リーダーとしての育成を図っておるところであります。また、子ども会を経て中学生、高校生となった青少年にあつては、希望者が矢巾町ジュニアリーダーズクラブに加入し、子ども会活動の取り組みに参画するほか、町の秋祭りでのイベント運営のスタッフとして活躍するなど、多くの経験を積みながら、みずから成長するとともに、地域全体の活性化にも貢献されております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、7番、昆秀一議員の若い人材の育成をいかにの質問にお答えいたします。

初めに、学校で地域のことを学ぶにはどのようにしているかについてですが、地域の学習については、主に小学校3、4年生が社会科の授業の中で学習を行っております。本町では、教育委員会が発行している社会科副読本「わたしたちのまちやはば」を使用し、町内全ての小学校が授業で取り組んでおります。この中では、町の歴史、公共施設等の役割、農業、商業、工業等の仕事の調べ、安心な暮らしや健康な暮らしといったまちづくりの様子など、町に根差した内容を教室の授業だけでなく、実際に施設見学をしたり、町内の多方面の方々を学校にお招きして、体験談や専門的なお話をお聞きするなどして学習し、自分たちが住んでいる町の理解を深めているところであります。

次に、地方自治に関しての教育はどのように行われているかについてですが、小学校6年の社会及び中学校3年の社会公民の授業の中で地方自治について学習しております。小学校6年では、主に役場の働きなど、身近な地域に関する内容で組織や仕事の内容について学習しております。中学校3年では、社会参画の意識を育てることに重点を置きながら、市町村や県などの地方自治及び国政について学んでおります。

このように義務教育の段階からまちづくりや地方自治、国政に関する事業を取り入れな

がら次世代を担う児童・生徒が地方自治について理解を深められるように努めているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 来年度から子ども議会として実施するよう具体性を持って検討するというご答弁は、今までになく前向きなご答弁であり、大変喜ばしく思っております。期待しております。そこで議会としても全面的にご協力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

18歳選挙権に関しては、どうやら今月中旬にも成立の見通しとなっておりますけれども、これからの日本にとって政治教育、有権者教育の充実は、極めて重要になってきます。そして、地方議会こそその教育の場として最適なのだと議員研修で大学の先生もおっしゃられておりますし、私も同感でありました。その先生のお話の中で小学生、中学生に議会を見学させるべきであるとのこともありました。見せると変わるというのであります。見せると言っても、退屈なものを見せられても何も教育にはなりません、みんなが白熱した議論を見せられたら、小中学生はどう思うでしょうか。それから、高校生くらいになったらインターンシップ制で議会活動のお手伝いをしてもらうのもいいのではとご提言もなされておりました。そして、社会科の時間に先生として議員が授業をしてはどうか。現在の社会科の先生も議会をよくわからない人もいるそうです。先生の一言が生徒に影響を及ぼすのではないかと指摘が常にあり、先生が何を話すかが大変重要になってきます。先生は、バランスを持って各党の政策や主張をきちんと伝え、いろいろな意見があると生徒に伝える工夫をしていく必要があります。大人の真剣さが子どもたちに伝わると、今度は子どもたちがその親に対して家に帰って言うのだそうです。このように若い親たちにも地方自治や議会に興味を持ってもらうことができるのだと思います。ぜひ今後このようないろいろなアイデアを出しながら若い人たちに対しても政治教育、有権者教育の充実を図っていただきたいと思っておりますが、そのお考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まさに昆秀一議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり町政なり、町議会の見える化によってやはり私は子ども議会をやはりいろんな皆さん方からもご意見、ご提言をい

ただきながら、最初のあれはいろいろとあると思いますが、ひとつ子ども議会を通して保護者の皆さん方にも、やはり町政、そして議会にも理解を示していただくようなそういう場づくりにしていただきたいということで、これは町政執行者側と議会側と一体となって進めてまいりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひよろしくお願いをいたします。

そのほかにも若い人材の育成、特に小、中学生の教育が大変重要だと思うのですが、自治問題を学ぶ上で新聞、これは大変有効に思います。そこで教育委員会に対してお伺いしたいのですが、現在県の教委によると、小中学生の図書室に新聞の配備がされていないところが多いそうですけれども、配備されているところは、小学校で22.9%、中学校で13.0%で昨年度新聞配備区域として地方交付税があるのですが、現状では学校などの対応に任されており、新聞購入に充てられているとは限らないということです。本町での現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町においての学校の図書室への新聞の配備というのはしておらないところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ学校にも新聞を配備されるようお願いしたいのですが、家庭でも新聞を取られている方はたくさんいらっしゃるでしょうけれども、学校教育の現場に新聞があることによって教材として活用することが大変重要なのだと思います。その効用としては、皆様も承知していることとは思いますが、読解力の向上、新聞は有効であります。話題のニュースで親子の対話を深め、コミュニケーション力を身につけられるということもあるようです。ですから、ぜひ児童・生徒のために学校に新聞の配備をしていただき、教育に大いに生かしていただきたいと思うのですが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） 今後検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ほかに若い人材の育成として子どもたちに対する教育は大事なのですけれども、私は、特別に支援が必要な子どもについてお聞きしたいのですけれども、先日障がい者支援施設での虐待についてテレビで報道がありました。このような特別な支援が必要な方々に対しての虐待を行うということは、弱い者いじめを行うことで決して許されない行為だと思います。こういうことはなぜ起こるのでしょうか。私は、やはりこれも一つは教育があるのだと思います。今盛んにノーマライゼーションということを聞きますけれども、本来であればノーマライゼーションの要らない世界が理想であり、障がいのある人も、ない人も幸福に生活できることが当たり前になってほしいのですけれども、まだそういう世界になることは遠いのかとこの報道を見て思っていました。

ですが、本町においては、特別支援教育は徐々にですが、充実してきているように感じております。しかし、一部教師が少し残念な対応をなさっていることをお聞きしたことがありますけれども、私は特別な支援が必要な子どもたちの中でも若い力、その能力を生かしきれていない子どもさんもいらっしゃると思います。逆に今の集団教育になじめず、才能を閉ざされてしまった子どもたちもいると思います。私自身は、何の才能もあつたわけではないのですけれども、ただの出る杭であつて、打たれてばかりで辛い思いをした経験もあります。その経験から私としては、今後出る杭をもっと伸ばしていく教育が必要になってくると思うのですけれども、そういう出る杭をもっと伸ばす教育システムというものをつくって、育てていくことが必要だと私は思うのですけれども、その辺の教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

出る杭を伸ばすというよりも個人の個性を伸ばすということだと思います。特別に支援が必要な児童・生徒につきましては、やはり少人数で見守ることが必要かというふうに考えておまして、学級自体も小さなサイズにはなっておりますけれども、さらに支援員を配置するなど、個々に目が行き届いて、そして個性を伸ばせるような環境に、通常の児童・生徒よりも配慮は多くしているつもりでございますが、いかんせん学校の中におきまし

ても、例えば休憩時間に先生がいなくなって、その中でいろいろな問題が起きるとか、そういうふうなこともございますので、児童・生徒に一日中心と目を配るような、そういう体制をこれからも心がけてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかにご質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 引き続きそのような教育、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして若い人材の育成については、町の職員の育成も大変重要な問題でございます。若い職員は、10年、20年、30年後のことを真剣に考えられると思ひます。なぜなら若い職員は、30年後もこの役場で働いているだろうからです。一方現在のこちらにいらっしゃる幹部職員や我々議員も30年後までここにいることはないでしょう。だから結局失敗しようが、自分たちにはツケが回ってこないかもしれません。しかし、若い職員たちには、目先のことばかり考えていた施策を打って方向性を間違えてしまえば、やがて20年、30年後にそのツケは若かった職員の方にのしかかってきます。ですから、しっかりとした若い職員を育成していくことも大事になってきます。その辺をしっかりと町長ら職員が取り組み、ある程度若い職員に任せて挑戦してもらふことをしてもらひ、もし失敗しても町長が全責任をとるから、どんどんチャレンジしていくような、そのような職員の育成の仕方をしたらどうなのでしょう。

そして信頼を得ることで真の意味でのリーダーシップにつながっていくと、そういうことを繰り返すことで職員が育っていくし、そういう上司を見ることによって次世代のリーダーも育っていくのではないのでしょうか。この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

やはり人材育成、やはり目的や方策をしっかりビジョンとして示していただきたい。私はまずそれが大事だと思います。

それから、今研修とかいろいろあるわけですが、やはり人材育成の柱となるのは、自己啓発です。やはり自分のことは自分みずからやるということです。やはりそのところに私どもがそういった環境、風土をつくってやるのが私らの使命ではないかと、こう思っております。まさに昆秀一議員が今ご質問された内容は、そのとおりでございますので、このことについては、私もしっかり受けとめて、やはり私ども職場、役場での一番の大き

な財産は職員でございます。この職員をいかにして育て、そしてこの人たちにしっかり仕事をしていただく、このことは、私もこれからの一つの課せられた課題だと思いますので、しっかり取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかにご質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと先日日本創成会議において今後10年で東京圏の介護需要が45%ふえることで人材と施設が不足するということから、介護が必要なお年寄りを地方に移住させるのだと提言がなされました。しかし、私はそれよりも若者の地方への定住化を進めるべきではないかと思えます。この若者の定住化をどう進めていくのかの問題の一つとして医大の交流人口を定住人口につなげたいということが議会でも何度もお聞きしておりますけれども、それを町としては、どのように定住人口に結びつけていこうとしているのか、その課題と具体策をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私も若者と女性の、特に定住化の問題については、やはり一番なのは、働く場の確保です。これがなければ、だから働く場というのは、何も企業だけではなく、農業も商業も工業もあるのです。だからやはりこういったところにしっかり政策を示して取り組んでいただきたいということを、だから雇用の場の確保、これに取り組んでまいりたい、それがまずいち早く定住化につながるのではないかと。

それから、今まちおこし隊というのが、今事務局でいろいろ取り組んでおるわけです。これのまちおこし隊の中には、地場産品の開発または今問題になっている空き家対策の問題、いろんな地方、地域での課題があるわけですが、だからそういった私ども今まで取り組んできたまちおこし隊の実績なんかも総合的に勘案しながら矢巾町にどういう形で取り入れていったならば定住化につながるかということ。そしてこれももう時間との戦いでございますので、いずれ私どもも議会の議員の皆さん方にもいろんな形をお願いする場が出てくると思いますが、いずれ定住化の促進によって当局と議会と一体となって取り組んでまいりたいと、こう思いますので、今後ともご指導、ご助言をよろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

- 7番（昆 秀一議員） まさに私が次質問しようと思っていた仕事のことに対しての地域おこし協力隊についてもおっしゃられたわけですが、この取り組みについてちょっとお話ししたいのですが、この地域おこし協力隊というのは、全国で26年度で1,511人、28年度までに倍の3,000人を目標にしているということですが、隊員の約4割が女性なのだそうです。そして、隊員の約8割が20代から30代で人気なそうです。そして、ここが大事なのですが、任期終了後の約6割が定住してくれるのだそうです。ぜひ国からの特別交付金による財政支援もあることですから、このような制度をどんどん利用して、若者の定住化、まちおこしを進めていっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

- 議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

- 7番（昆 秀一議員） 情報公開の重要性に関してお伺いいたします。

近年行政の情報公開が進んでおります。本町においては、平成12年度より行政情報公開条例が施行されていて、公正で開かれた町政を推進するために町が作成したり、取得した行政情報を公開しております。情報制度ができてから今までの公開状況はどうであったのか。今まで前町長時代には、求められなければなかなか情報が出てこないと感じましたけれども、今後はできれば、必要だと思われるものは、あらかじめ求められなくても情報が出てくるようにしていただきたい。情報公開等によって、その町がどのくらい開かれているのかを知られると思うのです。情報は役場のものだけではありません。町民のもので、町民が欲しい情報があっても、文書などを特定できないためにどのような文書があるのかを知らないために行政はできる限り町民の意図を酌んで公開する努力をしてほしいと思います。町民にとってクリアしなければならないハードルが多い自治体ほど自治体の質が悪いと判断されるものです。それが端的に表れるのが情報公開のレベルです。しっかりと職域研修などで周知することが不可欠と考えますが、そのような研修は今どのように行われているのかをお伺いいたします。

- 議長（廣田光男議員） 高橋町長。

- 町長（高橋昌造君） 情報公開の重要性に関してのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成12年度より町が保有する行政情報の公開を求める住民の権利を保障し、公正で開かれた町政の実現を図ることを目的に矢巾町行政情報公開条例を制定し、町民の

皆様方に情報を公開しておるところであります。情報公開は、条例制定から23件で平成25年度は3件、平成26年度は4件となっております。公開の状況については、条例第31条の規定に基づき町民の皆さんに公表しておるところであります。また町広報紙でも周知しておるところであります。町といたしましては、今後とも引き続き、町民の皆さんに行政情報を公開し、開かれた行政を目指してまいりたいと考えております。

情報公開制度の職員研修は、市町村職員研修協議会で実施しております階層研修、東北自治研修所で実施している中堅職員研修において行政法の講義を受講しておりますが、今後は、情報公開制度についての公的知識をさらに習得し、職員個々が制度の認識し、業務に取り組むよう徹底するとともに、町民の皆さんのニーズに対応した情報提供の迅速化に努めるよう町ホームページの見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日年金の個人情報が流出した事例がありましたけれども、来年の1月からマイナンバー制度が導入される予定ですがけれども、情報公開を進める上で個人情報の保護をしっかりとしていかなければなりません。このような個人情報の保護対策はどのように行っているのかをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。今マイナンバー制度、今昆秀一議員のご質問の中にもありました来年スタートするわけですが、それで何でもやっぱり一番なのは、このセキュリティーです。このことにどのように取り組んでいくかということです。今私どもがこの年金機構でさえいろんな形でセキュリティーとか何かに取り組んでおると思います。しかし、もうあのような形で課題、問題が表面化してきておるわけでございます。だからこそ私どもがこのマイナンバー制度については、やはり慎重かついろんな情報を得ながらそのような問題が発生しない対策をしっかりと講じてまいりたいと、こう思っておるところでございます。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 情報公開にはIDが必須であるという観点から伺いますけれども、現在はほとんどの情報がパソコンで管理されていることと思います。それでそれらの情報

のほとんどをオンラインサービスに接続すれば、町民が必要な情報を一々情報開示しなくても引っ張り出されてこられるようにしたらどうなのか。ホームページを見直しされるということですが、そういうことも検討したらどうか。

ですが、個人情報やほかにも大事な情報があると思うのですけれども、それはオンライン化しなければ漏れることもないようにできるのではないかと、そのようなことをぜひ進めていただければ、開かれた行政になっていくのではないかと、思うのですけれども、その辺のご所見をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まさにそのとおりでございます、それで私も今役場にこういう形でお世話になっておりました、やはりホームページの更新、まずこれをしっかり取り組まなければならない。そしてあとはいろんなお知らせとか、いろんな情報があるものですから、これを双方向でできる、町からだけの一方通行ではなく、町民の皆さん方からもいろんな要望内容、これを意見なり、提言を聞ける、双方向でやらなければだめだ。だからこそあとはやはり目の不自由な方とか、あとは今いろんな方々が障がい者の方々もおるわけですが、音声で聞きたいとか、町の行事なり、そういうふうなお知らせを、だからやはり議会の皆さん方にもご理解していただきたいのですが、ホームページの形を変えていく、または今言うようなこの障がい者の方々にも配慮することには、やはりお金がかかるわけですが、やはり最初の初期投資をさせていただければ、あとはもうそれを継続して進めていくことができますので、私これをぜひホームページの更新を迅速化する、そして今お話があったオンライン化を通して双方向でできる体制整備に取り組んでまいりたい、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まさに私が質問しようと思っていたところを全て言っていたわけですが、今後情報公開が進んでいくと、個人情報の問題になってくるのですけれども、これと別にして、今度は不存在文書というのがふえてくるのだそうです。文書がなければ公開しなくてもいいだろうと考えてしまうこともあるそうなので、行政は文書主義なので、文書をつくらなくなってしまうのはいけないと思うのですけれども、そうなりかねません。今は、いろんなインターネットなどで情報が氾濫しておりますけれども、そこの取捨選択が大事になっています。そこでしっかりしたデータを蓄積して行って、そ

のデータを町民なりに共有化できるシステムをつくりながら情報公開をしていければ、きっとよいまちづくりになっていくと思います。

次に、町長も示しておりました透明性の高い入札改革にする必要があるというふうに、特に随意契約に関しての情報公開についてお尋ねしたいのですけれども、住民からは中身が見えにくいという随意契約の過去の実績はどうなっているのか。業者の選定はどう行ってきたのか。そして、それらの随意契約を早期に公開していったらどうか。透明性、公共性の観点から随意契約にかかわる公表基準や金額などを整理して公表に努めていただきたいと思うのですけれども、その辺はお考えはどうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

昆秀一議員もご存じのとおり随意契約する場合には、地方自治法で定められた以外は随意契約ができないわけです。町の随意契約の実態、これもいっぱいあるわけですが、ただ私ども町の職員は必ず地方自治法にのっとって随意契約を、だからこそ今随意契約のことについても公表についてもお話があったのですが、これは何も問題なく公表できるところでございますので、その辺のところはしっかり取り組んでまいりたいと思いますし、ただ整理整頓がしっかりなされているかどうかもありますので、まずでき得るのであれば、私ども早くそのことには取り組んでまいりたいと思いますし、それから今不存在文書のお話があったのですが、昆秀一議員さんご心配なされないように町におきましては、そんなことのないように取り組んでまいります。私がそういったことのないように、もしあったときは、これは私の責任になりますので、だからそういうようなことのないようにきょうは全職員にも課長会議なんかを通じてしっかり取り組んでまいります。随意契約の公表、それから不存在文書のことについては、周知徹底してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこでけさの岩手日報によりますと、5月に行った施設設計管理業務委託などの2件の指名競争入札で入札前の指名業者リストを業者側にファクスで誤送信していたということですが、この件に関しては、この後全協で説明あると思うのですけれども、まず私が問題にしたいのは、この情報公開、なぜ議員の前に新聞報道であったのか、そういうことをまず私たちの調査能力がないということもあるのでしょうか。

ども、まず情報公開がしっかりしていれば、こういうことはないと思うのですけれども、その点に関しての見解はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答え申し上げますが、今昆秀一議員、ご指摘はそのとおりでございまして、これはもう担当職員の全く初歩的なミスでございまして、このことは、こういうことはあってはならないこととございまして、いずれ今後やはり仕事を遂行する上でのイロハのイのところとございまして、今後そういうことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 情報公開の点でこれお聞きしたのですけれども、その情報の保護のことを聞こうと思っていたのですけれども、今回の件に関しての今後の対策はどう行っていくのか、ここが一番重要なことだと思うのですけれども、チェック体制をしっかりととり、慎重に事務を行うようにするということとすけれども、今までもしっかりと慎重にやってきたのではないのでしょうか。具体的にはどの対策を講じてしっかりと考えていきたいと思っているのですか、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

入札の関係については、役場庁舎、庁内には、入札審査委員会というのがあるわけです。やはり今回の事案についても、そういった審査委員会できちんと内容を精査して取り組むべきだったところとございまして、委員会でそういうことをやらなかったということが一つの大きな問題とございまして、いずれ今後先ほど申し上げたとおり、こういうことのないようにもう一度体制のあり方を含めて対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） それでは最後に、私はファクスの誤送信を認識しながら業者への連絡をしなかったということに疑問を感じておるのですけれども、入札までに問い合わせがなかったと認識している方が確認しなかった。ちょっと考えられないのですけれども、情報が漏れたことにより、談合が行われる可能性があれば、談合業者からは連絡してこな

いと思います。少しでもそのような可能性があれば、入札は行うべきではなかったのではないのでしょうか、その辺のご見解をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今回の事案につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、非常に単純なミスだったということをごさいます。そこから、職員、私どもといたしましても談合あるいは不正入札と申しますか、そういうものに及ぶようなことの認識がなかったということが、そういう思慮が欠けておったということをごさいます。したがって、当然のごとくそのようなことは、今後入札審査委員会等でも今後の防止策、あるいはチェック体制についてもどのような形であればいいのか、そういったことを今後考えてまいりたい。

なお、先ほど申し上げましたように、発生した事案につきましては、そういう思慮が欠けたというところ、そういった点については、大変残念なことで、今後の反省にしていかなければならないということをごさいます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時20分とします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

次に、11番、高橋七郎議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 高橋七郎議員 登壇）

○11番（高橋七郎議員） 議席番号11番、高橋七郎でございます。

選挙管理委員会委員長に第18回統一地方選挙について伺います。任期満了に伴う3つの選挙が農業委員会選挙からスタートし、町長選、町議選と3週間の間に2回行われ、担当職員は、夜遅くまで作業をされており、選挙に携わった職員に感謝と敬意を表します。

さて、4月26日、投票終了後の開票について伺います。1点目、新聞報道によると、町長

選開票終了時間午後10時55分、町議選開票終了時間午後11時15分と報道されていますが、前回の開票終了時間より5分おくられているが、改善された点、改善を要する点があれば、伺います。

2点目、前回の選挙では、中間開票速報が有線放送でありましたが、今回はなぜなかったのか伺います。

3点目、県内外の市町村では、ホームページで中間開票速報をやっておりますし、矢巾町ゆかりの方及び矢巾町を応援している方にもわかるように中間開票速報をやるべきと思うが、伺います。

○議長（廣田光男議員） 鷹嘴選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（鷹嘴民雄君） 11番、高橋七郎議員の第18回統一地方選についてのご質問にお答えいたします。

1点目の前回行われた開票事務から改善された点と今後改善を要する点についてですが、選挙が行われる都度、開票事務作業の見直しに取り組んでおります。今回の町長、町議会議員選挙においても担当係官の開票事務の流れなどの見直しを行ったところであります。具体的には、2カ所に分散していた点検係、計数係を集約したことにより、開票事務における時間短縮や効率化が図られたものと捉えております。また、改善を要する点については、引き続き作業行程を検証し、開票作業の効率化やさらなる迅速化に向け、適切な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の前回の選挙では、中間開票速報が有線放送でありましたが、今回はなぜなかったのかについてですが、中間開票速報を行うためには、それぞれ候補者ごとの票の中間集計を行う人員の確保が必要となること、また作業行程が増加することで開票結果速報のおくれにつながることから、少しでも早く有権者の皆様へ確かな情報を提供することを第一に考え、中間開票速報を行わなかったものであります。

第3点の中間開票速報のホームページ掲載についてですが、2点目でお答えいたしましたとおり、開票結果速報を少しでも早く情報を提供するために対応いたしませんでした。

中間開票速報の実施も含め、開票事務については、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁いただきましてありがとうございます。まず開票時間の件でございますけれども、前回よりも5分遅かったというのが町長選が前回なかったわけでございますけれども、紫波町では、全ての選挙において開票作業が早く、職員はその取り組みについて一生懸命検討してやってくるわけでございます、前回にも同じような質問をいたしましたけれども、当町役場でもできるだけ紫波町を研修しながらもう少し早くできるような方策を考えてもいいのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

開票作業等々の短縮化のために他市町村の部分と、まさにそのとおりでございます、隣町もございまして、私たちも選挙のない時期、当然ありますので、そこら辺現に見たところもございまして、参考にしているところもございまして。先ほど委員長申し上げたとおり、今般の選挙の作業行程等、今検証しているところもございまして、今後の部分、国政選挙等々ございまして、そこら辺も含めましてご指摘、ご意見ございました部分、対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 中間開票速報は、候補者よりも有権者が早く知りたいというのが願いでございまして、今後中間開票速報を検討していくということでございましたけれども、できれば人員をもう少し準備しながら、やっぱり町の最大イベントなわけでございますので、そういった確保もしながら再度お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁、委員長申し上げましたとおり、この中間発表及びホームページ掲載等については、今後検討するという事で課題とさせていただいたわけでございますけれども、これはやはり有権者の皆さん、一番早く知りたい部分でございますということは、やっぱりこっちも考えてございまして、ご指摘ございました人員確保の面、これはいろんな問題も確かに人員確保につきましては、いろんな問題も出てまいりますけれども、いずれ一刻も早くということになれば、答弁申し上げましたとおり人員の確保というのが一番ということでござ

いますので、これについても検討させていただきたいということでご了解をお願いしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございます。これを前向きにということで前に進むのか、後退するわけではないと思っておりますけれども、前向きでいいわけでございますか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

前向きに検討したいということでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今国会では70年ぶりに選挙年齢を20歳以上から18歳以上へと引き下げる公選挙改正案が今審議されております。改正されれば、来年の夏の参議院から240万人の未成年者が新たに有権者に加わると報道されております。そうした中、心配されるのが投票率の問題だと思っております。昨年の衆議院選挙は、本町の投票率は55.03%、今回の統一地方選投票率は67.5%と、前回より11.99%下がっております。今後の課題として投票率のアップ策は不可欠と思っておりますが、その点について、どのように考えてやろうとしているのかお伺ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

若い方、投票率の関係でございますけれども、こちらで持っているデータ的に見ましても、やはり年齢が若いほど投票率と申しますか、選挙、投票している方が少ないという現状がまず一つございます。それにつきましては、先ほどの子ども議会等でも、ご提案と申しますか、申し上げたものもございまして、やっぱり若年者、いわゆる若い世代からの意識啓発というのか、こちら辺、これ非常に大切だというふうに考えてございまして、我々選挙管理委員会といたしましても、広報活動、チラシ等々、選挙に参加できるようにいわゆる体制も含めまして参加していただける呼びかけ、こちらの部分についても取り組んでまいりたいと思っておりますし、先ほど申しました18歳以上の部分になってくれば、ますます年齢が下がってお

りますので、そこら辺についても新たな対応が必要と思われまますので、PR等々含めて対応していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今の件でございますけれども、教育委員会にお伺いいたしたいと思っております。やっぱり学校でぜひ政治に関する事、選挙に関する事を学校でも取り上げてやっていると思っておりますけれども、そういったことをもう少し前向きに時間をとりながら進めてもらえれば、投票率がアップするのではないかなと思っておりますけれども、そこら辺のご意見があれば、お伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

政治教育と、あと選挙と二本立てかと思っておりますけれども、政治につきましては、教科書に従って進めてまいりたいと。それから、選挙につきましては、今年度から3カ年かけまして2校ずつ、矢巾町の明るい選挙の方々と一緒になって事業を組むという計画でございます。ですから1年間に2校ずつ3年間続けて、一巡した段階で成果を見て、またどのようにするか考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○11番（高橋七郎議員） 町長に地方中核都市モデル事業について質問をいたします。

昨年6月の定例会議で一般質問してから1年間たちましたが、その後地方中核拠点都市モデル事業は、どのようになったのか伺います。

1点目、どのようなことが議題に挙げられているのか。

2点目、そのメリットは何か。

3点目、5月20日の新聞報道によると、広域圏の経済戦略を3月に作成したとあるが、内容は何か。

4点目、5月20日の新聞報道によると、連携中核都市圏の促進事業に盛岡市と滝沢が応募

しているとあるが、なぜ矢巾が入れなかったのか。

以上、伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地方中枢都市モデル事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のどのようなことが議題に挙がっているのかについてですが、本年度は昨年度策定した盛岡広域圏経済戦略等をもとに連携する事業の内容を具体化することを中心に連携中枢都市圏形成に向けた手続を進めることとしております。この取り組みを進めるため、連携中枢都市圏ビジョン懇談会の設置、そして同じく連携中枢都市宣言の実施、連携協約の締結、そして盛岡広域都市圏における連携中枢都市圏ビジョンの策定について8市町の合意を得ながら順次進めることにしております。

2点目のそのメリットは何かについてですが、今回のモデル事業におきましては、これまでの取り組みを踏まえながら昨年度策定した盛岡広域圏経済戦略の推進に合わせ、事後のフォローアップ体制を整え、これにより公共施設の相互利用、雇用の場の創出や都市機能の集積を推進し、厳しい社会情勢下において、地域住民が真に豊かさを実感できる社会の形成を図ることを目的としているものであり、この広域圏内の本町にとりましても、有益なもの判断しております。

3点目の広域圏の経済戦略を3月に作成したとあるが、内容は何かについてですが、これまで求心力のある中核的な都市圏の形成や構成団体の一体的な発展及び住民福祉の向上を図るため、盛岡広域市町懇談会、いわゆる首長懇談会を設置して、企業誘致や観光振興などに協働で取り組んできた盛岡広域圏では、今般国が連携中枢都市圏構想の先行的なモデルをつくるために実施した新たな広域連携モデル構築事業に手を挙げ、全国に先駆けてこの取り組みを推進してきたところであります。この連携中枢都市圏の形成に向けては、その手続として都市圏の中長期的な将来像や具体的な取り組みなどを盛り込んだ連携中枢都市圏ビジョンを策定する必要があり、本年3月に策定された経済戦略は、その中でも特に重要な視点の一つとなる経済活動の活性化について現状分析や課題抽出を行うとともに、盛岡広域圏の目指す姿や戦略産業を定め、その内容を連携、中枢都市圏ビジョンに取り組むために策定されたものであります。

その内容といたしましては、盛岡広域圏の社会経済動態として盛岡広域圏の人口動態、産業の状況について広域圏及び8市町村ごとの状況をまとめており、また盛岡広域圏の特徴及

び課題として地域資源、高等教育機関等の集積と産学金官連携の実績、地域文化型の食品関連産業の発展や交通結節点としての広域の特徴と若年層の生きがい流出、国際リニアコライダーの実現を見据えた産業振興、人材育成、主な産業分野ごとの課題をまとめております。

さらに、これらを踏まえ、経済戦略として目指す姿をチャレンジと競争による、この競争は、ともにつくる、100年後も元気な希望のふるさと盛岡広域圏とし、各種戦略の方向性などを取りまとめているものであります。

4点目の連携中枢都市圏の促進事業になぜ矢巾町が入らなかったかについてですが、今回の滝沢市の応募は、ソフトウェア、情報学部のある県立大学及び多数の情報通信関連企業が立地する圏域内の研究学園都市としての機能をより高めるため、通勤、通学者の利便性向上等に資する公共交通政策に向けた調査、分析を行い、新たな公共交通政策の促進を図ることを目的に応募したものであります。

本町といたしましては、本年度も盛岡広域市町首長懇談会における構成各市町の合意形成を踏まえ、今回盛岡市が提案しております連携中枢都市宣言の実施、連携協約の締結、仮称盛岡広域都市圏ビジョンの策定について本町の意見も広く取り入れ、各市町との合意を得ながら順次進めていきたいと考えておりますことから、今回本町からの応募は行わなかったものの、今後におきましても十分に本町の意見を取り入れるべく協議に望む考えであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございます。

まず答弁書をいただいたわけですが、内容がすごく大ざっぱといえば大ざっぱなわけでございまして、中でどういうふうな話でどういうふうな内容なのかというのが、なかなか見えてこないわけでございまして、たまたま今回議会に配付になりました盛岡市の金沢議長からの情報によりますと、いろんな内容がいっぱいこの裏面に書かれてあるわけですが、これ私、皆さん議会の人にはもらってあるわけでございまして、内容がすごく明確にわかるわけでございまして、この中での内容を今後詰めていくわけだと思いますけれども、できるだけ、なかなか中間で皆さんに説明するというのも大変なわけでございまして、どういう内容を話されているのかというやつがやっぱり私ら議員としては知りたいわけでございまして、ぜひこういったものも早く出してもらえればいいのかと、そのように思います。

それです。今回の4点目に質問していましたが、連体中核都市圏の促進事業というやつでございますけれども、これは最終的には前の地方中核拠点都市モデル事業が最終的にはそこになってしまうのか、その点ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 七郎議員さん、連携中枢ですね、中核でなくね。

○11番（高橋七郎議員） 済みません、失礼しました。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、今回盛岡の市議会議長さんのほうからそれぞれ資料をいただいたということでございますが、その点につきまして、ちょっと話をさせていただきたいと思っております。まずこの内容につきましては、先日盛岡広域の8市町首長懇談会の際に、盛岡市から説明を受けた資料でございます。それで昨年度策定いたしました盛岡広域の経済戦略の部分をお知らせするようにビジョンに向かって進めていきたいということの最初の取っかかりの話でございますので、それぞれそれらの部分がある程度具体化してまいりましたら、それぞれ当然ながら議員各位の皆様にもご報告を申し上げながらいろんな意見をいただきたいと思いますというように考えておまして、今回はお示しをしなかったということでご理解を願いたいと思っております。

それから、4点目の次の点の4点目、連携中枢都市圏の促進事業になぜ矢巾町がということでございますが、この部分につきましても、それぞれ今8市町で今度モデル事業に進んでいくわけですが、その一環ということで捉えております。それで矢巾町は、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、滝沢市につきましては、そのような関係で交通結節点の調査ということで行っておりますが、矢巾町につきましては、それぞれの今までの経過の中の事業の中で十分に当町の意見、思い等々はお話できるのかなということで改めて手を挙げなかったということでご理解を願いたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ちょっと私の話が悪かったのかなと思っておりますけれども、地方中核拠点都市モデル事業が今度連携中枢都市圏促進事業に変わっていくのかということをお聞きしたかったわけでございます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど昨年度盛岡広域で策定いたしました盛岡広域圏経済戦略、これが今のこれから進んでおきます盛岡広域連携中枢都市圏ビジョンに発展するということになります。その基本的な部分、この4テーマ、5事業について、盛岡広域8市町で、それぞれ今後連携をしながら取り組んでいくことができるのではないかとこのを作成したのが先ほどの経済戦略なわけですが、それに伴いまして、8市町で具体的にこれからどのようなことが進められればいいのかというのが次のビジョンという、これがことし平成27年度にそれぞれ検討するということになっております。それでその中には、先ほど申しましております盛岡市が手挙げした、あるいは滝沢市が手挙げした、それぞれの事業内容も盛り込みながらビジョンを作成していくということをご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） この書いたやつを見ますと、最終的にはコンパクトシティ化になっていくのかなというようなことは書いてありましたけれども、盛岡市、矢巾、滝沢は広域圏の中核の中にあるわけでございますけれども、矢巾町でも私が住んでいる西部地区等は、かなり過疎化が進んできているわけでございますけれども、それにしてもまだ中心部から5キロ以内というわけでございますけれども、具体的にコンパクトネットワーク化するという部分を言っているわけですが、具体的に広域圏の中では、葛巻とか、それから岩手町とかというのは、中心部から遠いわけでございますけれども、そこら辺もどのような方法でやっていくのか。これは、少しずつ部分的に分けてやっているものなのか、それから1カ所でやっていくものなのかというやつをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コンパクトシティのことと今度のこの地方中枢都市モデル事業、これは矢巾町はまず独自にコンパクトシティについては、今後議員各位のご理解をいただきながら、この中枢のこの都市モデル事業については、先ほど申し上げたように、3月に策定されたこの経済戦略、これが大きな柱になるわけございまして、それで先ほど答弁の中でもこれからの都市圏のビジョンをどうするかということでお示しをしなければならない、そのために懇談会を設置するわけでございます。だからこれから8市町がそれぞれ特徴があるわけです。その特徴を生かしながら盛岡広域圏としてこれからの経済戦略を含めたどういう形で進めていくかということなわけです。

だから先ほどの私が答弁させていただいたのは、非常にわかりにくい、そして抽象的な答弁だとお聞きされたと思うのですが、いずれこれから一つ一つ懇談会を設置して、そしてそこで各委員からもいろんなお考えをお聞きして、その形をつくりながら進めていきたいということでございますので、そここのところのご理解をいただきたいし、そして何よりも8市町がこの整合性を図りながら、いわゆるすり合わせをしながら進めていかなければならないわけでございますので、そここのところはひとつ、そして先ほどの答弁の中にも今度は、懇談会を設置して、その後にはいわゆる中枢都市の宣言をいたして、その次には連携協約の締結、これはもう各市町の市、町の議会の議決を経なければならない、そういった手続を踏んでまいりますので、ひとつそのところのご理解いただきたいし、もしきょうあれなのであれば、3月策定した経済戦略、これについてはお示しできますので、後からもし議会のほうから資料請求があるのであれば、当然提供させていただきますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ありがとうございます。要望としてはっきり言えば、余り内容的にはわかりにくいということがありますので、ぜひ小まめに、わかる範囲で結構でございますので、出してもらえれば、私らも理解も深まっていくと思っておりますので、ぜひそういったことをお願いしたいということで終わります。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

○11番（高橋七郎議員） 町長に西部地区活性化対策についてお伺いいたします。

一昨年8月の豪雨により、町内全域にわたり大きな被害となりましたが、特に西部地区矢巾温泉郷付近、マレットゴルフ場の復旧工事のめども立たず、またマース矢巾パストラルバーデンも3月末をもって閉館となり、今後どのようにするのか伺います。

1点目、マレットゴルフ場の復旧工事の予定はどうなっているのか。

2点目、今後のマース矢巾パストラルバーデンの再利用対策はどうなっているのか。

3点目、南昌山に至る道路復旧工事と南昌山を利用したイベントなどの計画があるのか。

以上伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地区活性化対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目のマレットゴルフ場の復旧工事の予定はどうなっているのかについてですが、一昨

年8月9日の大雨豪雨被害の対応については、直接生活に影響のありましたインフラ整備などの復旧に努めておるところであります。マレットゴルフ場の復旧につきましては、現在計画を策定しており、平成28年度から執行いたします第7次矢巾町総合計画において、隣接する水辺の里とあわせて、その町としてあり方や当時のような大雨洪水等による自然災害があった場合を想定し、矢巾温泉郷、そして大白沢地区を含めた西部地区一帯として観光施設整備計画の中に盛り込み、整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目のマース矢巾パストラルバーデン再利用対策はどうなっているのかについてですが、当該施設は、平成6年9月にオープンしてから西部地区の観光拠点、町の観光客集客に寄与してまいりましたが、去る3月末をもって突然閉館となり、町といたしましても西部地区の観光資源を失ったことに大きな衝撃を受けているところであります。しかし、同施設は町と株式会社飛鳥商事が平成20年3月に売買契約を締結し、現在も契約は継続していることから、町としての再利用はできないところであります。町では、閉館以降、同施設の早期営業再開をお願いしておるところであります。閉館に至った経営環境は、現在も変わっていない状況で、新たな情報が入り次第、議会等へお知らせしてまいりたいと考えております。

3点目の南昌山に至る道路復旧工事と南昌山を利用したイベントなどの計画があるかについてですが、町道南昌山線の災害復旧工事は、現在継続中であり、年内に工事が完了する予定となっております。

また、開通後のイベントとして、南昌山山開きを計画したいと考えておりますが、工事終了後の登山道の十分な安全を確保した上での開催としたいことから、平成28年度の開催に向け、整備及び準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございます。

マレットゴルフ場の復旧工事は、第7次矢巾町総合計画で検討していくということでございますけれども、具体的に時期はどのように考えているのか、まずこの1点をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今時期をまだ明確にできる段階ではないのですが、いずれマレットゴルフ場協会からも要

望等がありまして、いずれ私ども何月の何日までということのお答えはできないのですが、いずれ早期に再開できるように全力を尽くして取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） マレットゴルフをやっている方々によりますと、やっぱり今不動地区の創成地運動跡地を使ってやっているわけでございますけれども、なかなか天気もいいし、日蔭がないということで大変な思いでやっているし、回も減っていると、少なくなっているというような意見も聞いていますので、なかなか財政的な問題で大変かもわかりませんが、できるだけ早目をお願いできればなと思っております。この点については、要望でございます。

次に、パストラルバーデンでございますけれども、入湯税が年間1,000万円ほど入っていたわけでございますけれども、今早期に営業開始は、なかなか無理なのかなということで感じておりますけれども、話し合いは今なさっているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず先ほどの答弁の中にも突然の閉館ということで、私もそれを引き継いで、それで私も地元の皆さんはもちろんのこと、町民の皆さん方の再開を早くしてほしいという要望等がある中で、私どももやはり相手方と交渉しなければならないということで今交渉させていただいておりますが、なかなか再開まで踏み切れる状況ではないということはひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今飛鳥商事は、いろんな施設が閉館となっている話を聞いておりますけれども、平成20年第1回定例会、3月会議で売却の金額1億5,000万円ということで売却したわけでございますけれども、現在残金はどれぐらいあるのかお伺いしたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 現在あと残っている残高、約5,800万円ということで状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） この質問については、川村農夫議員も聞いていますので、余り質問してしまうとバッティングしてしまって申しわけないなと思っていますけれども、1点だけお聞きしたいと思います。もし契約が破棄になった場合、残金はどうなるのか、それが1点と、受け取った金額はどうなるのか、そこら辺、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初の残っている残金、いわゆる潰れた場合の残っている残金につきましては、賠償請求という形で請求をさせていただきます。

それから、2点目の今までの部分の金額はどうなるのかということで、これにつきましては、こちら町のほう、違約金という形の中でもらうと言えればあれですけども、こちらの町のほうに入るといふふうな、返すことはないということで契約となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 大変ありがとうございます。

ぜひやっぱり飛鳥商事以外にももし買ってくれる人がいればいいわけでございますけれども、ぜひなるべく早く再開できるように町当局も頑張って交渉してもらいたいと、そのように思います。これは要望にしておきます。

それから、西部地区の活性化のそのほかに何を考えて、考えがあれば、お示ししてもらいたいと思います。それが1つ目。

それから、南昌山の山開きのイベントでございますけれども、そのほかに何かこれと合わせてやることを考えているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ご質問にお答えいたします。

西部地区の活性化ということで何かほかにあるのかということでございますけれども、こちらのほうにつきましても、今第7次総合計画のほう、策定している最中でございます。こちらのほうにおいては、町民の代表の方の総合開発委員会の方に計画を策定を委ねているところでありますので、そちらの中でそのような計画もあれば、町といたしましても実施計画

なり、そういったものを組んで対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましてもマレットゴルフ場、水辺の里、今のパストラルバーデン、そういったものが今までの観光資源でしたので、そういったものを再開できるように、なるべく早目に再開できるようにして、そういったものを中心に考えていきたいというふうに思っております。

それから、山開きの南昌山の工事後のイベント関係でございますけれども、今答弁にもございましたとおり南昌山の災害復旧工事は、ことしの末ということで今進んでおりますけれども、その後災害復旧の工事の区間以降の部分、特に5合目以降の登山道、ここにつきましては、平成25年8月9日時点では、特に大きな問題はないというふうに聞いてはおりますけれども、それ以降こちらのほうでも登っておりませんし、丸2年は経過しているわけですので、今どうなっているかということについては、やはり確認をしてまいりたいと思っておりますし、特にも5合目以降は、盛岡の森林管理所のほうの管轄になっておりますので、そちらの方々の視察といいますか、点検をいただきながら安全を確認して、まず山開きには間に合わせたいというふうに思っております。

また、何かイベントということですがけれども、恐らくやはり来年の6月が通常の間開きの時期にはなるかと思っておりますけれども、雫石側も同じく工事が進んでおりますので、雫石側と共同なり、そういった形で南昌山線の開通を祝いながら、こちらのほうは南昌山のとっぺんで例えば雫石の方と会うとか、そういったことを企画していければいいのかなというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 最後になりますけれども、矢巾温泉のヘルスセンターでございますけれども、開業以来、大変お客さんが入っているというふうなことをお聞きしておりますけれども、現状はどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 保養センターではないね。

○11番（高橋七郎議員） 大変申しわけありません。保養センターでございます。

○議長（廣田光男議員） 保養センターの利用状況。それでは、菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保養センターの利用状況でございますが、12月に再開いたしまして、日帰りの入浴者数は、

保養センター、12月から3月まで4,000から5,000人の利用を1カ月当たりをいただいている状況でございまして、被害を受ける前に回復しているかなという状況はありますので、そのことでお知らせいたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で11番、高橋七郎議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 0時10分 散会

平成27年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

平成27年6月10日（水）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進課長	菊池由紀	君
兼会計管理者					

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 觀 光 課 長	淺 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。私は、高橋町長の政策についてお伺いをいたします。

高橋町長は、5月会議の町長就任ご挨拶において、町政の各般にわたる基本方針についての演述の中で町政を担当するに当たり、町民の皆様の声、英知を結集し、弱い立場にある人たちに光を当てながら、町民の皆様とともにしがらみのない町民本意のやさしく元気のある草の根型のまちづくりを目指して一步一步着実に進めてまいりますと述べております。また、政策には、13項目を掲げて町長に当選されました。その内容は、以下のとおりであります。

1、農業と商工業との新たな連携による6次産業化を推進し、矢巾産ブランド確立、地域経済の活性化を図る組織の必要性について。

2、岩手医科大学関連や企業誘致、地方創生等を推進するため、オールやはばでプロジェクトチームを立ち上げ、地域活性化と働く場を確保する必要について。

3、東部及び西部地域の活性化を図るため、国指定史跡徳丹城跡と矢巾スマートインターチェンジを核とし、土地利用計画を見直すなど、バランスのとれた地域づくりに取り組む必要について。

4、子育て支援策の一環として乳幼児医療費助成事業の対象年齢の段階的引き上げと乳幼児及び妊産婦医療費助成の給付方法を現物支給方式へ移行する必要について。

5、介護の必要な方について、安心して自宅で暮らせるよう在宅医療、介護、福祉の連携を図るため、地域包括ケアのさらなる充実、強化と増加する認知症対策として早期発見、早期対応の体制を整備する必要について。

6、幼稚園、保育園、小学校と児童相談所が連携し、発達障がい児を支援。難病患者及びウイルス性肝炎患者の相談体制を強化する必要について。

7、教育施設のさらなる充実のため、小中学校のトイレ洋式化を進めることについて。

8、スポーツコミュニティを目指し、いつでもどこでも、だれでもスポーツに親しむ環境づくりについて。

9、全行政区に自主防災組織を結成し、防災訓練を通じ、災害時の緊急避難場所及び避難経路の再点検を行うこと。地域防災の要である消防団を強化すること。

10、町内41行政区約700班の体制の町民が参加する協働のまちづくりを推進のため、年代層別対話ミーティングを行い、提言、意見を町政に反映することについて。

11、高度情報化により、町内の行事、お知らせなどの生活情報を多機能携帯電話などの活用により常時発信、目の不自由な方や高齢者の方のために行政情報の音声化を図り、町民の皆様の声、要望を受け付けるシステムを構築することについて。

12、ごみの減量化及びリサイクル化を徹底し、ごみ処理負担金の5%削減、約1,300万円の節減に取り組むことについて。

13、公正公平な事業発注のため、電子入札制度や総合評価方式などの導入等の検討を行い、透明性の高い入札改革が必要であることについて。

以上が政策として掲げております項目であります。また一方では、町民の声や課題でもありますことから、この政策実現のためにどのように考えているのか以下お伺いをいたします。

1、現在第7次総合計画基本構想の策定を終え、総合計画策定小委員会による基本計画素案策定に取り組んでおりますが、町長の政策をどのようにくみ入れ、第7次総合計画に反映しようとしているのか、基本的な考えについてお伺いをいたします。

2、県内最下位の合計特殊出生率について、子ども、子育て支援策については、強化の方向性が取り入れられた内容であります。出生率増加に対する対応策は、根本から考え直し、早急なる強化対応策が必要と考えますが、どのような対策を講じる考えなのか、以

上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の高橋町長の政策について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の町長の政策をどのように組み入れ、第7次総合計画に反映しようとしているのか、基本的な考えについて伺うについてですが、第7次矢巾町総合計画につきましては、希望と誇りと活力にあふれ躍動する町やはばを基本理念に平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次に人を豊かに育み、見守る町をはじめ、4つの将来像実現に向け、人口減少対策、高齢者の健康寿命の延伸、岩手医科大学附属病院移転に伴う定住化の促進、産業振興による雇用の拡大などに取り組むべく基本構想を定め、現在基本構想に基づき総合開発委員会と一体となって前期基本計画の策定作業を進めているところであります。

私が政策に掲げました農商工連携による6次産業化の推進と矢巾産ブランドの確立による地域経済の活性化を初めとする13項目の施策につきましては、基本構想にも相通ずるものと考えておりますことから、前期基本計画の策定に当たりましては、総合開発委員会並びに議員各位のご理解のもと、基本構想に掲げた内容をより具体化をする中で私の政策を計画的に反映してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の出生率増加に対する強化対応策についてどのような対策を講ずる考えなのかについてですが、岩手県保健福祉年報による本町の合計特殊出生率は、平成23年度と平成24年度ともに1.36と、全国や岩手県に比べて下回っております。少子化が引き起こす問題として、地域社会の活力の低下、将来的な労働人口の減少による社会保障制度の後退などが考えられ、本町だけではなく、全国的に少子化社会に歯どめをかけることが大きな課題となっている状況であります。

これまでの本町においての少子化対策の取り組みといたしましては、子どもを安心して産み、育てられるよう保護者の子育ての悩みや不安の解消、負担感の軽減を目指し、乳児家庭の全戸訪問、育児サークル活動の支援を初め、児童館型の地域子育て支援拠点事業等を実施しているほか、多様な保育ニーズに応えるために通常保育を初め、延長保育、休日保育、乳児保育のサービスの充実を図り、子育てと就労とのどちらかの選択を迫られることのないよう保育事業を行ってまいりました。

さらに、保護者の子育てに伴う経済的な負担軽減策として、町独自の負担による保育料の軽減措置を実施しておりますが、これは今後も継続できるよう努力してまいります。しかし、少子化対策は子育て支援のみでは、大きな成果を上げることは難しいところであります。そのためには、少子化の大きな要因である未婚化や晩婚化に対する取り組みや安定した雇用の場の確保を含めた総合的な取り組みが必要であると考えており、特に結婚支援対策については、県で設置する結婚支援センターの運営や若者の出逢い、応援推進事業に積極的に協力し、結婚支援ネットワーク会議等により、県との連携を密にしながら取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、少子化対策は、本町にとって喫緊の問題であることから、役場全体で知恵を出し合い、その対応に当たってまいります所存であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 議長、数点ございますけれども、1点ずつ進めていいですか。

○議長（廣田光男議員） はい、お願いします。

○6番（村松信一議員） それでは、まず1点目の質問であります。子育て支援策についてお伺いいたします。

平成26年12月会議で人口減少対策につきまして一般質問しましたが、答弁といたしまして、早期に役場内に横断的な少子化対策等にかかわる委員会を設置し、検討するとご答弁いただきました。今年2月にこの委員会が設置されておりますが、以下子育て支援策、地域子ども子育て支援事業についてお伺いをいたします。

矢巾町における地域子ども子育て支援事業は、現在国の事業として13事業が存在し、矢巾町は8事業に取り組んでおりますが、現在はこの中でファミリーサポートセンター事業がございます。現在平成27年度からは子育て援助活動支援事業と名称が変わっておりますが、矢巾町では、今現在取り組んでおりません。この内容は、保育施設まで送迎を行う。保育施設の開設前や終了後または学校の放課後、子どもを預かる。保護者の病気や急用などの場合に子どもを預かる。買い物など外出の際、子どもを預かる。病児、病後の預かり。早期、夜間などの緊急預かりなどが主な事業内容であります。

このような内容の育児援助を受けたい子ども子育て世代の人と育児の援助を行う方が子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織であります。今後子育て世代の生活圈、

職域圏とも盛岡広域で考えた場合、このような事業の要望が多くなると予想されますが、矢巾町では、現在取り組んでおりませんが、この取り組んでいない理由をお伺いします。

それから、現在このような相談ごとは、矢巾町ではどこで対応しているのか、以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 矢巾町では、現在ファミリーサポート事業は実施しておりませんが、しかしその代替事業といたしまして、一時預かり保育、休日保育、延長保育による夜間保育、例えばこずかた保育園による体調不良児対応型保育等を実施しており、ファミリーサポートセンターで行う事業の一部を代替しているような状況でございます。

現在ファミリーサポートセンターを実施していない理由につきましては、県内では8市がファミリーサポートセンターを設置しておるわけなのでございますが、いろいろ電話等でお聞きしましたところ、ファミリーサポートセンター事業では、子どもを預けたい親と預かってもいい親さんがそれぞれ会員登録をして子育てをサポートするわけなのですが、預かり親が、預けたい親でなくて、預かり親が圧倒的に少ないという状況はございます。それから、預かる方の高齢化ということも問題になっているというふうなお話を聞いております。ということで矢巾町では、現在このような状況でございまして、なり手になる方がなかなかいらっしゃらないということで、預かり親になる方がなかなかいらっしゃらないといことで実施しておらないところでございます。

現在このような相談は、矢巾町の場合、どこで対応しておるのかという2点目の質問でございすけれども、矢巾町の場合は、いきがい推進課の窓口と子育て支援センターのほうで現在は相談をお受けしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

次の点ですか、はい、どうぞ。

○6番（村松信一議員） それでは、次の少子化対策の子ども子育て支援についてお伺いをいたします。

矢巾町におきます地域子ども子育て支援は、先ほど申し上げました13事業であります。ファミリーサポートセンター事業のほかに4つございます。利用者支援事業、それから病児、病後育児保育事業、それから実費徴収にかかわる補足給付を行う事業、多様な世帯が本制度に参入することを促進するための事業、以上の4点は、矢巾町ではまだ取り組んで

いない事業であります。取り組んでいない事業の利用者支援事業についてですが、この事業の主な内容は、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育、保育施設及び支援事業の利用に当たって情報収集、提供、相談、利用者援助、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行い、地域の子育て支援の育成、地域課題の発見、共有などを行うようたっております。しかも地域連携については、行政がその機能を果たすとあります。子ども及びその保護者など、または妊娠している方が教育、保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようなのがこの事業の目的であります。この事業には矢巾町は取り組んでおられません。それでは質問であります。子育て世代の中でこのような事業を利用したいと思っても知らない、どこで相談したらよいかわからないとなっておられないでしょうか。今までこのような方はおりませんでしたでしょうか。事業内容の子育て家庭の個別ニーズなどの把握は、本町の場合は、どこで把握しているのかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町では、議員おっしゃるとおり、利用者支援事業は、現在実施しておらないところでございますけれども、まず第1点目の知らない、どこで相談したらいいかわからないというような、そういった方いらっしゃるのかどうかということでございますけれども、恐らく妊婦さんとか、そういった中で、子育て世代の中でいらっしゃると思います。人数とかは把握はしてございませんが、ただしほかの8事業の中の3つ、乳幼児支援全戸訪問あるいはあとは妊婦健診、それから子育て支援センター、これらを活用いたしまして、そのような不安、子育てに対する不安等をお持ちの方についてのお話を聞きながら情報収集をしてやっているところでございます。

ということで第2問ですが、事業内容の子育て家庭の個別ニーズ等の把握は、ただいま申し上げました3つの事業で代替して行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） なぜ知らない、どこで相談したらいいかわからない等も今私話したわけですが、ある県であります。ある県の子ども子育て支援の13事業について

子育て世代にアンケートをとった結果によりますと、よく知っているが1%、知っているが9%、余りよく知らないが44%、全く知らないが46%でありました。これはNHKで放送されている部分、1カ月ぐらい前の話ですけれども、そこでお伺いしたわけですが、質問ではありません。以上です。

それで次の質問に、よろしいですか。

○議長（廣田光男議員） はい。

○6番（村松信一議員） また、人口の少子化対策についてお伺いします。ご答弁にありました本町における合計と特殊出生率ですが、1.36とありまして、岩手県でも1.42と、かなり低い状況であります。少子化の要因は、複合的な要素が多く、非常に難しく、克服しなければならない課題でもあるわけですが、岩手県における合計特殊出生率は1980年代には1.95から約30年間で1.42まで低下いたしました。合計特殊出生率は、15歳から49歳までの1人の女性が一生に産む子どもの数であるわけですが、完結出生児数というのもございます。これは、結婚した夫婦の14年から19年で捉える完結出生数は、全国平均で見ますと、ここ30年ほどの間2.2でずっと、このままずっと2.2くらいでありましたし、数年前は1.96になりましたけれども、要は結婚した夫婦の結婚後14年から19年で捉える完結出生数は、このように高いわけであります。このことからご答弁にありました未婚化、晩婚化に対する取り組みや安定した雇用の場、特に結婚支援対策等は、非常に少子化解決には重要であると思います。矢巾町における合計特殊出生率は1.36と低いわけですので、再質問であります。矢巾町における完結出生率は幾らでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

完結出生率につきましてですが、矢巾町全体、矢巾町についての完結出生率につきましては、残念ながら現時点で把握しておらないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次の再質問ありますか。

○6番（村松信一議員） それでは、質問の2番目になります。雇用の場も重要なことですが、ネットで表示されております岩手県内における矢巾町の完全失業率は、岩手県の中で32地域中31位と、雇用の場にも恵まれております。子育てに必要な仕事と子育ての両立のための雇用関係の整理が重要であります。このことは地域の環境づくりも必要となります。女性が働きやすい環境を整えることは、少子化対策としては正しいと思いますので、働きや

すい環境、家族環境、これは夫の家事参加度合い、それから職場環境であります。就業時間や場所の柔軟性、それから地域環境として託児施設とか、それから法的環境としては、育児休業などがありますが、町内企業に対する産休支援制度などを検討してみてはいかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それでいわゆる産前産後のそういったことについては、もう村松信一議員もご存じのとおり、1つのルールがあるわけでごさいます。今質問なされた内容は、それに今ある休暇制度にさらに上積みをしろということなのですか、ちょっともう少し具体的にお聞きいたしたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 総合的にプラスのこと全て、可能なものということで検討したらいかがでしょうかということです。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

これは、それぞれ企業によってこれは対応していることとして、またはもうこの信一議員もご存じのとおり、このことについては、もうルールがあるので、私ども町の立場からそれに上積みとか、今のところは考えておらないし、それで先ほどからいろいろファミリーサポート事業から、今助産事業のうち矢巾町は8事業、まだ5つやっておらないということで住民課長からは、代替事業としていろんなことに取り組んでいるという答弁をさせていただいたのですが、やはり何といっても、私は子育てするなら矢巾町と言えるような、やはり体制整備をしていかなければならない。今住民課長が非常に弱々しい答弁をしたのですが、私に言わせれば、これを機会に、やはり子育てするならと、Uターンも、Iターンも、Jターンしてでも矢巾町に来て子育てをしたい。それから、子育て世帯に対していろんな支援策をガイドブックか何かまとめて、そういう世代にも情報の提供をすとか、今はもう若い人たちは、もうホームページ、もうみんなインターネットで見ることできるわけです。だから私昨日のやりとりでもお答えしたのですが、ホームページの充実、更新をやっていきたいというのは、やはりそういうことでごさいます。私どもこれから子どもを産み、育てやすい環境、このことにしっかり取り組んでまいりたい、そのことが人口減少の克服にもつながる、そしてきょうは村松信一議員に本当にいい質問をしていただいたのは、女性のやはり私は女

性が輝くまち、やはり家庭でも地域社会でも職場でも存分な力を発揮できるやはり女性の活躍の場、そのためにはやはり雇用の場を中心に考えていきたいと。だから保育と雇用、これが両立できるような体制整備に取り組んでまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ご答弁ありがとうございました。

矢巾で子どもを育てたいというご答弁をいただきました。そういう矢巾にしたい。先ほどのご答弁いただきました結婚対策についてお伺いをいたしますが、県と連携して取り組むとございます。結婚支援センターの運営、若者の出逢い、応援支援センターの運営、それから結婚支援ネットワーク会議などありますが、これらも重要な取り組みであります。矢巾町として独自の支援策を考えてもよろしいのではないのでしょうか。

例えば先ほど住みやすい矢巾、住んでもらいたい矢巾にしたい。それでは、比較的矢巾では高いと言われております住まいの支援制度、それから結婚のための一時祝金など、いろいろとあると思いますが、これらを検討してみてもよろしいのではないのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答え申し上げます。

いずれ今私どもといたしましては、まず岩手医科大学が開院することで今準備を進めておるのですが、やはりまず一番子育て支援策の一番のあれは、私はまず病院と診療所の病診連携とか、そういうこともひとつ考えていきたいなど。だから矢巾町には産婦人科がないわけですが、産婦人科とか小児科、こういったそういうものを充実して、病診、病院と診療所の連携の充実を図っていききたいと。そして、よそでは、今度今ドクターヘリでいろんな方々がおいでになっているわけです、重症患者とか何か。その中には、産婦人科とか小児科、今矢巾にある、今度できるわけですから、そういうものもやはり私は、先ほど子育てしやすい、産み育てやすい環境、そういうものをしっかり皆さん方にお示しをしていきたいと。

それから、先ほどの答弁の中で私が答弁させていただいた中では、県を中心に考えていくということでお答えしたのですが、今村松信一議員のご指摘のとおり、それに合わせて町独自の支援策も結婚、婚活のできる支援策も当然考えていかなければならない。だから私は、そういった一連の結婚、そして子育て、そして雇用と、これが一つの輪になるような形をつ

くっていききたいなということでここまで言うと、おまえそこまで言うのかと、こう言われるかもしれませんが、日本一の子育ての町を目指していきたくと、こういう思いを村松信一議員のこのご質問で強くいたしたところであります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○6番（村松信一議員） 次は、少子化がもたらす教育の影響についてお伺いをいたします。

現在残念ながら少子化であるわけでありましたが、逆に学級定員を見直す絶好の機会でもあるわけでありまして。これまで小中学校の定員が40名でありましたが、40人は教育の場ではなく、管理の場とも言われておりました。矢巾町の小学校においては、少子化により25人から30人程度の学級のところもあり、触れ合いの教育が促進され、一人一人を生かした個性尊重の教育が可能になりました。将来の青少年の問題行動は少なくなり、切れる子どもが少なくなると予想されますが、40人学級と25人から30人学級が存在しますこの矢巾町において、この2つの学級を見て、教育上感じることはございますでしょうか、所見をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在の学級編成の基準は、小学校1、2年生、それと中学校1年生が1学級35名でございます。小学校3、4年生は、1学級35名か40名のどちらかを選択することができるようになってございますし、小学校5、6年生及び中学校2、3年生につきましては、1学級40名という基準になっております。町内の現状でございますが、平均いたしますと、小学校では1学級当たりおよそ29名、中学校では1学級当たりおよそ34名となっております。このように1学級当たりの児童・生徒数が少なくなることによりまして、教師の目が行く届くこと、それから指導する際に個別指導を行うことができる時間がふえることなどのメリットがあるというふうに認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 地域少子化対策強化交付金についてお伺いをいたします。

平成26年12月会議の一般質問におきまして、地域少子化対策強化交付金があり、我が国の危機的な少子化対策問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取り組みを行う地

方自治体を支援するとありました。そこで質問したわけではありますが、取り組んでいない理由をお伺いしました。答弁といたしましては、我が町のほうでもそういったものにうまく合致できるものであれば、今後対応していきたいと考えておりますとのご答弁でありました。さきのご答弁にもありました結婚支援対策については、県と連携を密にしながら取り組むとございましたが、町としてこのような交付金に取り組んでみてもいいのではないかと思います。ご見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

さっきここでもおっしゃっているとおり、信一議員の質問に対してこのような答弁をいたしておりますが、矢巾町でもいろいろと事業展開をしているわけですが、果たしてその事業が先駆的な取り組みかという部分で、今ちょっと検討しているというか、調査をしている段階でございます。矢巾町の今の事業がそれぞれの交付金の対象ということになれば、これはもろ手を挙げて申請をしたいなど、このように考えておりますので、もう少しその辺調査中でございますので、ご了承を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答え申し上げますが、今交付金事業について、ちょっと私も内容を承知しておらないのであれなのですが、交付金事業というのは、幅広く対応できる事業なので、だからこれちょっと喫緊にもう調査しますが、いずれ先ほど申し上げた若い世代の結婚し、出産、子育て、それから今教育についてのご質問もあったのですが、いずれそういうことにそういう希望をかなえることのできる交付金事業であれば、これはもうすぐ取り組まなければならないわけでございますので、これは内容を精査いたしまして、そしてそういった若い世代の結婚、出産、子育て、そして教育、教育にもいろいろ奨学金制度とか、または特別支援教育とか、いろいろあるわけございまして、そういう交付金事業の使い道があるのであれば、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、これはちょっと時間をお借りして対応させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 次は別な質問に移らさせていただきます。

町基本政策にありますごみの減量化及びリサイクル化についてお伺いをいたします。平成

27年3月会議の私の一般質問、ごみの減量化について質問いたしております。ご答弁いただきました。家庭系の燃やせるごみの中に生ごみなど、資源化できるものなどが混在、分別と減量化のために青空教室や出前講座などを開催したとご答弁いただきました。また、今後減量化のためしっかりと取り組んでまいりますとのご答弁でありました。あれから3カ月たちましたが、提携でやっております青空教室とか出前教室以外に何か減量化に伴う対策を考えたりあるいは検討したり、そういったことはございますか。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3カ月前に私、そのようにご答弁申し上げました。事業としましては、はっきり言いまして、ごみの減量化はソフト事業の施策で住民個々の方に認識を持ってもらうというのが大前提だと考えております。そのため、提携的な業務は行っておりますが、その回数を若干ふやしたことがまず一つでありますし、その後につきましては、検討を重ね、今後その3カ月の間にどのようにしたらいいかということのをいろいろ一組とも協議をいたしまして、今回このようにしたらいいのではないかとということをも新たに考えてございますので、まずその3カ月の間は提携的なものにプラスアルファで行ってきたということでご了承いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 町長が減量化という話を政策に掲げておりますので、再度質問いたします。

家庭系の燃えるごみだけに限って申し上げますと、矢巾町の平成22年度の家庭系の燃えるごみは、平成22年度、3,379トンでありました。これを100とした場合、23年度は104.9%アップ、それから24年度は107%アップ、それから25年度は109.8%アップ、このときは8月9日の集中豪雨でありましたけれども、その部分は削除してあります。それから、平成26年度、これは111.3%アップでございます。これですと、毎年数パーセントずつ増加しております、4年間で111%アップしたわけでありまして、それで町長が掲げております減量化、この場合は、家庭系の燃えるごみに限らせていただきますが、5%を削減する場合、188トンの減量が必要となります。これを今の世帯で割りますと、大体1年間に1世帯当たり、今黄色い袋で大体四、五キロぐらい入るとして、ごみ袋6個ぐらいを減量すれば、家庭系の5%

は達成できるという計算上はそうなりますが、どのような減量化を考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 本当にきめ細かなきょうはご指導いただきまして本当にありがとうございます。それで私、まず家庭系ごみでは、台所ごみの水切りをひとつお願いしたいと。そのことによって減量化につながる、そしてその水切りをやることによって発酵速度も高めることができる、発酵促進にもつながる。今バーク等まぜて発酵させていただいているのですが、だから私ひとつお願いしたいのは、台所ごみの水切り、このことによる減量。それから、燃えるごみについて、今私も行って現場を見てきたのですが、やはりその他の紙、その他のプラが結構燃えるごみに入っているのです。だからできれば、そういうものを再資源、いわゆるリサイクルできるものは、極力、リサイクルというのは、もうご存じのとおり再循環させること。私が今まで言ってきたのは、プレサイクルと、前もって循環をさせると。いわゆるもうリサイクルの前の段階で循環をさせるという方向も考えていかなければ、いわゆる清掃センターに出して、そこでリサイクルするのではなく、もう出す前でリサイクル、いわゆるプレサイクル、前もって循環をさせると、そういうことの周知徹底を図っていくと、まず5%程度の減量化はできるのではないかなということ、これも実際お示しをしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質問、再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 済みません、再質問ではなくて普通の質問です。

○議長（廣田光男議員） そんなにこだわらなくていいですから、次々やってください。

○6番（村松信一議員） なれていないものですから。

それでは、最後の質問をさせていただきます。高橋町長にであります。就任前に主な政策として13項目を掲げておりましたが、町長に就任されまして、まだ40日ほどであります、実際町長となられまして、内部から見て、矢巾町として13の政策のほかに重要と思われる政策はありませんでしょうか。ありましたら、その政策内容についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

きょうの答弁の中でも申し上げたのですが、今基本構想、そして基本計画、それにすり合わせて私の政策もお願いしていくわけですが、やはり一番あれなのは、町民の皆さんの声、

ご意見、ご提言、そして何よりも議員各位のこういった場でのいろんなご指導、ご助言をいただき、しっかり私の政策と含めて取り組んでまいりたいということで、今考えておりますことは、まず基本構想にのっとり一つ一つ政策を積み重ねて取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、どうか議員各位のこれからのご指導、そしてご助言をよろしくお願いをいたしたい。そのことによって政策の実現ができるものと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で6番、村松信一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時とします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、9番、川村農夫議員。

第1問目の質問を許します。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号9番、一心会の川村農夫でございます。

質問に先立ち、去る4月26日に圧倒的得票で当選され、16年ぶりの新町長として就任されました高橋昌造町長に対しまして心から祝意を申し上げます。

8年前までの助役経験等も生かし、かつ県政の場での活躍を踏まえての矢巾の自立と変革を目指してという姿勢に大いに共鳴し、多くの町民とともにご期待申し上げる次第であります。就任されて以来町政課題が随所に目につき始めていることと思います。その中から、まず第1点目の質問として、昨日高橋七郎先輩議員が取り上げましたマース矢巾パストラルバーデンにかかわる幾つかの点について質問してまいります。このことについては、3月会議の26年度補正予算の質疑でも指摘しておりましたので、再度詳しく伺います。

その第1点目として、マース矢巾パストラルバーデンの閉館と現状についてですが、閉館した理由と、そのことによる社会的影響をどのように考えているのか具体的にお示しいただきたいと思います。

2点目として、そもそもの10年年賦支払い契約は、地方自治体の契約方式として妥当と考える、その根拠を示していただきたいと思います。

3点目として、営業停止し、閉館という自体は、契約の解除条項に該当しないのか伺います。

4点目として、上下水道の料金の納入状況について伺います。

5点目として、契約の甲、いわゆる矢巾町にとって損害賠償の対象としてどのような事態を指すのか具体的にお示しいただきたいと思います。

6点目として、温水、源泉の使用料について、矢巾観光株式会社との供給契約並びにその需給状況の現状を示していただきたいと思います。

最後、7点目として、勤務者の4月以降の就労補償対策は、確実に講じられているのか、その状況について伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、川村農夫議員のパストラルバーデンの現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、やめた理由と、そのことによる社会的影響をどのように考えているのかについてですが、施設は、平成20年3月に財産の処分に関しご可決を賜り、同年4月1日に物件を引き渡し、閉館までの7年間、日帰り温泉入浴施設として営業を行ってきたところであります。閉館に至った理由については、施設の老朽化に伴い、特にボイラーや配管の給湯設備の改修に経費がかさんでおり、今後施設等のリニューアルに対応することは、経営上困難であること、また利用客数は、横ばい状態ではあるものの、客単価が年々減少しており、利用料を値上げしながら経営を続けては客離れにつながることから値上げには踏み切れない状況であり、施設の整備に係る経費負担と売り上げ収入とのバランスを考え、体力のあるうちに経費負担が大きい施設の運営から撤退することになったと伺っております。

また、閉館による社会的影響についてですが、施設の年間利用者数は、平均約12万人前後となっており、利用者への不便を初め、西部地区の観光振興活性化及び町税収入への影響が懸念されておるところであります。

次に、10年年賦支払い契約は、地方自治体の契約方式として妥当と考える根拠についてですが、履行期限の延長としては、分割納付については、地方自治法第240条第3項及び同施行

令第171条6の規定を根拠として年賦払いの契約を締結しており、また延納の特約として同施行令第169条の7、第2項の規定により所有権移転登記を担保としておるところであります。

次に、営業を停止し、閉館という事態は、契約の解除条項に該当しないのかについてですが、売買契約書には、契約解除の条項を示しておりますが、売買代金の未償還分については、契約どおり続けることを確約していることから、現段階では契約の解除条項には該当しないと判断しております。

次に、上下水道の料金の納入状況についてですが、上水道のみの利用となっておりますが、5月末現在の納入期限の料金については、全て完納となっております。

次に、町にとって損害賠償の対象としてどのような事態を指すのかについてですが、売買契約書には、損害賠償の条項を示しており、契約の履行ができないと認められ、契約を解除した場合と捉えております。具体的には裁判所から破産宣告を受けた場合や手形不渡等により、銀行取引停止を受けた場合など、支払い不能の事実確認を確認できた時点になると考えております。

次に、温水源泉の使用料について、矢巾観光開発株式会社との供給契約並びにその需給状態の現状についてですが、マース矢巾パストラルバーデンが閉館までに使用していた源泉及び水については、ぬさかけの滝付近にあります旧源泉、南昌グリーンハイツ東側にあります新源泉と町水道の3系統を使用していたところであります。ご質問の2つにあります温水源泉の使用料については、新源泉は、平成20年3月に締結した売買契約の中に鉱泉地が売り払い物件として盛り込まれており、使用に係る料金は発生していないところであります。また、旧源泉については、矢巾観光開発株式会社が供給しており、本来使用料を徴収するところでありましたが、量水器が設置されていないことなどから、使用計画の締結までには至っていない状況でありました。

次に、勤務者の4月以降の就労補償対策の状況についてですが、今回の事態は、施設の閉館ということで倒産ではないことから、当該施設の従業員数や配置転換、退職に伴う補償等がどのような状況であったかについて運営会社から詳しい情報は得られていない状況であります。

なお、勤務者から就労相談等があった場合には、盛岡公共職業安定所との関係機関に取り次ぐなど、就労に関する支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、1点ごととに再質問させていただきます。

1点目のリニューアルは経営上困難と。経費負担と売り上げ収入とのバランスを考え、体力のあるうちに経費負担の大きい施設から撤退すると決めたということですが、ここに将来を期待することができるのでしょうか。8年ほど前、売却を全員協議会で説明した際には、年間利用者約1万4,000人前後で当時本町の町民は、その利用者の10%、バーデンは盛岡、紫波地区の利用者が多くを占めているとして町民には影響は余りないという説明がなされております。

それが先ほどの答弁で年間12万人まで伸びた手腕は、これは専門業界のなせるわざであったと思います。8倍強の客数を伸ばしながら撤退する理由が、はい、そうですかとは言い難い思いが残るのであります。当時平成18年11月24日、全協において議員からの質問がありまして、売却後、複数年の温泉経営をさせる契約はできるのかという質問に対しまして、町当局は、全面売却の方向であるが、複数年同様の施設として経営する条件を明記して町民に不便をかけないようにするという説明がなされております。しかし、契約書には、そういう条項は明記されておられません。なぜ明記されなかったとお考えですか、この点について伺います。そして、この答弁の複数年とは、どういうことを指していたと考えられるのでしょうかお伺いします。2年以上ならあとはお任せですよととっていいと考えたらいいのでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 契約案件の部分出ましたので、総務課、担当してございます私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず当時の契約物件につきまして明記されていないという、いわゆる温泉使用の部分の関係だと思えますけれども、基本的に考えている部分につきましては、その当時売った売買契約の部分につきましては、物品の売買契約プラス施設、土地という形の中で、議員さんご指摘、ご質問の中の運営関係、ここの部分については、特に売買契約の部分の中では明記しなかったというふうに私は捉えてございます。

それから、2点目の当時の契約に当たっての複数年、いわゆる売った際の運営に係る部分のいわゆる営業関係の部分、提案理由といたしまして、複数年やっただけだと、複数年というか、将来にわたってやっただけかというようなまずご回答と、町側の答弁というような発想があったわけですがけれども、実質的当時としては、施設運営に携わりました第三

セクターにかわる部分、その部分の見つけた経緯等もございますけれども、プロとして随意契約の中で決定いたしましたいわゆる飛鳥商事の部分に対しましてプロとしての手腕、こちらの部分につきましては、当時まず見通しが甘いと言われれば、そのとおりのわけでございますけれども、当時そのものにつきましては、プロである温泉、入浴施設、プロである飛鳥商事にという形の中でとり進めたというふうな状況でございましたので、議員さんご指摘のありますまずやっていただけという、私たちも、町としても期待はした状況であるというふうなことであります。

以上、ご質問に対しまして答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 再度、この1点目についてですが、当時の残存価格について、定額法で3億6,600万円、定率法で2,400万円のを1億5,000万円で、しかも契約にこぎつけたという全協での説明をしております。こぎつけたという表現が尾を引いてくるわけですが、当時入湯税は、1万4,000人のころであっても1,000万円の入湯税収があったと。12万人となれば8.5倍の人数が入っているわけですが、その分が税収源になってまいります。町税収入への影響が懸念されるで済まされる額なのかというところにちょっとその額の大きさ、確実にわかりませんので、今までの税収としては、入湯税の税収としては幾らあったのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 今川村農夫議員からお話がありました入湯税に対しまして私のほうからご答弁申し上げます。

マース矢巾パストラルバーデンにつきましては、一番のピークが平成21年度の入湯税の収入が1,121万3,000円ほどございました。昨今につきましては、平成26年度881万7,000円ほどございました。この881万7,000円につきましては、その年の全体1,195万4,000円ほどに対しまして全体の73.76%、結構大きな割合を指してございました。これは、矢巾温泉にございました大楽荘さんと、あと保養センターの大雨に係る休館ということでこういう大きな割合になってございますけれども、それ以前の通常の大楽荘さんなり、保養センターが開館していた際には、マース矢巾の全体に占める割合というのは、大体56%から57%、そういった入湯税に関しては、大きな割合となってございます。全体の入湯税のマース矢巾に係る部分については、以上となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） そうすると、ちょっと8年前の全協での説明は、入湯税、当時1,000万円という説明してあったわけなのですけれども、その額が12万人入っても1,000万前後というところは、ちょっと理解できませんが、これは後でお伺いしてまいります。

それでは、2点目の質問であります。自治法第240条ほか施行令についてはわかりました。しかし、金融機関から借り入れできない会社に10年年賦で売買契約にこぎつけることが選択として妥当と言えたのか。議会でも可決したわけではありますけれども、石橋を叩いても渡らないと言われた役所仕事としては考えにくい判断の一例であろうかと思えます。この件については、答弁は要りません。

3点目の解除条項の件についてですが、未償還分、きのうの答弁では5,800万円とありましたけれども、契約どおり継続して償還する確約をしているから解除の必要なしと言われました。今の経営を継続してもらうことを条件に契約書に明記すると言いながら明記されていないので、解除判定には該当しません。先ほどの答弁もいただきました。しかし、協議条項第16条には、本契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めなき事項があったときは、甲乙が誠意を持って協議の上、これを決定するものとするがあります。誠意を持っての協議は、いつ、どこで、誰と誰が何をどのように協議されたのか説明を求めたいと思えます。それが1つ目。

それから、契約者乙は、株式会社飛鳥商事であります。実際の運営を行ったのは、株式会社信陽が平成20年4月1日から運営したのではないのでしょうか。このことは、町として承知していたのでしょうか、この点についても伺います。

関連して、またこの下請承認とか委託または貸し付けの禁止条項第5条に反するものではないのでしょうか、その点についてご見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 3点ご質問ございました。まず第1点目でございますけれども、この誠意を持っていつ、誰がどこでやるという確約をしたかという形になりますけれども、日にち的には、年月日等々あるわけでございますけれども、具体的にはその当時の矢巾町長と向こうの社長と協議した中で、いずれ確約という形の中で書面含めましていただいているというふうな状況になってございます。

それから、2点目、3点目の関連も含めましてですけれども、この信陽の関係でございますけれども、確かに議員さんご指摘のとおり株式会社飛鳥商事の子会社、完全100%子会社と

というような状況を確認いたしましたして、その部分、確かに第5条の部分、契約者上の部分、ここについてもある程度抵触変更という形のものもその当時考えたわけでございますけれども、全て子会社という形で実質料金等の支払いにつきましては、株式会社飛鳥商事という形の中で支払いもちょうだいしているというふうな状況がございましたので、そのような形で進めさせていただいたという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） そうすれば、当時からわかっていたということでありますね。でも、やっぱり第5条の禁止条項には、貸し付けとか、そういったことを禁止するという条項がありますので、これをまず緩く捉えたということなのでしょう。わかりました。

いずれ町長1人で誠意を持って対談したという経緯しかないということですね。はい、わかりました。

それでは、4点目です。4点目につきましては、自家水源利用もあつてのこととお聞きしましたので、了解いたしました。

5点目の損害賠償の対象ということに絡んでですが、契約不履行、破産宣告、銀行取引停止など、支払い不能の事実確認を把握できた時点、こういう時点とはイコールの八方ふさがりのときです。その時点から事を起こすしかないという契約上のことでありましょう。ただ、さらに空き家となった場合の景観上のマイナス要素や朽ち果てていく建造物の不気味さなど、心象を害する遺構の影響はどう解消していくべきと考えておられるのでしょうか、この1点。

観光振興に与える被害査定は、査定としては不可能でしょうか。対応策があったならばお示しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 2点ご質問ございました。1点目につきまして私のほうから空き家対策含めまして1点目につきましては、私のほうからお答え申し上げます。

確かにこのような状況が続くと、いわゆる言葉は悪いのですが、お化け屋敷なり、幽霊屋敷、非常に景観も悪いという形の中で、これは当然観光資源として、その当時つくった施設でございます。それに向けての現在の状況につきましてご説明と申しますか、答弁したいと思うのですが、先般6月に入りまして、副町長と本社のほうへ参りまして、いずれ町として資金の早期回収ということばかりではなく、施設の早期再開に向けまして、いわゆる要望と言えれば一番聞こえはいいわけですが、その状況の確認に行つてまい

りました。その中で昨日の高橋議員さんのほうにもご答弁申し上げました。なかなか経営状況と申しますか、環境につきましては、経営環境の部分でございますけれども、なかなか厳しい状況があるなというふうなのが率直感じてきたところでございます。

ただ、うちらとしても町の思い、町民の再開を待っている声及びあそこの景観を含めましてお願いと申しますかしてきた状況でございますので、これは施設を管理というのか、今まだ契約上、町の施設という位置づけになってございますので、総務課窓口、こちらの町財産の管理という意味でも、これはお願い含めまして、情報確認含めましてこちらは対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、私のほうから2点目の観光振興の面から影響、その査定はどうかというような内容のご質問にお答えしたいと思ひますが、まず先ほども答弁にもありましたけれども、年間12万人の方が利用している、月に直せば1万人前後というような方が矢巾町を訪れて、町内の方もいらっしゃると思ひますけれども、訪れて利用していると、そういった方々、中には固定客ということで温泉だけを楽しんでいるという方もいらっしゃるでしょうし、どこかのほうからやっぱりパストラルバーデンという施設があって、矢巾町を初めて訪れるといった方もあろうかと思ひます。そういった面からいたしますと、リピーターの方に対しての影響は限定的かもしれませんが、新たに矢巾に来る方、遠方から来る方、その方につきましては、やはり温泉だけではなく、矢巾町のいろいろな施設なり通って、矢巾町を通っていったりするわけですので、そういった面からは、やはり影響があろうかなというふうに考えております。ただ、その影響の査定額となると、議員さんのご質問の中でもありましたけれども、ちょっとなかなかそれを査定するのは不可能というふうに考えておりますが、いずれこれから今の答弁にもありましたけれども、廃虚なりなんなりとなっていくということで環境なり、衛生なり、防犯なりといった面を含めると、マイナスの要素ということでございますので、こちらについては、非常に危惧しているというふうに考えております。いずれ早いうちの再開なり、再利用がなされればいいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） わかりました。本社を訪ねて厳しい状況を感じてきたと、率直な答弁をいただきました。

それでは、6点目として、源泉の関係ですが、鉱泉の利用料が観光開発株式会社に及ぼす影響はどれほどの額になるのかと聞こうとしていたら、結局ぬさかけの旧源泉から供給していたお湯に量水器がついていなかったという答弁、それにはちょっと驚きました。それをよしとして放置してきた、あるいは見過ごしてきたご認識はないのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾観光開発につきましては、当時パストラルバーデンがオープンいたしました平成6年6月9日でございますけれども、当時施設としましては、矢巾観光開発、第三セクターが運営しておりまして、水の需要関係を考慮した中でどうしても入浴施設として水が足りないという形で旧源泉のほうから急遽工事をして水を持ってきたという形でございまして、当然ながら第三セクターの源泉所有でございますので、量水器や使用料云々かんぬん、これは発生しないというのがまず一つ、現状はございました。その中でご質問のいわゆる売り買い、売買する物件、こちらの中に当然盛り込みながらやるべきではないかというふうなまず捉え方の中で2つある新源泉のほうにつきましては、これ先ほど町長答弁の申しましたとおり、売買契約の中にこれは当然盛り込んでおりますので、特に使用料等は発生しませんでしたけれども、旧源泉の部分につきましては、量水器がない新しい、いわゆる民間に売買するという時点の中でお聞きしている部分については、確かに当時量水器の部分の設置については、いろいろ検討された経緯はあると伺ってございます。ただ、その後につきましても量水器の設置につきまして検討したわけでございますけれども、なかなかその配管が複雑であるというのがまず1つありました。それから、量水器をつける単価、何百万円という単価、矢巾観光開発の体力そのものとの照らし合わせというふうな状況もあったみたいで、そこら辺の部分、対応については、いずれ遅れているというのか、設置していなかったというふうな状況になってございます。

ただ、そこら辺の状況はあるにしろ、使っていることは事実ということから推計値、いわゆるメーターはついておりませんが、推計値の中での料金の請求、徴収、この部分については、本社、飛鳥商事との協議は進めてきた状況ではございます。確認しまして料金的には年間、大体ですけれども、約300万円ほど、月にすれば大体25万円ぐらいかなという形

の中で協議はしてきた経緯というか、継続してやってきたわけでございますけれども、なかなか会社経営、こんな状況になりまして、そこら辺の部分についてもご理解を賜っていただかなかったというふうなのが現状としてあるというふうな状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 今の件に関してですが、飛鳥商事に要請をしてきたというのは、何年前ぐらいからなのでしょう。その点をまずお聞きします。その点について。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

日にち的には、平成25年1月というふうなことで会社のほうにお願いしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） いずれ単価あるいは配管の複雑さという状況があったにしても、今後再開あるいは別な業者なり、いずれ鉱泉を使うことになった場合には、きちんとやっぱり対処すべき基本的なことだということを申し上げておきたいと思っております。

それで7点目の勤務者への対応ですが、3月に質問した際には、系列会社への再雇用の道が開けているというような答弁をいただいたように記憶しております。ところが、あるやめた方から聞きますと、ほとんど仲間はもう失業保険で暮らしているというふうな方もかなり多いということを伺っております。それで3月会議で私の指摘した、すなわち契約者乙の企業としての体質調査など、リスクにかんがみた調査や対応をどのように進めてきたのかということをお伺いしたいのですが、6月に副町長と行ってきたということのほかは4月あるいは3月の質問以降、どのような対応をされてきたのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3月、4月以降、会議後の部分、こちらにつきましては、直接本社等には行ってはございません。ただ逆に会社のほうから、飛鳥商事のほうから来まして、まず2点ございました。1点目は、いわゆる閉館後の施設の利用について、ちょっと私専門用語あれなんですけれども、土地利用、開発行為におけるいわゆる規制関係、そこら辺の部分のいわゆる後がまと言えはあれですけれども、ここら辺の部分の対応に関して、いわゆる規制があっては、いずれ食べたいものもというか、営業したいものもできないのかなというふうな形のものの問い合わせ

わせと申しますか、相談、これが1つございまして、対応的には専門である道路都市課、こちらのほうと、あと県のほう、こちらのほうで対応していただいたということは、先般副町長と6月頭に行ったときには、そういう話はお聞きしておりました。

それから、2つ目につきましては、今現在ご指摘のとおり閉館という形で誰もいない無人状態、その中でいわゆる現在の管理部分の中で柵を回すというのか、入れられないような形、車等進入できないような形の部分、対応したいということで、あそこには町の、町というか、県交通のバス、ロータリー回りで入っておりますので、こちらの部分、いわゆるお示し来ましたので、こちらの企画財政課担当者を通じまして、このエリアの部分、指示したというふうな状況になってございますので、3月会議後の部分の対応については、このような状況になっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） わかりました。契約の行使が、このまま順行に遂行されれば問題はないわけでありましてと考えるのは一般的な話であります。西部地域の振興に寄与する形での存続をなくして、負の建造物、遺構といいますか、廃屋として所有権が乙に渡った場合が最も危惧されるわけです。売ってしまったからそれでいいという方もおられるかもしれませんが。

ただ、また一方では、乙の業態は、要はパチンコ遊興分が90%を超えるという企業でありますし、入浴場関係が残り数%といった割合であります。継続して年賦払いを請求していくことがよい選択肢となる可能性もあるかもわかりません。でも、これは売るも地獄、戻るも地獄、裏も表も地獄が見えている物件になってしまわないかという非常に道が見えない物件になってしまいます。このことについて、どう考えても非常に難しい、私自身も本当に単純な私見を申し述べれば、廃虚となる遺物を放置させることを防ぐために契約の履行ができないと認められる時期をもって契約を解除して、町負担で例えば新しい発想に切りかえるとか、そういったことも準備しておかなければならないのではないかとというようなことも含めて検討することがいろいろ多方面にわたって必要になるろうかと思いますが、今の時点での答えようはないかもしれませんが、何か思いがあれば、思案中であれば、それでも結構でございます。町長のご答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず1つは、私、いろいろ担当からもお聞きして、突然の閉館になった経緯をずっと精査をしてみれば、やはり2つ問題があるのではないのかなど。1つは、やはりもう少し丁寧な対応、内部でも関係課が集まって協議をして、またはこれから継続していく上において、町としてのもし支援策があれば、そういうことも講ずることも一つ検討課題にはあったかもしれませんが。だから私は、閉館に至るまでの経緯、もう一度内容を精査させていただいて、そしてもう皆さん方が再開を待ち望んでおる、また今川村農夫議員からもご指摘があった西部地域の活性化の目玉の、大きな目玉政策として当時取り組んだわけでございますので、だからその辺のところを私どもこれからもう一つ考えていきたいのは、内部協議を積み重ねて、そして一つ一つ、どういうあれをやっていけば課題解決ができるか、その辺をしっかりと見きわめながら町としての立場、これからの取り組み、どうしていくかということが一つ。それから、矢巾観光開発株式会社、ここにも取締役会とか、株主もおるわけです。こういう人たちにもこの経緯について丁寧に説明をしてきたのか、その辺も含めてご理解をいただかなければならないと。

だから、いわゆるパストラルバーデンのことについては、もう時間との戦いですが、もう一度原点に立ち返って、どういう打開策があるか、その辺のところをひとつ私どもも検討してまいりたいと。そして、相手方もそのことにご理解を示していただけるのであれば、そのことについて私どももどういう形で進める、または再開できるか、これを模索していきたいということで、このことについては、もうこれで終わりだということではなく、これを契機に一つ一つ丁寧に対応していきたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○9番（川村農夫議員） 先ほどは、最後のご答弁ありがとうございました。しっかりまた原点に立ち返ってということで大変なパワーが必要になろうかと思っておりますけれども、頑張りたいと思います。

それでは、2問目の質問に入ります。岩崎川の間野々第7地割下赤沼と北郡山第4地割細田から北郡山産直につながる橋梁、岩崎川の橋梁ですが、四郎兵衛橋について町の考えをお伺いいたします。橋梁は、片側1車線の2車線道路に対応した両側歩道付の近くで言えば上谷地の橋梁に匹敵する規格の高い橋梁であります。架橋後10年以上経過しておりますが、そ

の西に接続する道路が未舗装なため、地域生活道路としてもほかの通行者が利用しがたい悪路のままです。切削材による舗装も複数回施工されておりますが、大型車両の休憩場所として利用されるなど、路面破壊が進み、通常の農業者が通行するにもほかに類を見ない悪路と化しております。2車線という上位規格の道路舗装築造に予算が確保できないのであれば、5メートル道路など、一般町道の幅で、しかも路盤構成など、構造的にも最低限のもので舗装道路としての通行に供用できるよう工事着手を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

岩崎川橋梁については、県議会でも架橋数の多さが指摘されるなど、苦慮した経緯があることも承知しております。高額な投資をした橋梁を休眠状態にするのは、最も公共事業の趣旨に反するものであり、暫定的であれ、効果発現に取り組むべきであると考えますが、当局の姿勢をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町道舗装と橋梁効果の遺失についてのご質問にお答えいたします。

四郎兵衛橋については、平成12年度に完成したものであり、猪去中央線については、平成13年度完工の徳田第1地区圃場整備事業により創設換地した道路用地について移管を受け、以後町で管理を行ってきたものであります。道路管理の状況は、以前は防じん処理としてアスファルトの切削材を利用し、補設を行ったものの、大型車の通行などにより路面状況が悪化し、最近では年2回程度砂利を補充する対応で行ってまいっております。

しかしながら、近隣住民の皆さんからは、通過交通があるたびに土ぼこりが舞うとの苦情も寄せられているのも事実であります。町道猪去中央線の計画する幅員構成は、車道片側4メートル、3.5メートルの両側歩道で計画しているものであり、本路線西側の町道猪去線との整備と関連性を持って整備を進める計画としておりましたが、第6次矢巾町総合計画における整備は、町道猪去線が先行した形となったものであります。今後につきましては、周辺の道路網との関連で計画された幅員構成で整備を行うか、あるいは暫定的に生活道路並みの舗装とするかについては、地元行政区及び関係機関と十分協議した上で現在進めております町道整備の進捗状況並びに各地域から要望されております生活道路整備との緊急性、優先性を考慮し、第7次矢巾町総合計画策定の際に検討してまいりたいと考えておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） ただいまの答弁は、いかに道路建設の予算に汲汲しているかを如実にあらわすものであります。町内各地域からの町道整備の要望に拭いきれないほどまわりつかれて、七転八倒している道路都市課の状態の象徴であります。その原因者の1人が私であることもあるかもしれません。ですが、私があえて猪去中央線を持ち出したのは、県の一級河川岩崎川改修で橋梁の設置を強く要望して、かけ過ぎを広く批判されたこともあります。でも、それは町としての計画要望であったはずであります。上位規格の立派な橋をかけてもらったが、道路が悪過ぎて橋を使えない、あるいは使いたくないというままにして15年も過ぎてしまっております。公共事業の投資効果の遺失が大き過ぎる事例で、また報道されかねません。岩崎川河川改修事業の延伸、延長や災害復旧でお願いだけしていても、つくった後さっぱり使わない町だと言われなければならないようにしなければなりません。そのような評価、批判を受けないようにできる努力を払わなければならないと考えるから申し上げるのであります。よって、白沢公民館から長徳橋まで真っすぐに通じる四郎兵衛橋を早く生かすべきと考えます。間野々から不動までの人たちの声も大きくあります。もう一度橋の投資効果の遺失についての観点からお考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

川村農夫議員もご存じのとおり、矢巾町の道路は、基本的には南北は整備されておりますが、東西、これはなかなか厳しい状況にあるというのはご指摘のとおりでございます。その辺も含めてちょっとこの答弁に、私の答弁にあれだったと思いますが、いずれ私は、陳情路線、生活道路の整備率が今6割割っておる状況なのです。だから私も政策として、やはり各地域から出された陳情路線については、やはり一つ一つ整備していかなければならない、これはもう生活道路でございますので、そのことも含めて前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 答弁にもありました、まさに町道整備の進捗状況、各地域から要望されている生活道路の整備、緊急性、優先性というご答弁がありましたけれども、どこの道路も道路だけ見れば、そういうことになるわけですけれども、立派な橋があると、橋を全然生かしていないというところには、言うなれば橋は腐ってはいませんが、デッドコス

トが発生するわけです、効果算定した側から見れば。ですから、ほかの道路とはちょっと違った観点で取り組みを検討してもらいたい。県の土木部とのつき合いもあると思います。その点をお願いしたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（廣田光男議員） 続いて次に、3問目の質問を許します。

○9番（川村農夫議員） 最後に、岩手医科大学の移転と附属病院の開院について、高橋矢巾町長としていろいろな構想や将来の矢巾町に向けた無限に広がる、まさに夢と創生の動きが始まるような熱く燃えている思いがあると思います。それは、どのような展開を理想として抱いているのかとか、支援や共同の取り組みをどう展開しようかなどという領域は、町内にとどまらないものと考えておられると思います。医療のみならず、社会経済的にも岩手医大の立地の責務というのは非常に大きなものがあると思いますし、それに応えるべき思い、責任も込み上げてきていることと思います。その遂行に向けた具体的施策あるいは夢広がる変革の構想について、その一端をお示しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 岩手医大との今後の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

公共施設整備の対応といたしましては、移転予定地周辺部の安全性及び利便性の向上を図るべく、今後中央1号線の道路拡幅整備を行ってまいります。また、県内全域からの緊急搬送や災害時における緊急予想など視野に入れた広域的都市機能の整備といたしまして、スマートインターチェンジからのアクセス道路の早期完成を目指し、現在事業を進めているところであります。

県事業であります徳田橋のかけかえ事業につきましては、附属病院の開院に合わせて供用開始されるよう引き続き要望するとともに、国の事業であります国道46号、盛岡西バイパスの延伸につきましては、盛岡市とともに、さらに要望しているところではありますが、今後も早期の実現を目指し、さらに要望を継続してまいります。

次に、附属病院関係者との定住化に向けた受け入れの対応といたしましては、これまで本町では、市街化区域の見直しにより、藤沢地区、中村地区に住居系及び業務系の市街地形成を図るべく、新たに市街化区域を編入しており、現在民間活力によりこれらの区域におきまして商業施設の新設や住宅建設が順調に進められているところでもあります。今後開院までの期間におきましても、この2地区を含む既存市街化区域内において附属病院関係者との定住

化に向けた受け入れの対応とすべきさらなる良好な住宅地形成の誘導を図ってまいります。

また、保育所、小中学校の受け入れ体制につきましても、年次計画により、その体制を図ってきているところであり、今後も適正に計画を実行してまいります。

次に、岩手医科大学総合移転事業の相乗効果といたしましては、本町と医大が連携した町民の健康調査を通して、一人一人の健康意識向上につなげるメディカルメガバンク事業を実施しているところであり、医大が実施しております市民公開講座へも多数の町民の皆さん方が参加しているところでもあります。

また、附属病院の開院を通して町民の皆さんの健康増進と疾病予防等を図り、行政と町民、そして岩手医科大学を初めとする医療機関等が連携しながら保健、医療、福祉が充実した日本一健康な町やはばを目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成19年の矢巾キャンパス開学以降、矢幅駅から医大周辺までの学生の往来でにぎわいと活気が生まれているところでもあります。さらに附属病院が開院されますと、医師、病院スタッフ、関連業者、患者、見舞客等多くの交流人口が見込まれており、この交流人口を産業全体への波及効果により、地域経済への活性化につながるよう多くの定住人口の拡大を目指し、既存市街地との有効利用に合わせ、今後のまちづくりに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 一般に言われてきています事柄が今の答弁であります。最後のところに産業全体への波及効果あるいは地域経済の活性化へという文言が私にとっては大きなポイントでありました。地方創生も含めまして、医大の一時的効果にとどまり、あるいはその域を超越しないような発想ではなくて、2次的波、3次的波を引き起こすセルというか、そういったことに発展していくような効果を生み出す対策に取り組んでいただきたいと思うのであります。

要は小さな変革から始まるかもしれませんが、雫の1滴1滴が石をも穿つ思いで取り組んでいただけることを期待しております。そして、地域の隅々まで、矢巾町地域の隅々まで医大の風を日々の暮らしに感じることができるよう矢巾町になれば幸せだなという思いもしますので、今後そういう思いで取り組んでいただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

以上で9番、川村農夫議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日は休会、12日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 0時01分 散会

平成27年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

平成27年6月12日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進	菊池由紀	君
兼会計管理者			課長		

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 觀 光 課 長	淺 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 會 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

また、12番、長谷川和男議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

1番、赤丸秀雄議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄。健康長寿のまちづくりプランについて質問します。

本町では、平成15年に矢巾町健康長寿のまち宣言を行い、日本一健康な町やはばを目指してをスローガンに町民の健康づくりを推進しています。私もこの事業推進には大賛成しており、成果があらわれることを期待している一人であります。27年度から高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の3カ年がスタートしております。その計画内容の冊子を見て、以下について伺います。

1つ目は、その計画内容の具体的な取り組み項目、並びにいつの時期までに何の取り組み状況を確認するのか伺います。

2つ目は、計画内容の振興管理をPDCAサイクルで行うとありますが、3年スパンで取り組む期間であれば、取り組む期間が長過ぎます。1年程度ごとの状況把握が必要であるが、いかがなものでしょうか。

3つ目は、介護支援が必要になる前の予防活動支援が重要であると踏まえています。特に、健康寿命を伸ばす具体的施策項目が見えなかったが、3カ年の中で優先的にどの項目

に取り組んでいくのか、実施プランがあれば、伺いたいと思います。

4点目、3カ年間の介護保険算定の積算がありますが、矢巾町の保険料金は、他市町村と比較してどのような状況か伺います。

以上、4点質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の健康長寿のまちづくりプランについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の計画内容の具体的な取り組み項目並びにいつの時期までに何の取り組み状況を確認するかについてですが、具体的な取り組み項目につきましては、大きく3項目あり、

1つ目は、居宅地域密着型及び施設サービスを中心とした介護サービスの充実であります。

2つ目は、介護予防及び包括的支援事業を中心とした地域支援事業の展開であります。

3つ目は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予測されることから、要介護状態となっても住みなれた地域での生活を可能とするため、介護、医療、介護予防、生活支援及び住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築であります。

次に、いつの時期までに何の取り組み状況を確認するかにつきまして、今後事業期間である3年間で事業進捗状況を確認、検証しつつ、目標達成に向け鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

2点目の計画内容の進行管理を1年程度の状況把握が必要であると考えますが、どうかについてですが、計画内容の進行管理につきましては、毎年3回ほど被保険者、サービス事業所代表、知識経験者から構成される矢巾町介護保険運営協議会に報告または諮問した上で審議を通じてご意見やご提言をいただいております。また、年2回矢巾町地域包括支援センター等の運営協議会を開催し、本町における地域包括支援センター及び地域密着型事業について検証しつつ、ご提言をいただいております。さらに、保健、医療、福祉行政に係る活動方策の審議、企画、総合調整を行う機関であります矢巾町いきいきまちづくり委員会においても審議をいただき、ご意見とご提言は福祉施策に反映させていただいております。

3点目の健康長寿を伸ばす具体的な施策として、優先的にどの項目に取り組んでいくのかについてですが、本町では、平成25年度に健康やば21プランを見直し、今後の健康づ

くりの指標となる健康増進計画、第2次計画を策定しております。本計画は、安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりを基本理念としており、基本目標として3項目掲げており、1つ目は、健康長寿を目指し、生涯を通じた健康づくりの推進。2つ目は、町民の皆さん方が主体になって健康づくりの推進をすること。3つ目は、協働の健康づくりを推進するということになっております。本プランは、県の健康いわて21プラン第2次と連携しており、具体的な取り組みにつきましては、生活習慣病予防、身体活動と運動、栄養と食生活、休養と心の健康、口腔保健演習、喫煙の7項目を設定しており、各項目ごとに目標、そして目標達成のための取り組み内容や目標指標を掲げております。

その取り組みに当たりましては、町民の皆さん方お一人お一人が生涯を通じて主体的に実践できる取り組みを提案するとともに、地域、そして社会全体で支える環境を整えながら推進しておるところであります。

その中で特に優先的に取り組む項目といたしましては、生活習慣病予防と捉えております。その理由といたしましては、がんや脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病は、本町の主要の死因、死亡の原因であり、また重大な合併症を引き起こし、要介護、要支援認定の原因疾患となり得る特徴からもこれらの対策が急務となっております。このようなことから本町では、平成14年度から循環器系疾患の発症予防及び重症化予防に取り組んできており、特定健診の受診率の向上と特定保健指導に力を入れ、継続した健康づくりの推進を図っておるところであります。

また、がんの早期発見、早期治療のためにがん検診受診率向上のための検診体制の整備を進めてきているところであり、栄養や運動とあわせ、健康寿命を伸ばす健康づくり事業を今後も見直しを図りながら努めてまいり所存であります。

4点目の矢巾町の保険料金は、他市町村と比較し、どのような状況かについてですが、本町の第6期介護保険料基準額は月額5,700円であり、岩手県内の平均保険料基準額5,577円を123円上回っております。これは県内24保険者の中で12番目となり、ほぼ中間、真ん中ぐらいのところに位置している状況であります。また、第5期の保険料基準額と比較した伸び率につきましては18.8%であり、岩手県内の平均伸び率15%を3.8%上回っており、県内では9番目となっている状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ご答弁ありがとうございました。質問した3点は関連がありますので、包括して再質問させていただきます。

1点目は、第6期介護保険事業計画の具体的取り組み項目に大きく3項目あるとおっしゃいました。その1つに団塊世代が75歳以上となる2025年に向けた答弁がありました。その人たちが要介護状態になってもという答弁がありましたが、現状を踏まえ、今から少しでも介護予防につながる施策に力を入れる項目は考えていないのでしょうか。例えば団塊の世代向けにアンケートなどで何が介護予防に最適と考えているのかを聞き出し、それを行政として支援するためにどのように行動を起こせばよいかと考えることでありますが、その辺をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アンケートにつきまして大変貴重な意見、ありがとうございます。第6期の介護保険計画の大きな特徴がありまして、まさしく今赤丸議員さんのおっしゃるとおり、団塊の世代が75歳に突入する2025年に向けた高齢者の健康長寿のまちづくりを進めていくという、この計画には特徴があります。そのためにも行政が果たすべき役割、そして地域の皆様にご協力いただくこと等、大変大きな改革に向けた動きをつくっていかねばならない状況にありますので、今私どものところでは、研究会の立ち上げに向かいまして、その準備を進めているところでございます。そしてこの大改革に向けてどのように展開していくかということ地域に向けて情報を発信する役目がありますので、そして協力を求めるところもありますので、説明会を通しながら、矢巾町が今用意できる資源と地域にある資源、そして協力をいただきたいこと等の説明も加えながら地域に出向いていきたいと思っておりますので、そのときに資源を示しながら皆様のお声をお聞きする場をつくっていききたいということで今回の貴重なアンケートも生かしていきたいと思っておりますので、提言というか、ご意見いただきたいましたことを取り入れていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございました。

次に、健康長寿の具体的施策について伺います。現在矢巾町の平均寿命と健康寿命の差はおわかりでしょうか。また、厚生省、岩手県のデータがあれば、それも伺いたいと思います。

また、25年度に健康やば21プランを見直した内容を話されましたが、ここの部分については、私の勉強不足で内容を把握しておりませんので、後ほど機会があれば再質問したいと思いますが、その中の答弁に特定健診の受診率向上と特定保健指導に力を入れているとありました。そこで伺います。受診率は、自治会ごとに把握され、受診率の高い自治体のヒアリングなどを行い、行政として何をやれば、受診率向上につながるか把握して、町内自治会への積極展開を行って介護予防に生かしているのか伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平均寿命と健康寿命は、公表された数字は国勢調査が行われるときに用いる数字をお示ししたいと思います。それで健康寿命につきましては、各市町村ごとには、なかなか大公表されていませんので、そのとき、平成22年に示されました健康寿命は、岩手県が男性が69.4歳でございます。女性が健康寿命73.25歳でございます。そのとき矢巾町の平均寿命のほうを最初にお知らせいたします。矢巾町の平成22年の平均寿命は、男性が78.3歳、女性が85.5歳ございましたので、これはそのときに岩手県の健康寿命と比較いたしまして、およそ男性では9歳、9年間の開きがありますし、女性では12歳、12年の開きがあると捉えますが、この健康寿命を伸ばしていくことがとても大事なことです。今年度国勢調査が行われますので、そのときに全国比較、市町村の比較も出したいというようなことが言われているような状況がありますので、問われてくるかなど、指標として大事なものが示されてくるかなどと思いますので、引き続き注視していきたい数字でございます。

そして、2点目の特定健診の受診率と特定保健指導の実施状況が介護予防に生かされるかと、介護予防事業に生かされているかと、取り込まれているかというようなご質問でございましたが、そのことに関しましては、特定健診の内容は、生活習慣病の循環器系の病気でございますので、高血圧や脳血管疾患、心疾患、糖尿病等に関する病気の早期発見のために行っているものでございますが、それにつきましては、特定保健指導は、生活習慣病の改善ですので、食事であり、運動でありでございます。それが介護予防事業、今は65歳以上の方を中心に行っておりますが、やっぱり予防を中心ということであれば、第1次予防、発生の予防に取り組むことが大事でありますので、今65歳以上の方の介護予防事業にも栄養と運動と項目は入れておりますが、若い人たちに対しましても、そのことは一般の地区の予防集会等でも、健康教室等でも行っておりますので、関連して行っているという

ことをお答えとしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） さらに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今回の件については、ありがとうございました。

次に、4点目に質問した介護保険料についてであります。昨年度は4,800円で今度3年間5,700円というお答えでありました。900円アップしております。以前の料金の4,800円についても、アンケートの内容を見れば、55%の方が負担が大きい、やや負担であるという回答でありました。回答した負担が重いと感じる方、55%の人たちの所得とか収入、その辺がわかる範囲で結構ですが、調べてあれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的に高いと感ずる方々に対しましての特に分析等は、そういうふうなアンケート様式ではなかったもので、その点についてはお答えしかねます。ただ、介護保険料につきましては、所得に応じて矢巾町は10段階を設定しております。特にも今回、今年度の改定は、大きな大改革を行って団塊の世代に備えるということでありましたが、保険料につきましても低所得者の方に配慮したということをやっておりますので、特徴がありますので、矢巾町もそのことを最大限活用させていただきまして、低所得者に配慮した保険料としていきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） わかりました。ありがとうございます。

質問ではありませんが、私の意見を述べさせていただきます。今回の答弁内容と矢巾町健康長寿のまちづくりプランの冊子についてであります。本町の現状データに基づいてきっちり把握され、指標も策定され、大変よいものでありました。ただし、私が感じたことは、3カ年でどのように取り組むか方針は織り込まれていますが、誰がいつまでに何をどのように取り組み、確認するか細やかな実行プラン、スケジュール表がなかったことあります。いわゆる5W1Hが明確になっていないことあります。行政は、そこまではやれない、無理なのかなと、特に感じた次第であります。私もこれから勉強を続け、介護予防、高齢化対策などに行政側と連携し、取り組む所存でありますので、今後ご指導いただ

くことをお願い申し上げます、私からの一般質問を以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で1番、赤丸秀雄議員の一般質問を終わります。

次に、5番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範でございます。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。地方創生の総合戦略についてでございます。地方創生取り組みについて、当町では、人口減少問題に関し、総合的、かつ効果的に推進するために設置した矢巾町人口減少対策推進本部で策定に取り組むと説明を受けておりますが、その後の取り組み状況についてお伺いいたします。

1点目として、総合戦略策定にかかわるメンバーに役場職員、業者以外の関係者はいるか。また、進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目として、国が費用を出し、都市の若者らが地方に移り住んで活性化を後押しする地域おこし協力隊員が2014年度は、前年度の1.5倍の約1,500人となり、受け入れ自治体も約3割ふえて400を超え、地方創生の担い手としての期待が高まっているという報道があるが、人口減少対策として有効な取り組みと思うが、当町はどのように考えるのか。

3点目としまして、多くの自治体が人口減少に対する対策として空き家の活用に取り組んでいるが、当町では行政区長の協力をいただき、実態調査を行うとしているが、景観維持や火災、災害の発生防止以外空き家対策は考えないのかお伺いいたします。

4点目として、平成26年度事業の繰り越しである地域消費喚起型のプレミアム商品券の発売は、当初8月で使用期間は6カ月間、販売方法は従来どおりとすると計画されておりますが、発売金額と枚数が多いことから、混乱を避けるために予約販売を考えてはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、齊藤正範議員の地方創生の総合戦略についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の総合戦略策定にかかわるメンバーに役場職員、業者以外の関係者はいるか。また、進捗状況はどうなっているのかについてですが、地方版総合戦略につきましては、幅広い年

年齢層からなる町民の皆さん方を初め、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要と位置づけられており、今後において組織してまいりたいと思っております。また、矢巾町人口減少対策本部の事務局であります企画財政課において、現在国、県などから資料収集を行い、策定に向けた準備を行っているところであります。

なお、今月9日には、岩手県市町村課の総括課長さんを講師にお願いし、町内全行政区のコミュニティ会長さん、総合開発委員の皆さん方、そして役場管理職、議員の皆さん方にもご出席を賜り、地方創生に関する研修会を開催いたしましたところであります。

2点目の人口減少対策としての地域おこし協力隊の取り組みは、本町はどのように考えるかについてですが、地域おこし協力隊員は、人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、地域力の維持、強化を図るためにも担い手となる人材の確保が特に重要な課題であることから、地域外の人材を積極的に招致し、その定住、定着を図ることを目的に総務省が平成22年度より地域おこし協力隊事業を推進しておるところであり、県内では平成26年度は、6市町村で14の方が地域おこし協力隊として活躍されているところであります。

具体的には、自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間地域に居住して地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や移住者の受け入れ促進、農林水産業への従事、住民の皆さん方の生活支援などの各種地域協力活動に従事することになっております。

議員ご指摘の人口減少対策としての取り組みのほか、私が政策に掲げました6次産業化の推進と、矢巾産ブランドの確立による地域経済の活性化など、今後地域の特色や資源を生かした地方創生を推進するに当たり、地域おこし協力隊を活用した上で取り組むことが課題解決に向け、最も有効かつ効率的な手段となるのか十分検討し、対応してまいりたいと考えております。

3点目の景観維持や火災、災害の発生防止以外の空き家対策は考えないのかということについてですが、空き家につきましては、全国的な問題となっており、国では空き家等対策の推進に関する特別措置法を昨年の11月に制定し、対策を講じているところであります。本町における空き家の状況については、総務省で行った平成25年住宅土地統計調査によると、空き家が1,310戸で総住宅数の11.7%となっており、全国平均の13.5%と比較すると1.8%低い状況になっております。本町におきましては、実際の空き家の実態を把握すべく行政区長の

皆さん方のご協力をいただき、調査を実施しているところであり、調査結果を踏まえ、景観を損ねたり、防犯上危険な状態の空き家の解消を図ることと空き家の有効利用と活用方法に道筋をつけるため、関係団体と検討してまいりたいと考えておるところであります。

4点目の平成26年度事業の繰り越しである地域消費喚起型のプレミアム商品券の発売について、混乱等を避けるために予約販売を考えてはどうかについてですが、今回の地域消費喚起型商品券の販売につきましても、補助事業として矢巾町商工会が実施する計画となっております。発売時期については、来月の4日、5日に予定を、より時期を早めこれまでの4倍に当たる4万組を販売する計画になっております。今回の販売は、販売枚数が多いばかりでなく、プレミアム率も高いことから混雑や混乱も予想されておりますが、事業実施主体である矢巾町商工会は、平成20年度から同様の販売を5回行ってきたノウハウと経験があり、特に今回は混雑時に販売窓口の増設や誘導員を増員するなどの対策を講ずるとしており、来月6日以降は、矢巾町商工会において完売まで販売が継続されることから、現在のところは予約販売は行わない計画になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 何点かありますので、1点ずつ伺ってまいります。

地方創生の総合戦略策定については、山崎議員も一般質問を予定しておりますので、私はとりあえず6月9日開催されました研修会の中からお聞きいたしたいと思っております。

1点目として、事業のタイプとしてタイプ1とタイプ2が説明がありましたけれども、いずれも実施計画の提出期限が8月中と記載されておりますが、タイプ2においては、10月末で策定により、上乘せ補助の対象となる説明だったとお聞きしておりますが、記載には10月末という記載があり、その辺の部分はどうなのをお聞きしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今おっしゃいましたとおり、タイプ1、タイプ2ということでこの前研修会受けたとおりでございますが、今これからの町の予定としては、やはりタイプ2ということで一応は10月をめどに作成をしたいなど、このように考えておりますので、それを目標にそれぞれ順次展開していきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） そうしますと、上乘せ補助金1,000万円の対象となる策定の仕方をするといいのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

目標としては、やはりそれを目指すべきだなということで考えておりますので、それを目標に進めていきたいなど、このように考えておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、どうぞ。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 今回の9日の研修会、参加者を見渡せば、案内した人たちがそういう世代の人たちに案内されたのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、地方創生推進会議が望んでいる若い人、女性等の参加が少なかったように思われますけれども、今回参加した人以外にそういう人を特段と集めて説明会や意見聴取をするという予定等があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当然ながらこの人口減少問題につきましては、晩婚化あるいは未婚化、あるいは少子化等々ございますので、当然ながら今現実にもそのような部分あるいは直面している、あるいは子どもさんを育てている方々に非常に大きなウエートを占めながら調査をして、あるいはお話を聞くということが大切だというふうに考えておりますので、それぞれ今後の事業の中でそういうふうなご意見をいただく機会を設けていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、どうぞ。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） この事業は、地域課題に基づく適切な短期、長期の政策目標を設定して進捗率を検証し、改善するPDCAサイクルの実行が求められている事業であります。

1年1年、成果を検証しながら目標に届かなければ、改善した中でまた進めていくということではないかなというように思っておりますけれども、そのシステムの管理を行う人材の確保がこの事業にとっては重要な点であるというように指摘されておりますが、当町について

は、この件はどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全く今議員お説のとおりだと考えております。前の町長答弁にもございましたが、今度企画財政課におきまして増員していただきまして、これ専門に担当するという職員を配置をしていただきました。これは計画をつくるだけでなく、その後の進捗状況等々、推進状況を見ていくという部分も含めながら増員ということに考えておりますので、計画から、それから進捗状況から、それからいろんな皆さんのご意見からというような部分を受ける部署ということに考えておりますので、その部分については、今のところ設置した部分でございますので、十分なのかなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

この地方版の総合戦略は、まず何といたっても人口減少の克服と地方創生が目的なわけでございます。そこで齊藤正範議員のおっしゃるとおり、この事業を進めていく上において、必ず検証して、なおかつ事務事業の成果、成果指標もきちっと検証しながら進めていくと。

それから、私の先ほどの答弁の中にも女性とか若い人たち、答弁の中にもお話し申し上げたのですが、幅広い年齢層からなる町民の皆さんということは、そこには当然若い女性とか、それから若者とか、もう公正に推進組織を立ち上げるときには、当然その中では考えてまいりたい。

それから、今国においては、地方への支援として3つあります。情報支援と人的支援と、今当然財政支援はあれなのですが、その中で私どもも今後情報の支援は当然やっっているのですが、今後のこれからの推進組織を立ち上げた中で地方創生人材支援制度というのがあるのです。だからそれもし活用しなければならない状況にあれば、そういう制度の導入も前向きに考えていきたいなど、こう考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 町長の答弁、ありがとうございます。私もまさにそのとおりと思います。石破大臣は、地方創生に地域の熱い思いが伝わるような施策というようにたびたび

訴えておりますので、ぜひそのような人材の活用も考えてもらいたいと思います。

質問を続けさせてもらいたいと思います。人口減少には、都市部からのIターンやUターン対策などが考えられますが、先ほど日本創成会議が提言し、政府が推進の方向性を示しております高齢者の移住については、全国で賛否が分かれているところでもあります。しかしながら、当町においては、医大の総合病院移転など等医療関係の機関が多くあることから、それなどを考慮した場合、単純な高齢者移住ではなく、地元の雇用創出につながる日本版CCRCの取り組みの考えはないのかどうかお伺いいたしたいと思います。また、県外に暮らす子息や後継者候補などの移住対策などは考えないのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えを申し上げます。

まず地域の将来は、まずしっかり人口動態を把握することを私は、だから今町のこれからの人口動態がどうなっていくか、そういったやはり統計的なものを、そして今齊藤正範議員からお話あった、例えばこの間の新聞報道等を見ていますと、高齢者の介護とかの問題、過去には障がい者も同じようなことがあったのです。今度は、高齢者のことについていろいろ今議論されておるわけなのですが、しかし、今私、矢巾町としても雇用の創出を考えた場合に、今齊藤正範議員さんがおっしゃった、まさにこの保健、医療、福祉の分野での雇用、これをやはりしっかりこれから考えていかなければならないと。その中で私は、今ご指摘あったことについては、いろんな再度、角度から検討させていただきたいなど、こう考えておりますので、そこはひとつご理解していただきたいと。

もうその過去にも、障がい者のときもそうだったのですが、今度高齢者を受け入れることによっていろいろ議論はあると思うのです。それから、あともう一つは、高齢者の皆さん方の雇用の確保、今当町では、シルバー人材センターとかあるわけですが、やはりそれよりももう一步推し進めた形での高齢者雇用のこれからのあり方についても今度の地方版の、いわゆる総合戦略の中でも検討してまいりたいということでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 続きまして、地域おこし協力隊について関連してお聞きいたしたいと思います。

地域おこし協力隊の制度化は、答弁では平成22年度というようにありますけれども、平成

21年度よりの運用会開始ではないか確認いたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

うちのほうの答弁、これ実際21年度から、それこそ当時は、田舎で働きたいということからスタートしたので、真面目な答弁をさせていただいて22年度というのは、そういう答弁だと思いますので、ひとつご理解をお願いをしていただきたいということで。いずれ地域おこし協力隊につきましては、まず21年度からスタートして進んでおるわけでございますが、この活用についての、やはり先ほど答弁の中でもお答えしたとおりなのですが、いろんな角度からやっぱり検討してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 町長のほうから活用について検討していきたいという答弁をいただいたわけなのでありますけれども、答弁の中にこの協力隊が最も有効で、かつ合理的な手段になるか十分検討していくというご答弁をいただいておりますが、人口減少対策として捉えたら対策が幾らあってもよいのではないか。これが最高の手段でなくてもよいのではないかというように私は考えるわけでございます。

ただいま町長言ったとおり、矢巾町ブランドの開発や販売、そして矢巾町のことを全国に向けた宣伝、都市住民がこちらへ移住してきたときの問題の解決、研究、農林畜産業への従事、生徒、児童への教育指導など、隊員が取り組むべき項目は多岐にわたっており、研修期間は最高3年間というようになってはおりますけれども、この実績は3年を超えた中には、当町にとっては大きな財産になるのではないかなと考えますけれども、この辺はお考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今この地域おこし隊については、もう齊藤正範議員もおわかりのとおり、まず1つは、地域おこし隊、地域、そして私ども地方公共団体、まさに三方よしということ、そして何よりも斬新な視点から、よく言われるよそ者、若者、そして何かやるのには、余りいい表現ではないけれども、ばか者と、そのよそ者、若者の斬新な視点から地域おこし隊の皆様方、3年間に実績を残したと。だから私は、これはせっかくこういう制度があるわけですので、取り

組んでみる検討、いわゆる価値はあると思うので、そして今隊員の実態をちょっと調べたら、隊員の4割が女性なのです。20代、30代が8割と、そして任期終了後、約6割の人が地域に残ると、これ財産です。まさに三方よしなのです。だからこれについては、いろんな私も角度から前向きに検討させていただきたいということでひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まさしく町長のご答弁、次に質問しようかと思って用意しておりましたけれども、全く同じでありまして、ただ1点だけちょっと申したいと思います。矢幅駅前土地開発で総合ビルを施設を計画し、その中にカフェを出店を予定しているわけなのですが、例えばそこのカフェの運営をこの地域おこし協力隊の方に行っていただき、こちらから当町の宣伝、PR等の場にできたら非常に複合施設の活用もいいのではないかなというように思っておりますので、これは考えてもらいたいと思います。

続きまして、プレミアム商品券についてお伺いいたしたいと思います。地方創生の事業は、マンネリ的に行うものでなく、町独自のアイデアや発想が求められると私は考えておりますけれども、今回のプレミアム商品券は商工会の補助事業であり、事業内容は商工会のノウハウを生かし、一元しているという、こういう答弁でいいのかどうか、何か答弁書を読みますと、そんなように読み取れるわけなのですが、その点についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

マンネリ化というようなことで、本来は地方でそれぞれのアイデアを生かしたこういった活用を考えればいいのではないかということだと思いますけれども、町村の地域の小中業者、こういったものはかなり疲弊しているといったようなことで今回も継続して同じような、マンネリ化と言われれば、それまでなのですけれども、そのような安易な対応と言われるかもしれませんが、速効性があるのではないかということでこのような計画となったものでございます。

ただ、過去の5回のノウハウなりなんなりを見て、商工会さんでもいろいろ工夫もしておられるようで、特に当初平成20年当時は、小規模事業者の利用状況というのは4分の1程度弱というようなことでしたけれども、その後いろいろ宣伝等いたしまして、宣伝なり、商工会の会員なりにも周知しまして23年度以降は、小規模事業者も35%、それ以降は30%の前半

ではありますけれども、そういったことで推移しておりますので、マンネリ化とはいえども、それなりの効果は上がっているのではないかというふうに思っておりますし、今回はプレミアム率も20%ということで、また金額も多い、マックスで買える額も多いということでこちらについても、特に地元の事業者さんは期待しているということでございますので、これはそれなりの効果は上げているということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まさに本町の地域経済の大きな柱は、農業と商工業なのです。それで特にも商工業、消費喚起型の今度のこれも商品券を通してどのような形で進めると消費の喚起につながるかということについては、今後商工会さんとも連絡を密にして、全国的にもいろんな展開をされておる事業があるわけです。そういった先進的な事例もよく見きわめながら、やはり地元の商工業が元気になることがこの最優先課題なわけですので、そこに視点を置いて、これから前向きに取り組んでまいりたい。そのために先ほど齊藤正範議員からもお話あった地域おこし隊と、そういう斬新な目で見ていただいてやることも一つの方法なのかなと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 他の自治体では、販売方法にいろいろな取り組みをやっているように報道されております。町でも予想しているように、販売時の混雑は当然でありますけれども、7月4日、5日に発売し、残った分は継続して商工会で販売するとありますが、4日、5日に高齢者や障がい者などが、その販売する場所に行けない人の対策はどう考えているのか。また、勤務の都合でそのときに購入に行けなくて、全てが販売されてしまったら、その対策はどう考えているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月4日、5日、土日でございますけれども、この日に混雑なりなんなりがするというところは、答弁のとおり予想しております。お答えにもありますとおり窓口を増設するとか、誘導員を増設するとかといったことでは対応は考えております。他の市町村の例を見ても、やはり今回はプレミアム率が高いということで好評であることから、当然このようなことは

予想しております。

ただ、高齢者、障がい者という方についてどうなのかということですが、確かにそういった方々の購入については、以前からも問題となっておりましたが、このことにつきましては、まずは一番の目的は、地域の経済の活性化ということで消費喚起ということでちよっとこの表現は悪いのですけれども、とにかくまず使ってもらおうということでございます。

ただ今回は、特に金額も多いということで今までの過去の例からいたしますと、7月4日、5日の2日間では、当然さばき切れない量でございます。そういったことから7月6日以降十分に、お仕事で来られない方であっても、高齢者の方、その代理の方であってもご購入できるものというふうに考えております。

ちなみに過去の例では、5,500万程度の販売でして、今回4倍ということで大体1日さばける量というか人の数が600人前後、もう少し、そのときによって並んだり並ばなかったりということもありますけれども、そういったことから見ますと、今回窓口を3つまでは増設できるということですので、1,000人くらいまでは1日いけるのかなということですが、これはあと買う方の金額にもよりますが、今までの例からいいますと、3万円から5万円ぐらいを買うという人が多いようなので、その金額からいきますと、5万円買っても4,000セットということは、まず4,000人は買えるということですので、2日間ではさばき切れないのかなというふうに思っておりますし、4日、5日も4時以降になっても並んでいる方がいた場合は、その並んでいる方については、整理券を渡しまして、その日には販売するというようなことも考えておりますので、何とか皆さんには、欲しいという方、全ての世帯とは言いませんけれども、行き渡るのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 全国的にプレミアム商品券や旅行券が発売されておまして、その買った方々がインターネットオークションでその買った商品券を転売ということが問題視されておりますけれども、当町では、今の販売方法において、誰に売ったのか把握できる体制はできるのかどうかお聞きしたいと思います。

創生本部では、できれば販売先はこういうプレミアム商品券については、把握してほしいというふうな要望が出されているとお聞きしておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

誰に売ったのか、そういったことがわかるのか。もしくはオークションなり、そういったこともあってのことと思いますけれども、消費喚起型ということで根本的にはどなたでもまず町外の方でもよろしいですし、消費を拡大してもらおうということですので、必ずしも町内の方ということではございません。町外の方でも買っていただくことは構わない、使っただくことは構わないというふうに考えております。

そういったことで、ただオークションに出すということはどうなのかということは、ちょっとこちらのほうでそういったことは把握しておりませんが、そういった形で使っているということはどういうことなのか、ちょっと私もよくわかりません。オークションに出すということは、そのくらい自分のプレミアム率は下がってしまうというか、買った方は、自分の利益が、売った方というのですか利益が少なくなるのかどうかあれですけども、そういったこともありまして、今のところは誰に売ったのかということまでは考えておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） オークションというのは、買った方がオークションに出して、そこで利益率を確保するというで自分が使わないで目的外使用という、できれば、ただプレミアム率が20%ということで、そこまでやる方がいるかどうかわかりませんが、そういう傾向もあるというような報道があったものですから、それは考えているのかお聞きしたわけでありまして。答弁はいいです。

ふるさと名物とか旅行券の発行についても地方創生で取り扱えるということになっており、先ほどオークションに出た、各県の旅行、50%プレミアムの旅行券等が岩手県でもこのほど発売しておりますけれども、日本郵便がふるさと納税支援サービスに取り組むという報道が先日されております。それは、地元の特産品の掘り起こしと、その代償品をカタログにしてふるさと納税の謝礼品にして納税を拡大しようというような施策ですけども、ふるさと納税については、何回も話されており、当町の考え方はわかりますので、それは別としても、当町としてふるさと名物の掘り起こしということは、地方創生の事業の中でできると思いますが、そういう通販会社とか、日本郵政だけではなく、こういう事業をやっている業者いっ

ばいいですけども、そういう業者と提携した中で町内の特産品を全国に販売するというような取り組みは考えるのがこれから検討する値するかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今お話あった地方創生、ふるさと納税のこと、まさにそのとおりでございまして、だからこそ私は今度いわゆる地場産品の開発、だからまちおこし隊にもそういうことをよそ者、若者の視点で、今矢巾町の地場産品と言われてすぐ答えが出ないような状況がありますので、だからこそこれをいち早くやはり取り組んでいくような形にしていきたいなど、こう思っておりますので、ぜひその辺のところは、これから議員各位からもいろいろとご助言を賜りながら掘り起こしをしてまいりたいと。そしてそのことをぜひ結びつけてふるさと納税とか、または地方創生の中での、やはりこれからの戦略の中に取り込んでまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 空き家利用についての問題でございます。空き家問題につきまして、1年前から何回か質問させていただいておりますけれども、答弁は、状況を調査するというような段階から進展していないように思われます。町としての業務、いろいろ多忙な部分はわかるわけなのですけれども、町としては、この問題は、どの程度重要問題として解決すべき問題と認識しているのかお伺いいたしたいと思っております。

県内では、17市町村が支援制度を導入をしておりますし、県でも空き家を新たな不動産流通の形態として注目しております。また、首都圏に向けた空き家情報を提供し、移住を促す考え方もあります。答弁にあります空き家の有効活用に向けた関係団体と検討するということは、どのような団体とどのように検討するのかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家状況の部分につきましての取り組み、進捗部分含めまして関係団体との協議、どのような内容かというふうなご質問でございました。

まず最初に、今の状況につきましてご答弁申し上げたいと思っておりますけれども、先ほど町長答弁申しましたとおり、現在空き家状況につきまして調査しておりまして、締め切り部分に

つきましては、今月15日、予定してございます。これにつきましても、先ほど答弁申し上げたとおり、平成25年度の統計調査の部分でございませうけれども、答弁申し上げましたとおり1,310戸というような形の状況、平成25年度のこれは統計調査的なものでございませうけれども、こういうふうな状況があったということで今回調査させていただいてございませうけれども、調査等の内容等につきまして、今行っていてまだまとまっておられませんけれども、齊藤議員さんのほうからは、それこそ1年前等々からこの対策、活用方法につきましてご指摘いただいているところでございます、今回の調査、これをもとにいたしまして、現在約半分ぐらいの行政区、出ている状況でございます。

はっきりとはまだ数値的にはまだあれですけれども、今のところ来ている1行政区当たりの空き家の部分というのは、大体3戸から多くても5戸というような状況でございますので、単純にこれは41行政区掛けましても、これは見込みですからまだあれですけれども、200世帯いくかいかないのかなというふうなまず捉え方をしてございます。したがって、平成25年度の数字をもってした千三百何戸、これをもとにした対策ということになれば、これは何をいわんかや、早急な取り組みというような形になるわけでございますけれども、その状況を見きわめながら活用方法等、空き家対策の部分、これについては答弁申し上げたとおり道筋をつけてまいりたいと。その中には関係団体との検討ということで申し上げましたけれども、関係団体の部分につきましては、いろいろありますけれども、まず一つは、県のほうでもこれは腰を上げてございます。県の窓口で住宅関係の部分でございませうけれども、そちらの協議も含めてこれは民間の力添えもこれは必要なのかなというふうな捉えてございませうけれども、具体的にどことどこというような形ではまだ捉えてございませぬので、状況を見きわめ次第、対応させていくという考えでございませうので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

それでは、2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳丹城史跡の保存と活用についてお伺いいたします。

史跡徳丹城の調査は、今年度と来年度は、発掘調査せず、資料の整理の期間とする予定であるが、史跡保存に協力した住民から整備のおくれを心配する声があることからお伺いいたします。

1点目に、今後の発掘調査の計画と必要な期間はどのくらいかお伺いいたします。

2点目に、発掘調査を行わなかった理由は、事業費の不足や人材不足なのかお伺いいたします。

徳丹城史跡整備計画で国道4号東側に構築物の再現も考えると説明をいただいておりますが、現時点での構想はどうかお伺いいたします。

4点目に、今後の整備保存計画について、地元住民の意見を聞く場は設定するのかどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 徳丹城史跡の保存と活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の今後の発掘調査の計画と必要な期間についてですが、今年度及び来年度は発掘調査は行わず、総括報告書を刊行いたします。平成29年度以降は、整備をみすえた上で究明が必要な箇所を中心に進めてまいりたいと考えております。期間の明言はできませんが、文化庁及び調査指導委員会のご助言を賜りながら発掘調査を行ってまいりたいと考えております。

2点目の発掘調査を行わなかった理由についてですが、さきに述べましたとおり、2カ年にわたり総括報告書を刊行するための期間としており、昭和47年に発刊した「陸奥国徳丹城」以降の調査成果をまとめることから発掘調査は実施しない予定であります。

3点目の徳丹城史跡整備計画で国道4号東側に構築物の再現も考えたとの説明をいただいているが、現時点での構想はについてですが、平成17年度に策定しました史跡徳丹城跡整備活用資本計画では、外郭東門等の復元を計画しておりますが、国道4号から離れた位置であること、さらに政庁及び外郭南門は、徳田小学校や神社などが現存しておりますことから、検討を要しているところであります。第7次総合計画におきまして、整備に向けた具体箇所を選定してまいりたいと考えております。

4点目の今後の整備保存計画について、地元住民の意見を聞く場の設定はあるかについてですが、日ごろから史跡保存に協力いただいております地元住民の方々、さらには町民の方々が活用し、満足のいく史跡整備となるよう事業実施の際は、意見等をお聞きする場を設けてましても進んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 発掘調査には、臨時職員の方々が従事しているように思われますけれども、2年間発掘調査しないことによって、その方々が当然年もとりますし、違うところで働かなければならないという方もいるかもしれませんですけども、その辺についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおりその発掘に携わっていただいた方々、この2年間雇用しない、活用しないということになるのは、全くそのとおりでございます。もちろん総括報告書作成に関して臨時の方何名かご協力いただくことはあるわけですが、その発掘作業ということに関していえば2年間はないということでございます。その方たちのことを考えればということも全くそのとおりでございますが、いずれこの総括報告書といいますのは、毎年その調査が終わった後、概要書を出しておりますが、昭和46年から平成26年までの概要書をまとめた、まさに総括、これまでの調査の総括した報告書でございます。これはやはりこれまでの研究成果、それからいわゆる大げさに聞こえるかもしれませんが、日本の歴史にもかかわってくる報告書でございますので、まずそちらのほうを優先して何とかまとめたいという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳丹城の史跡は、指定されてから50年弱もうたつわけなのでですけども、毎年というか、それぞれの時期において用地買収があるから、当然のことかもしれませんが、現在史跡跡を見れば、整備されたような実感がないのが地元の人たちは、そういう実感を持っているわけでありまして。その中において、やっぱり目に見える発掘調査

がされなければ、ではここはいつ整備されるのだろうかという不安や不信感が出てくるのは当然のように思われます。

さきの議会で川村農夫議員が徳丹城部分、あそこは徳田地区においては、一番にぎわいのあった地域であったと。それが史跡指定されることによって、今は民家も商店もない地域となっており、土地を提供した住民にとっては、非常に寂しい思いがあるのも実情でございます。町の方針も理解するわけではありますけれども、そこに住んで生活をしている町民の立場に立った中で質問にあります意見聴取の場をぜひ、機会があればというような表現で回答いただいておりますけれども、調査を行わなかったら、それらの説明もあわせた中で特別に開催し、実情を説明できないかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、先祖伝来の土地を大げさに言いますと、国のためということで、国の史跡のためということで譲っていただいた町民の皆様方の心情はまさに議員のおっしゃるとおりだと思います。教育委員会といたしましても、もちろんこの先のことは、第7次の総合計画に盛り込んで計画を進めるわけでございますが、いずれそういった方々のご心情も考えれば、やはり規模は別にしましても、目に見える形で整備をする必要があるというように教育委員会としても認識をしてございます。そのところは、町民の方々、そして議員さんと全く考えは同じだというふうに言って差し支えはないと思っております。

また、日ごろの徳丹城史跡の管理につきましても、特に地域住民の方々には、非常にお世話になっておりまして、その辺についての感謝を申し上げるところでございます。

そこでこれから実際地域住民の方々からのご意見ということでございましたが、もちろんこれから新たな計画をつくる際には、文化庁はもちろんそうでございますが、整備活用指導委員会、こういったところには、地域の方々も委員として入ってございます。この意見を聞くことはもちろん、さらに地域の方々の意見を聞くということも必要であろうと思っております。これから新たな計画を立てる際には、そういった手順を踏んで定めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まちの安心、安全についてお伺いいたします。まちの安全、安心対策について以下お伺いいたします。

1点目として、災害が発生し、住民が避難所に避難した場合の避難者安否情報を選挙の期日前投票システムを活用して、入所人数や性別、年代が把握できる実証実験が船橋市で行われたと報道されているが、当町でも活用してはどうか。

2点目、近年事故対応として、車両に登載するドライブレコーダーが安価で販売され、普及しているが、自治体所有の車両や公共機関の車両に登載されているドライブレコーダーの画像を警察に提供する活動で防犯に効果を上げている地域もあることから、当町でも取り組んではどうか。

3点目として、町は全ての行政区で自主防災組織の設立を推進しておりますが、その活動を期待しておりますが、各組織の活動状況の把握はしているのか。また、活動支援や指導などはどのように行うのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まちの安全、安心についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の避難者安否情報の収集に選挙の期日前投票システムを活用してはどうかについてですが、船橋市の期日前投票システムは、ネットワークに結ばれているパソコン同士で投票状況を把握できることから、二重投票防止の機能が避難所での受付業務にも応用できるのではないかとこの点に着目して検証実験が行われたものであります。

本町の期日前投票システムは、期日前投票所が役場1カ所ということもあり、ネットワークで結ばれている状況にはなく、当日の投票所受付システムも同様にネットワークで接続されていないところであります。このように船橋のシステムとは異なっていることから、本町では、避難所の受付業務に応用するといったことは考えておらないところであります。

本町においては、避難者安否情報の収集については、町の面積や人口も船橋に比較して規模が小さいことから避難所へ避難された方の把握は、各自治会長、避難所の代表者及び避難所に派遣された町職員などを通じて十分に行うことが可能だと今のところは考えておるところでございます。

2点目のドライブレコーダーを自治体所有車両等への設置を検討してはどうかについてですが、ドライブレコーダーは、車両に録画機能を持たせたカメラに登載するもので、事故発生時の原因究明の手懸かりとして、また車両へのいたずら防止、駐車場への侵入者の録画な

どの防犯分野での活用も行われてきており、昨今では安価なレコーダーも販売されていることから、一般の方々も入手しやすい状況になってきております。本町の公用車への導入については、録画された映像に個人情報などが映り込む場合もあることから、導入事例などを確認し、個人情報の取り扱いや町内に存在する防犯カメラの取り扱いなどを整理しながら検討してまいります。

3点目の自主防災組織の活動状況の把握と活動の支援や指導などについてですが、自主防災組織の活動については、地域の自主性を尊重しており、活動状況を報告させてはおりませんが、自主防災組織による活動の一つとして実施しております防災訓練を行う場合には、万が一のけがなどの場合に、日本消防協会の防火、防災訓練災害補償制度が適用になることから、報告を求めているところであります。

自主防災組織への支援といたしましては、設立時に防災用品の購入の補助を行っており、さらには今年度一般財団法人自治総合センターの自主防災会育成補助金を活用し、のぼり旗やヘルメットなどの配備を行い、活動のための資機材の支援を行ってまいります。また、活動への支援や指導としては、町の防災訓練などへ参加していただき、土のうの作成などの訓練を行っているほか、出前講座といたしまして、防災担当職員や消防団、盛岡南消防署矢巾分署の職員が自主防災会に赴き、防災に関する講演や指導を行い、防災知識の啓蒙を図っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まちの安全、安心に関する基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。それは、個人情報の捉え方についてお聞きいたしたいと思います。総務省は、災害が発生し、避難する際、災害弱者の名簿を防災活動を行うマンションの管理組合や自主防災組織に提供するように通知を出して、個人情報の運用に幅を持たせております。自主防災組織で一番苦慮している点につきましては、避難者確認と自分のところにどうい方がいるかという部分が非常に各地域においての自主防災組織の問題点として挙がっていると思います。

個人情報であっても、防災や犯罪防止など、目的に沿った使用であれば、その情報管理ができておれば、それらの組織に提供することは問題はないのではないかと思います。見解はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

齊藤正範議員のただいまの質問は、東日本大震災津波のときも、やはりこのことがいろいろと問題になったわけでございます。災害弱者、このことについて、やはりこの弱者というよりも被災したときにあすればよかった、こうすればよかったということは必ず議論になるわけです。だから私はこういった災害弱者の方々については、やはり常日ごろから地域でしっかり話し合いをして、そしていわゆる災害弱者と言われる方々のご理解もいただいて対応することで私は個人情報の今運用のお話があったのですが、お互いに、やはり情報の共有、または私いつも言っているのですが、そういったいろんなことを体験した共有を図って、その中で私はこの災害弱者に対する問題は解決できるのではないかなと。やはりこのことについては、地域と災害弱者の皆さん方の、やはり関係、こういうふうなものをしっかり捉えて対応していくことが一番大事ではないかなと、こう思うところでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ドライブレコーダーの話の回答の中に防犯カメラのお話も検討もされて答弁にありましたことから、防犯カメラについての考え方をお聞きいたしたいと思いません。

医大の開校や病院の開院などで若い女性の交流人口が多くなってくるのではと思います。その中で、その方々に安全、安心を実感していただくためにも防犯カメラのある程度の設置が必要ではないかと考えます。自治体によっては、それぞれの行政区に防犯カメラを設置する場合の補助金等を考えている地域もあり、それはごみの不法投棄や不審者情報並びに道路や公園などを主に撮影するという条件の中で施策として行われている部分もあるとお聞きしますが、当町ではどのように考えるのかお聞きいたしたいと思いません。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えいたします。

この防犯カメラ、今後の見通しなり、状況というふうな形でご質問があったわけでございますけれども、現在、公共施設部分については、監視カメラ的なものということで室内部分をベースにして、例えば保育園、児童館、小中学校とついているわけでございますけれども、ご指摘のございます防犯カメラ、若い女性とか、町内歩く際の部分という考え方になっていきたいと思いますけれども、こちらの部分については、現在中村地区、矢巾分署の西側のほうに

なりますけれども、こちらのほうに5台設置されておりますほか矢幅駅、こちらは通路の部分についているというような状況でございます。防犯カメラの効力、機能というのか、果たすものにつきましては、私もこれは齊藤議員さんおっしゃるとおり大きい防犯効果に結びつくものというふうに捉えてはございます。したがって、これからどういうふうにするかということになってくれば、当然一番は駅周辺なり、医大関連の部分、まちづくり、今進んでございますので、そこら辺の情報を見ながら安全、防犯部分を含めまして、これは関係機関との打ち合わせも必ず必要になりますので、こちら辺ご理解いただきまして、町のほうでも検討させていただきたいというふうに存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 県が防災体制整備について市町村に向けた53項目のチェックリストを作成し、活用を呼びかけております。報道の中で当町でもいろいろ優先的に順番をつけながら対応しなければならないという報道がありましたけれども、今現在優先的にやらなければならない事項と考えているのは何かあるのか知らせてもらいたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先般と申しますか、過日の新聞報道に載った部分でございますけれども、本町として取り組む部分、かなり数、防災関係含めましてあるわけでございます、こちらにつきましては、今後優先順位と申しますか、取り組む部分、これにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えてございまして、具体的に今の時点ではこういうふうなもの、どこどこというふうな形のものではございませんので、ご理解のほういただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で5番、齊藤正範議員の一般質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

矢巾スマートインターチェンジ整備事業についてお伺いいたします。岩手医科大学開業に向けたアクセス道路整備は、町道整備として財政負担が考えられます。地方自治体が主体となって設置し、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱に基づき、所要の計画検討、調整手続が進められておりますので、以下お伺いいたします。

まず1点目、高速道路利便増進事業に基づき、平成25年6月に連結許可となっております。矢巾町は、ことし4月アクセス道路整備に関する周辺町道の整備に膨大な事業費をかけることから県に協力を要望しておりますが、岩手医科大学病院入り口までの総工事費、道路網総合計画はどうなっているのかお伺いします。

2点目、矢巾スマートインターチェンジ整備事業関連道路整備に費やす経費は、年度ごとにどのような計画になっているのか。町負担、県負担をどう見込んでいるのかお伺いします。

3点目、矢巾スマートインターチェンジアkses道路、生活道路、特に要望が多く、事故が多い宮田線の整備は、どう計画されているのかお伺いします。

4点目、住民要望の多い通学路、生活道路の整備計画は、どうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の矢巾スマートインターチェンジ整備事業等についてのご質問にお答えいたします。

1点目の岩手医科大学附属病院入り口までの総工事費、道路網総合計画は、どうなっているかについてですが、矢巾スマートインターチェンジ設置に係る事業は、岩手県東日本高速道路株式会社及び矢巾町が事業主体となる矢巾パーキングエリアから上下線、それぞれ接続する県道、町道までを整備する高速道路利便増進事業と下り線の町道、堤川目線、安庭線及び宮田線に係る歩道整備とあわせたアクセス道路整備事業を矢巾町が整備を行うこととしております。また、岩手医科大学附属病院移転に係る事業として、矢巾東小学校東側の町道、安庭線交差点部から大学学部棟南側の町道西前線交差点部までの町道中央1号線の道路拡幅整備を行うこととしております。

現段階での総工事費ですが、高速道路利便増進事業に係る全体事業費が約18億円となっており、そのうち矢巾町負担分がおおよそ3億2,000万円と見込んでおります。アクセス道路整備事業につきましては、約8億円を見込んでおりますが、県道不動盛岡線と町道安庭線の交差点部に関しましては、県道部分を岩手県に施工していただくことにして現在調整を行って

おります。

また、町道中央1号線の道路拡幅事業につきましては、病院開院に伴う交通動態を昨年度整理した結果を参考に町道の幅員構成などを検討する予備設計業務を今年度行っているところであり、その業務で概算事業費を算出することとしております。道路網総合計画につきましては、矢巾スマートインターチェンジから岩手医科大学附属病院までの交通誘導については、現段階では町道安庭線をアクセス道路として誘導する計画としておりますが、安庭線以外の周辺道路にも交通の変化が想定されますことから、将来的には都市計画道路などを利用した道路網整備が必要であると考えております。

町民の皆さん方の生活や歩行者の安全を確保するとともに、スマートインターチェンジと病院を利用する来庁者の交通の確保につきましても重要と考えておりますので、今後も定期的なフォローアップ調査を行い、状況に応じた交通実態を把握することにより、安全、安心な道路網を計画してまいりたいと考えております。

2点目の矢巾スマートインターチェンジ整備事業関連道路整備に費やす経費は、年度ごとにどのような計画となっているのか、町負担、県負担をどう見込んでいるかについてですが、矢巾スマートインターチェンジ本体につきましては、先ほども申しあげましたとおり矢巾町負担分の約3億2,000万円を平成25年度から平成29年度まで、その事業進捗に合わせ岩手県東日本高速道路株式会社、矢巾町で予算を確保し、整備することとしております。

また、周辺アクセス道路整備に係る事業費約8億円につきましては、今後のスマートインターチェンジの進捗により、供用開始までに整備を行わなければならない箇所を重点的に施工することにして予算を確保しながら整備することとしております。

3点目の宮田線の整備はどう計画されているかについてですが、平成24年度に広宮沢1区行政区から歩道設置に関する請願書が提出されており、今回矢巾スマートインターチェンジ整備事業のアクセス道路整備におきましてウエストヒルズ広宮沢から高速道路西側の町道堤川目線まで歩道を含めた道路整備をすることとしております。高速道路から東側につきましては、第7次矢巾町総合計画において検討することとしておりますが、歩道などを整備するまでの間、通学路の見直しを含めた自転車、歩行者の安全な誘導について検討してまいりたいと考えております。

4点目の住民要望の多い通学路、生活道路の整備計画についてですが、平成26年度末の生活道路との要望路線は132路線となっており、整備済み路線75路線で約57%の整備率となっております。通学路、生活道路の整備については、整備が進まない状況であることから、今後

地元行政区や各小学校など関係機関とどのような整備が必要か、優先的に整備する路線はどこかなど、具体的にヒアリングを行い、1路線でも多く整備が進捗できるような手法で協議をしてみたいと考えております。

なお、通学路につきましては、近年全国的に痛ましい事故が発生していることから、先般矢巾町交通安全対策協議会におきまして、危険箇所などの合同点検を行い、継続的に通学路の安全を確保するため、矢巾町通学路交通安全プログラムを策定することといたしましたので、今後も児童生徒が安全に通学できるような通学路の安全確保を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず1点お伺いします。先ほどの質問の中にもありましたが、4月に岩手県に要望書を提出しております。その内容を見ますと、膨大な事業費がかかることなどから町道区間のアクセス道路整備に関しては、岩手県からの強力な支援協力を、特段の配慮をお願いしますとあります。そこでお伺いします。将来の負担をどう考慮し、どのような道路、財政見込みを考えて、この要望書を提出されているのかお伺いします。

2点目は、アクセス道路の答弁では、当町の町道は、安庭線を使うことが明記されておりますが、どのくらいの経費を考えているのか。不動線のところまでは8億円としておりますが、その後の医大までの入り口の部分の経費はどう見込んでおられるのかお伺いします。

3点目、高速道路利便性増進事業とアクセス道路整備事業を矢巾町が整備することとして答弁されましたが、アクセス道路のほとんどが町道です。今後の堤川目線、安庭線、宮田線の整備計画があると思いますが、どのようになっているのか。特にも宮田線は、住宅と商業団地となっております。ウエストヒルズ広宮沢の区画整理事業のときは、その事業のところだけ整備されましたが、今度はスマートインターチェンジの関連のところだけの整備事業になっています。これは、通学路になっておりますので、今後も整備計画が必要と考えますが、どう考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

要望の関係でどう県のほうに支援をお願いしているかということですが、基本的には、県道に関しては県が整備をします。それから、町道に関しては、町が整備をするとい

うことでその協定を結んでおりますし、あと本体については、ネクスコを中心に整備をするということにはなっております。それで現在お願いしている部分に関しては、例えば県道部分に関して、交差点部分の県道部分の改良については、本来取り付けを依頼する町が整備する予定となるわけですが、そういった取り付けする部分等の工事については、県のほうにお願いしたいというような形でできるだけ町の持ち出しを少なく、あるいは県のほうのいわゆる協力を得ながら行っていきたいということで、そういった形の中で進めさせていただきたいということで要望させていただいております。

それから、2点目のアクセス道路のそれ以降の状況ということでございますが、安庭線のそれ以降ということでございますが、現在計画をしておりますのは、スマートインターチェンジを早期にまず開通をさせると。その上でそのために必要な路線として、それぞれ宮田線の一部、それから安庭線、それから堤川目線ということで計画をしております。まずは、その部分、重点的に工事をさせていただきたいと。

それで当然議員さんおっしゃいましたように、それ以降の延長の部分という部分も考えられますので、そういった部分につきましては、先ほど町長答弁したとおり、第7次の総合計画の中で要望路線という部分もございますでしょうし、あるいは通学路という部分もございますので、そういった部分で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、宮田線、安庭線の先ほどの今後の計画でございます。こちらにつきましてただいま2点目でお話したとおり、いずれまずはそのアクセス道路をまずつくっていくということがまず最優先課題かなと思っておりますので、そういった部分が優先という形になるのかなということで考えております。

しかしながら、やはり先ほど町長答弁にもありましたとおり、通学路の路線でもありますので、やっぱりそれ以降の延長の部分も大切なことでございますから、そういった部分もいずれ考慮した上で第7次の中で検討させていただければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁いただきましたけれども、宮田線の整備のことなのですが、宮田線は、年に私も遭遇したのが2件ほどあるのですけれども、冬になると、特に冬

期間滑る、知らない人ではない方たちがスピードを出してきて滑って近くの田んぼに入るとか、林に入るとか、そういうのを見かけます。また、子どもが南昌台のほうから来ているようですけれども、その小学生が田んぼに入って、自転車でおりにきて入る、そういう見ますと、真ん中が高くなって、片側が低くなっている、鉛筆が転がるような高低差のある道路で、やはり早期の整備が必要だと思いますけれども、第7次総合計画というのは、今年度やるわけですけれども、いつになるかわからない状況だと思います。それではなくて、第7次はわかりますけれども、請願がもう、答弁にもありましたが、上がっております。そういう中で、やはり早期の整備が必要だと思いますが、その点はどのように考えているのでしょうか。事故をやはり大きな事故を招く危険性があると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員仰せのとおり、確かに宮田線に関しましては、ここ何年かで事故が発生したという部分に関しては、当町のほうでも把握しているところでございます。先ほども述べましたように、アクセス道路に関連して一部区間は歩道設置ということで、その後という話はしておりますが、いずれ要望路線でもありますし、通学路でもありますということは、こちらのほうでも承知しております。しかしながら、やっぱり予算的な部分、確保の部分も、これもまた一つ大きな課題でもございますので、第7次総合計画の中で工事年度につきましては、ちょっと今現在では明言はできかねますけれども、できるだけそういった部分も考慮の上、早目に整備できるような形でこちらのほうでも取り組んでいければと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今のご理解をいただくというのは、町民に、私は理解、財政的なところで理解はしますけれども、町民、あそこに住んでいる方たち、また子どもたちは、そういう道路を利用して通学しているわけで、なかなか理解できないと思います。毎日のことですので、ですので私は早期の改修が必要だと考えております。第7次総合計画前にもっともっと大きな事故が発生する可能性がありますので、早期の要望をいたします。これは意見として。

次の質問に入ります。平成27年度の予算で5,000万円の中央1号線整備の調査費が上がっておりますが、安庭線と中央1号線の東小学校の交差点は、現在でも朝夕の渋滞は起こっております。特に大型店の売り出しには渋滞するという話も住民の方々はお話しています。住民からどのような要望をいただいているのか、把握しているのかお聞きします。

また、将来中央1号線は何メートルの道路で予算はどのくらいを考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

安庭線と中央1号線の交差点ということのございですが、そういった部分に関しては、地元から特別こうですという形は特にはないのですが、ただ昨年、医大に関してこの部分を含めて県道も含めて交通量調査を行っております。それに伴いまして、医大ができた暁には、当然交通量がふえるということで、その調査結果を見て、なおかつ医大の今後の整備計画等を参考にシミュレーションしましたところ、医大関連では大体6,000台ぐらいは交通量があるのではないかと、その結果も出ておりますし、そのほかに通常の部分というのもございます。朝夕のラッシュというのはそのとおり、議員さんもお話のとおりでございます。

そこでそういった部分につきまして、今年度予算化をしまして、今年度は、どのような形の道路にするか。2点目にも関係しますけれども、ということで現在予備設計というものを発注してございます。中身的には、医大さんが開発をした際、あるいは藤沢地区が開発した際に、道路部分として用地充てをしていただいている部分、一応現在のところ30メートルほどでございます。その部分をまず当面医大を開業、開設するまでには何とか整備をしていきたいという部分で現在考えているところでございます。

その何メートルといいますのは、今現在考えているところは、矢巾東小学校の交差点のところから、それから大学の南端の西前線の交差点までの約1.3キロということで考えておりますが、中身的には、約30メートルの部分、一部用地を取得しなければならないという部分も北側のほうにございますし、それからあとはどのような形、例えば4車線にするのか、あるいは例えば西回りバイパスのような専用の進入路を設けるとか、そういった形のものをどのようにするかということをござい予備設計の中で検討をいただいているところでございます。

あるいは医大の病院の開設にあわせて景観というものもやっぱり大切な部分でございますので、その景観も含めてどのような形で道路形態ができればいいのかという部分を検討して

いるところですが、それでそれに伴ってその設計ができた以降に、その内容を決定をして、そしてその金額がどのくらいになるかということになるかと思しますので、現時点では、その内容次第によりますけれども、どのくらいの金額になるかというのは、今現段階ではちょっとわからない状況でございますので、いずれ予備設計の中で検討して今後進めていきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 全てに通ずると思いますが、平成25年度の決算の財政分析指標クロスを見ますと、将来負担比率が平均で53.6%で150%、県平均が53.6%ですが、矢巾町は150%で岩手県内で一番です。実質公債費比率も岩手県内の平均が12%ですが、矢巾町は約16%ほどということでクロスを見ますと、矢巾町は本当に大変な財政状況であることがわかります。

ですが、もう岩手医大はアクセス道路を一番の基本にして整備しよう、そういう要望があると思いますが、岩手医大に来る方は、矢巾町の人たちだけではなくて、岩手県内の人たち、そして従業員の方たちも矢巾町以外の方も来るわけですから、県にも強く要望することが必要だと思っておりますが、その要望をどのように考えているのか。もし、要望ありましたら、どうやっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

医大に関係する道路に関してましても、いろいろ毎年県のほうに要望しております。その要望の中身につきましては、基本的には、現在国の交付金を活用して整備しようということに進んでおりますが、あれはあくまで国の交付金と、あれは残りは地元の一般財源、もしくは起債というふうな形での内容となります。県のほうの補助金というのは、そこには入ってこないというのが実態でございますが、要は今県のほう等に要望しておりますのは、その交付金の交付率が若干ことしは例年に比べれば低いという状況になっております。それで中央1号線あるいはスマートインターの部分も含めまして、大体要望に対して4割ぐらいの交付率、内示率になっております。これを何とか要望額に近いような率にさせていただけないか。それで県からもお願いできないかということで4月以降、町長を初め関係機関を回ってお願いしているところでございます。

これが今年度だけであればいいわけですがけれども、来年度以降もこういう数字であれば、開業までにその整備ができないということも想定されますので、何とかそういうことにならないような形で交付金の予算を確保していきたいということで町としては考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 将来的にスマートインターチェンジから医大の玄関までの経路なのですが、答弁ではありません、アクセス、誘導するということなのですからけれども、将来的には基幹道路ということなのですからけれども、中央1号線が基幹道路になるのでしょうか。基幹道路ではなくて都市計画道路になるのでしょうか。

それから、安庭線以外の経路とかも、もし計画というか、青写真とかがあれば、やっぱり住民に説明する必要があると思うのですけれども、そのところどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在スマートインターから医大までのアクセスに関しましては、整備につきましては、基本的には県道部分までをまず早急にとということになっておりまして、それから東のほうにつきましては、既存で歩道がある部分もございますので、一応安庭線はずっとそのまま下がってきてまして、煙山小学校の交差点を通過して下がっていくという形で開設までは、そういうような体制にしていきたいと考えています。

ただ、部分的には、もしかしたら交差点部分で改良する部分も出てくるかもしれませんが、そういった部分は、今後検討して、必要であれば部分改良ということも出てくるかもしれませんが。将来的には、議員さんおっしゃるとおり、その部分では、どうしても線が細いということも当然考えておりまして、将来的にはできるのであれば、その近くにある高田煙山線という都市計画道路あるいは前々からある例えば田浦線とか、そういった部分も含めながら検討していかなければならないだろうなということは考えております。

ただ、どうしても財政的な部分もございますので、早々には実現は難しいのかなということもご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そうすると、金額的なこととかは今のところは煙山線の県道煙山線、農免道のところまでの金額が8億円ということですね。それ以降のところは、まだ特に計画とかもないというところで、そう理解してもよろしいですか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員さん、おっしゃるとおり8億円は、町で整備しなければならない部分、西側下り線の堤川目線と、それから安庭線の交差点部、いわゆる県道までのファミリーマートのところの部分までと、それから宮田線からウエストヒルズ広宮沢の接続部分、これを合わせて一応8億円ということで見込んでおります。

それ以降の部分に関しましては、現段階では見込金額というのは、出してはございませんが、先ほどおっしゃいましたように、例えばくみあい鉄建のあたりの交差点の部分とか、やっぱり改良の部分が必要な部分に関しては、別途恐らく金額を算定しながら進む部分も出てくる可能性もあるかもしれません。今現段階では、そういう状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは要望なのですけれども、小学校、中学校の通学路にもなっておりますので、答弁の中には、新しい組織を立ち上げるようだけれども、通学路に対して、そういうこともあると思うのですけれども、やはり医大の工事が開始になれば、その工事の車両、多く通ります岩手県内外から通勤してくるような状況だと思ひます。今でも中央1号線と東小学校の交差点は混雑している状況ですので、通学路の整備、そして子どもたちが命を、大事が起きないような手段をとっていただきたいと思ひます。これは意見です。

○議長（廣田光男議員） ここで昼食のため暫時休憩に入ります。

再開を1時10分とします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

ここで12番、長谷川和男議員が出席しております。

川村よし子議員の第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 議席番号、13番、川村よし子でございます。2点目の消費税増税による町民負担についてお伺いします。

昨年4月からの消費税8%への引き上げで年金暮らしで払うものを払うと幾らも残らない。節約しても節約しきれない。政府は、消費税10%を計画しているが、医療費、介護保険料などの値上げもあり、消費税増税は、町民のためになっているのかと質問される方が多いです。家計に直結する以下についてお伺いします。

1、企業会計である平成25年度水道事業特別会計では、営業利益1億8,950万円、営業外収益513万円、当年度未処分利益剰余金1億2,529万円である。貸借対照表では、定期預金と有価証券を含めた投資合計3億3,052万円となっている。また、流動資産の定期預金4億9,000万円になっておりますが、上水道事業の今後の計画はどうか。また、純利益は、町民に還元すべきと考えますが、どう考えているのかお伺いします。

2点目、水道使用料の口径別の13ミリメートル、20ミリメートルの基本料金を100円引き下げることができないか。また、家庭用の1立方メートル単価を現在の10立方メートルまで細分化できないかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 消費税増税による町民負担についてのご質問にお答えいたします。

1点目の上水道事業の今後の計画についてですが、効果的かつ効率的な施設整備を進めるため、平成26年度に矢巾町水道施設整備計画検討会を学識経験者や水道サポーターを検討委員会の委員として開催したところであります。この検討会では、水道事業創設から52年が経過したことを受け、施設の老朽度による更新と財政収支シミュレーションを実施し、現状の料金水準を維持した場合に、財政的な健全性を確保できるか検討した上で、資産の健全度と更新財源の確保方法を整理し、適正事業量の推計を行い、矢巾町水道ビジョンとして水道施設整備計画を策定したところであり、今後使用者にわかりやすい整備計画書にして周知する予定としております。

また、純利益は、町民に還元すべきと考えるがどうかについてですが、民間企業と異なり、地方公営企業の純利益は、処分可能利益ではなく、社会的必要余剰として次年度以降の水道施設の整備の財源となる性質を持っております。仮に利益を還元した場合、その額は翌年度

以降の施設更新において借金として補填しなければならないものとなります。したがって、町民の利益を考えた場合、将来の水道資産の財源として担保するべきものと考えております。

2点目の水道利用の口径別13ミリ、20ミリの基本料金を100円引き下げることができないかについてですが、矢巾町の基本料金は平成9年4月に改定し、施行されており、基本料金で回収している料金の割合は20%であり、矢巾町と同じ料金体系及び同程度の配水管使用率である事業体の中でも低い割合となっているものであり、さらに引き下げは考えておらないところであります。

また、家庭用1立方メートルの単価を10立方メートルまで細分化できないかについてですが、現行料金体系が用途別、重量料金制度を採用しており、平成25年度決算においては、1立方メートルの給水原価は180.2円、給水単価は221.7円となっております。そのうち家庭用重量料金として10立方メートルまでの単価は115円であることから、給水単価に対して52%と低い割合になっており、これ以上用途別による格差が大きくならないようにしなければならないと考えておるところでございます。10立方メートルまでの細分化は考えておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず最初に、消費税についてお伺いします。

消費税の増税で再三私はお伺いしてきたのですが、矢巾町民にどのような影響があるか調査したことがあるかという質問してきましたけれども、調査したことはないということで、調査したことはないけれども、どのように考えているのかお伺いします。

それから、2点目なのですが、高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯も3桁になってきています。また、子どもの人数を、人数というか、子どもを持つ家庭も多くなってきていますが、収入が少ないことによって水道料金だけが左右するわけではないのですが、格差が出てきていると考えます。特にも消費税が8%になってからは、その格差が多く開いてきていると思います。そのことも含めて先ほどの消費税が町民にどのような負担になっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず川村よし子議員もご存じのとおり消費税は、これは国税でございまして、そこで国税の消費税による影響ということについては、過去にもそういう答弁をしておると、調査をしたことはないということです。ただ、この消費税増税による影響は、いろんな形であるわけございまして、ただその中で私どもが自治体の運営する中においては、いろんな形で交付税、地方交付税の中にも算入されておりますし、また地方消費税としても還元されておるわけございまして、いずれ私ども消費税の国税についてのシミュレーションは、町独自で調査をしたことはない、またその影響というか、どういう負担、どういう影響があるかということについて町独自の調査はございません。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 調査はしたことはないということですが、私はやはり町民の実態調査をする必要があると思います。特に生活保護を受けている方、それから高齢者のひとり暮らしの方、また母子家庭の方々の調査をしていただきたいと考えます。これはご意見として申し上げておきます。

そこでお伺いします。さきの3月議会でも予算委員会の学習会で矢巾町の水道料金、滞納する年間給水停止になっているのが800件、1カ月にすれば、大体60件ほどですが、その半分は給水停止したことによって支払う、そういう方が多いということがわかっておりますが、これは今から5年前と比較しますと、200件多くなってきていますが、この対策をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道料金というものは、使用した分を請求するということございまして、使ったものは支払ってもらおうということが基本でございまして、給水停止につきましては、支払いが滞って、1カ月も2カ月も滞っております、督促してまだ払わない、催告してまだ払わない、そういう方につきましては、払わないというよりも反応がないという方、全然、何か連絡が来て相談があればいいのですが、何も反応がないという方につきましては、今度はこういうことで給水停止をやりますよという予告をいたしまして、何月何日に行いますということで給水停止ということを促しながら料金の支払いの意識を持たせるということで行っているところでございまして、実際に給水停止をするわけございまして、その中では、まず毎回常連さんみたいな形の方もございまして、その文書が行った時点で何か反応がありまして、窓口

とか電話とかで来てご相談をするという方もございますので、そういう意味で啓発をする意味も兼ねましての給水停止を行っているところでございまして、ただ払わないからびしっととめるといような考え方ではございませんので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思っておりますし、使用したのにつきましては、皆さん、自分がどれくらい使ったかわかると思われますので、それについては、使ったものということのご理解というか、認識もしていただきたいということでやっていることとございまして、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは厚生労働省の毎月の勤労統計調査によりますと、この安倍政権のアベノミクスの進行に伴って労働者の賃金が多少ふえているようなニュースが多いですけれども、実際は物の値段が上がってきていまして、実質的には目減りしてきて物価変動を考慮すると、労働者の賃金は上がっているようには報道されておりますが、実質収入は減ってきていることがこの調査でわかっています。2010年を100としますと、2012年には99.4、2013年に98.9、そして2014年にはまた低下してきております。ちょっとそこを調べていないのですけれども、労働者の実質賃金がこの4年間でどんどん減ってきて5%ほど減ってきていますが、それはどのように考えているのかお伺いします。

そして水道料金の引き下げがこれと比較すれば、本当にわずかな部分ですけれども、労働者も水道が少しは安くなって、町民のことを考えてくれるのだなという、そういう幸せを感じるような町政を目指すためにも消費税増税したことによって水道料金を下げたという自治体、あるか、ないか私は調べてみました。三重県にありました。4月から500円基本料金を下げたという、そこは高い基本料金だったから下げたかもしれませんけれども、議会の全会一致で基本料金を500円下げたという自治体がありました。ですので、矢巾町もそういうことができないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

この水道事業の運営のあり方について、今ご質問があったわけですが、実質賃金のレベルにスライドさせて、そういった水道料金の引き下げはできないのかというご質問だと思うのですが、これは実質賃金の目減りと、それから水道事業の運営とはまた別な考え方であるわけとございまして、そのところはそういう自治体もあるかもしれませんが、本町の水道事

業の運営のあり方としては、そういう対応をしておいたら、先ほど私の答弁でも申し上げたのですが、なかなか水道事業経営は厳しくなるということも一つご理解いただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 水道料金が高いという声、それから値下げしてほしいという声は、前々からありました。それで水道料金を引き下げてほしいという声は、全国的にもある、そういう中でも値上げしているところもありますが、矢巾町の水道会計を見ますと、黒字で年間純利益が先ほどお話ししましたけれども、1億2,000万円ほどあります。その純利益の分だけでも町民に還元してほしいという私の質問なのですけれども、日本全国の水道料金表を見ますと、10立方メートル当たり、最低で335円のところがあります。最高では3,412円のところもあります。矢巾町では1,486円ですけれども、金額的には安いというような答弁をいただきましたけれども、私は335円のところもあるということを考えて、今町民にとって何が温かみのある、それから草の根の町政を目指す町長の政策であるかというところをお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私、草の根型まちづくりということで私の政策の根幹に据えておるわけですが、これから川村よし子議員の今ご質問のあったこともよく踏まえて、そういう声もあるということを受けとめながらしっかり取り組んでまいりたいと思えますし、ただ水道事業所、水道料金については、適正な料金体系で、もうそういった体系の中でやっておるということをひとつご理解していただきたいということだけは、最後に申し上げて私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 水道会計を見ますと、今までの返済、借金の返済を早目で繰り上げて返済している状況もあります。また、一般会計では、財政調整基金17億5,600万円もあります。ですので、やはり先ほどもお話ししました弱者のところに目を向けた町政をしていただきたいということで水道、一般的なことはお話は終わらせていただきます。ですが、基本料金の100円下げると、どのくらいの経費がかかりますか。

それから、1立方メートルの単価も5ミリ単価まで引き下げれば、どのくらいの町の支出になるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本料金を100円下げれば、どのくらいになるか。あるいは5立方で区切ったらどのくらいになるかということですが、今13ミリ、20ミリという家庭用の使われている方々というのは、大体9,000件ほどございます。100円下げれば、単純に90万円の減という、1月当たり90万円の減ということになりますし、基本料金を5立方で区切るとなると、その単価の決め方にもよりますが、115円を例えば100円にすると、15円の差が出てきますので、その分で15円の5立方ですので、75円ぐらいになりますけれども、そうするとまたこれ、100円としますと、また同じくらい、月90万円ぐらいということになります。そのくらいの減にはなりません。

ただし、水道事業ということをちょっと済みません、時間もありませんけれども、今までの水道というのは、普及することに専念して拡張してきたわけでございまして、どんどん、どんどん管をつないでつくってきたわけでございます。そして給水しているわけでございますが、取水、そうするためには水をくむために取水施設、それからきれいにするための浄水施設、そして水をためる配水施設、それから配水管というような形で施設がいっぱいあるわけで、それが今町内一円に広がっているわけでございます。それで今50年たっておりまして、これからその施設を更新、更新というよりも維持していかなければいけない。今皆さんは蛇口をひねるとおいしい水、おいしいかどうかは言いませんけれども、安全な水を飲むことができるわけでございます。こういうのが今当たり前の状態になっているわけでございますが、このまま更新等々やらないでいった場合に、さまざまな、京都でもありましたが、配水管の破裂でいろんな事故が起きたり、事件が起きたりしておりますが、こういうことが起きてくるわけでございます。そういうのも起きないように、古い老朽管、耐震性のない管等々につきましても、順次更新しなくてははいけませんし、浄水場等々につきましても計装設備、電気設備、機械設備について更新の時期が来ておりますので、そちらのほうにもお金がかかることとなります。また、医大等につきましても専用的に管を持っていかなくてはいけない、水を安定的に送らなければならないということで今後かなりの費用がかかってくると思います。そういうもので利用者の方々に還元できるということで、今還元するのではなく、将来的、孫とか子どもさんの代にも安全な水を供給できるように、そういう方面で還元したいと考え

ております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ないです、意見」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ここは質問の場ですから、どうしてもだったらどうぞ。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町の水道給水の条例を見ますと、福祉の部分が記入されていなかったように思いますけれども、水も福祉の部分に目を当てるような条例改正が必要ではなかったのでしょうかということ意見を添えて終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） むしろ質問なのです、それ、もしお答えできるのであれば、それはどうですか。いいですか、意見なそうですが。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えを申し上げます。

川村よし子議員、先ほどのご質問の中に財政指標のお話、大きく4つあるわけです。それで矢巾町は、特にも公債負担比率なんかは一番高いというようなお話があったわけです。そして今度は水道料金の値下げを考えてほしいと。そこで、財政調整基金とか、水道会計の、これは利益としてありますが、いずれ財政事情は非常に厳しい環境にあるということは、先ほど川村よし子議員のご質問の中にもあったわけです。だから、このところの、私どもこれから財政健全化、これにも取り組んでいかなければならないと。特にも地方創生、この中でこれからの人口減少克服または地方創生、いろんな皆さん方から質問されているのですが、こういうことを着実に遂行するためにもいろんなお金がかかるわけです。その中でしっかり私ども、財政健全化を図っていかなければならないというところだけひとつご理解をいただければなど。その中で福祉のこととか、医療とか、介護、特にも福祉に関係した水道料金の体系があるのかということも今ご質問があったのですが、そういう財政事情の中で検討させていただきたいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 3点目は、介護予防事業関連強化についてお伺いします。

第6期介護保険計画が開始になり、基準額で月900円の値上げの保険料5,700円が徴収されております。保険料が値上げされた中で介護予防事業は、適正に行われているのかお伺いします。

1点目、第6期介護保険計画のニーズ調査では、要支援認定者の生活機能、9項目のリス

ク該当者割合について、前回と比較し、栄養、口腔、認知機能、うつ予防、虚弱の5項目で数値が悪化しているが、その原因は何でしょうか。

2点目、介護予防サービス受給者、サービス受給率とも減少傾向ですが、なぜなのかお伺いします。

3点目、4月から要支援者のサービスが変更されておりますが、生活機能リスク改善する計画はどうか計画されているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 介護予防事業関連強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の第6期介護保険計画のニーズ調査では、前回と比較し、栄養、口腔、認知機能、うつ予防、虚弱の5項目で悪化しているが、その原因は何かについてですが、前回の調査対象者は、本町在住の65歳以上の方々から無作為に1,000人を抽出しておりましたが、今回の調査では、介護認定を受けていない65歳以上の方々から無作為抽出した600人及び要支援1から要介護2までのうち、在宅生活中の588人、計1,188人を調査対象としており、生活機能全般における心身の低下等を懸念する方々の傾向が反映された結果となっております。

前回との比較で差が生じた項目は、調査対象者の選定方法の変更によることが主な原因として考えられますが、ニーズ調査で把握した内容につきましては、本来介護予防事業のプログラムに反映していくものであります。

2点目の介護予防サービス受給者数、サービス受給率とも減少傾向だが、なぜかについてですが、要支援認定者が区分変更や更新申請で要介護認定される場合があります。また、以前に比べてかかりつけ医の進言により、早目に認定申請を行う傾向があり、認定のみでサービス利用に至らないことも要因にあります。

なお、本町の介護予防サービス受給率自体につきましては、ここ数年は緩やかに減少傾向に推移しておりますが、盛岡広域市町の平均を上回っている状況であります。

3点目の4月から要支援者のサービスが変更されておりますが、生活機能リスクを改善する計画はどうかについてですが、国では団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる10年後に、医療、介護ニーズが増大する2025年問題を踏まえ、これまで介護予防給付の対象でありました訪問介護及び通所介護について、新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行し、市町村事業として位置づけるなど、介護予防の一大転機とも言われる制度改正の内容となっております。

本町におきましては、介護予防事業として、生きがい対応型デイサービスおでんせ広場、

国民保養センターにおいて単位老人クラブ等を対象に実施してあるやまゆりハウス介護予防教室、高齢者の運動、栄養、口腔機能の向上に向けて開催している元気はつらつ教室、認知面の機能低下予防を目指して脳いきいき教室を開催しております。このたびの介護保険制度の改正に伴い、前に述べましたとおり、既存の介護予防事業の精査に加え、配食や見守り等の生活支援や社会参加も含めた総合的かつ多様な介護予防、生活支援サービス事業の実施に向け、ボランティアなど、地域のマンパワーを活用した住民参加型の新たなサービス提供体制の構築を図ってまいります。

このようなことから地域の実情を把握した上で、より効果的、効率的なサービス提供体制等の拡充を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせる環境整備に資するため、平成29年度の事業移行期限よりも早期の導入に向けて取り組みを検討してまいり所存であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁ありがとうございます。答弁の中に2025年問題がという答弁がありました。そして今現在本町で行われている介護予防事業の中で生きがい対応型デイサービスおでんせ広場、国民保養センターで開催しているやまゆりハウス介護予防教室、また運動栄養口腔機能の向上に向けての元気はつらつ教室、認知症予防のために脳いきいき教室を開催しているという答弁をいただきましたが、この中でも地域でおでんせ広場が社協が中心になって、また地域のボランティアの方が中心になって行われているのですけれども、町内の自治会でそれを行っている自治会は何自治会あって、どのような問題があってできない自治会があるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

町内の生きがい対応型デイサービスにつきましては、さわやかハウスの拠点も含めて18カ所で行っております。行われていない自治会につきましては、ちゃんとしたというか、正式な調査等行ったわけではございませんが、この生きがい対応型デイサービスの導入時に、やはり全町への普及を目指しまして取り組んできた経緯がありますが、やはり受け入れの担い手となる方々の問題が生じているということは、申し送りを受けておりますので、今後2025年問題につきましても、今1.5倍に高齢者の方々がふえていくような予想がとられておりますが、専門職や、あるいは今自治会のリーダー様、そして社会福祉協議会のスタッフ等で行われて

いる今のやり方につきましては、今後やっぱり担い手が不足するだろうということが明らかになっておりますので、ボランティアの参画を得ながら見直していかなければならない状況がありますので、担い手というところが大きな課題になっていくと思いますので、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町内のおでんせ広場をやっていない自治会の中でも、高齢化率が高いところはどうしても必要だと思うのですけれども、その手だては何か考えているか。今の答弁では、なかなか人材、担い手がというようなこともありますが、その点、考えているところをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

町内におきましても高齢化率は、本当に格差がありまして、矢幅駅前の方来方高校の北側にある矢巾3区の行政区様は、10%台の高齢化率、そして不動地区におきましては30%後半の高齢化率にありますので、本当に町内ひとつといえどもさまざまな事情があります。その中で高齢化率が高いところほど必要な現状はありますが、ただ結いっこの精神といいますか、やっぱり地域のつながりが大変濃いところがありますので、安全に通える場所というか、気軽にできる予防型の介護予防事業は、本当に今度地域に根ざしていかなければならない状況がありますので、地域の問題というか、実情を聞き取りをしながら平成27年度実態調査というか、事情を把握しながら取り組んでいきたいと予定しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 平成27年度は実態調査をして、地域の方たちと話し合っていくというようなことですが、不動地域という地名が答弁されたのですけれども、地域性もあると思うのですけれども、長い年月住んでいると、その家庭の事情も隣近所の方たちがよくわかって結いっこの精神というのが育まれてきているのではないかと思うのですけれども、その方々の中でも土地があって、田んぼ、畑があって、集落営農とかやっているのですけれども、そういうところをこの地域創生の事業でどうにかできないか、そういうところを含めた話し合いとかはどうでしょうか。やっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私も不動地域でございまして、老人クラブ、和味町営クラブに入っておりますが、それで川村よし子議員、今お話しされていることは非常に大事なことで、まず私は地域包括ケアシステム、この構築をしっかりと図っていかねばならない。この地域包括ケアシステムの構築というのは、やはり在宅なのです。地域で見守りをしていきましょうと。きょう私の答弁の中にも、まず29年度までの事業移行期限よりも前倒しをするということでこの介護予防、生活支援サービス事業をやはりこういうものに早く取り組んでまいりたいということで、そこでやはり担い手の確保がなかなか難しいということですが、それは地域には、そういった老人クラブとか、またはボランティアグループもさまざまあるわけですので、まさに地域で包括して介護予防のシステム、いわゆる支援するシステムを構築していくと。だからそのときに何が課題で、また何が障害になっているか、そういうことはしっかり見きわめながら進めていきたいと。

特にも2025年問題は、今一番問題になっているのは認知症対策なのです。この認知症対策も、やはり今こういうことの取り組みをどのようにしていくかということ。だからまず今私どもは地域ではそういった地域包括ケアシステムの構築と。それから、2025年問題は、そういった認知症対策、または認知症にならないような予防を。だから私がいつもお話ししている口腔ケアの話、特にもかむ力とか、寝たきりになるのは歯からなると。そしてかむ力がなくなると胃腸も弱るといって筋肉が落ちる。だからそういう口腔ケア、歯科衛生にもしっかり取り組んでまいりたい。矢巾町では、幸いそういった歯医者さんもいっぱいいらっしゃるわけですので、そういう取り組み、介護予防にこれから重点を置いてまいりたいということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前向きな答弁、ありがとうございます。

おでんせ広場のことなのですが、今現在、矢巾1区のことなのですが、定期的に行われて、月2回なのですが、行われているのですが、社協からスズメの涙ほど、おやつ代ぐらいいただいてはいますが、そのやる人数なのですが、ボランティアの方は1人しかいないので、あと社協の臨時の職員がやっているわけなのですが、その対象者が十二、三人を超えると大変だという話もありますし、それから午前中だけ、

2週間に1回、午前中だけ、これをもう少し拡大できるような方向にしてはどうなのでしょうというような話をしたら、もう無理無理という話も、仕事があれば無理だという話をします。ですので、そういう担い手をつくるのが大切だと思いますけれども、今現在定年後の、それこそ団塊の世代の方たちも、そういうボランティアをやるような組織体制はどうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ボランティアの組織につきましては、現在は社会福祉協議会が事務局となっておりますので、その中では私どもの生きがい推進課と連携しながら介護予防のボランティアも組織化されていますので、とても熱心に事業に協力していただいておりますが、2025年を視野に入れると、まだまだ不足している状況にありますので、本当身近に参加できるような必要性をお願いしながら、そしてボランティア養成のほうも社会福祉協議会とともに努力していきたいというふうに計画していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 地方創生の中でこれから自分が認知症になるかもしれない。それから、少しなっているかもしれない、そういう方でもボランティアができる、それから畑仕事はできる、草取りはできる、そういう方たちがいっぱいいると思っておりますので、そういう取り組みの強化をやはりこれからは必要だと思います。体を動かして筋肉を強め、そしておしゃべりをして笑って生活できる、そういうには、やはり都市というか、密集地帯と、それから土地があって人口は少ないけれども、そういうところとの連携とかもできると思っております、やっぱりそういうところに力を注いでいただきたいと思っております。

密集地帯に住んでいるけれども、車は運転できないよという方もたくさんいると思っておりますので、そういうところに力を注いで1日の何時間かは農作業をやるとか、そういうことも考えるような政策をつくっていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 要望でいいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これをもちまして13番、川村よし子議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

(10番 山崎道夫議員 登壇)

○10番(山崎道夫議員) 議席番号10番、山崎道夫でございます。

まずもって本日で4日目でございますか、今定例議会、9日、10日、そして本日が一般質問なわけでございますが、この一般質問で町長の答弁をお聞きをいたしてきましたが、実に懇切丁寧に、しかも熱意があふれる誠意のあるご答弁でございます。非常に感服をしております。今後町政推進に当たっては、時には懇切丁寧に、そして時には大胆に英断をもって町政推進に当たっていただくようにご期待を申し上げたいと思います。

それでは、第1問の質問に入らせていただきます。まち・ひと・しごと地方創生総合戦略策定に向けた方針についてお伺いをいたします。昨年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行されました。このことにより、都道府県、市町村に対し、地方版総合戦略策定の努力義務が課され、平成27年度中の策定が求められています。本町における人口減少の対策については、ことしの2月2日に人口減少対策推進本部を設置し、全町を挙げて対応する体制が整備されておりますが、同時にまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定も現在進められていることと思います。地方版総合戦略については、定例会3月会議において、齊藤正範議員の質問に答弁されておりますが、少子高齢化の推進に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、地域の住みよい環境を確保して地域社会を維持するために策定するものであるとしております。地方創生の取り組みは、この答弁の視点で策定に取り組みされることと思いますが、政策策定に当たっての基本目標として4つの柱が掲げられております。その中の1つに、地方における安定した雇用を創出するという目標がありますが、具体的には2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出するとしております。地方創生を進めるに当たっては、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環の確立が重要との視点から、本町における雇用の創出について、数値目標と具体的施策の推進についてお伺いをいたします。

また、町内における既存企業の数と雇用状況について、さらには誘致企業の数と雇用状況、誘致年度についてお示しをいただきたいと思っております。

次に、総合戦略策定には、幅広い年齢層からなる住民を初め産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織において審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であり、議会においても地方版総合戦略の策定、施策の実行や効果検証等の各段階において十分な議論が行われることが極めて重要であ

ると考えますが、このことについての町長の方針とお考えを明らかにされたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略策定に向けた方針についてのご質問にお答えいたします。

最初に、本町における雇用の創出について、数値目標と具体的な施策の推進についてですが、まち・ひと・しごと創生法第10条において、創生に関する目標、市町村が講ずるべき施策に関する基本的な方向、施策を総合的、かつ計画的に実施するための事項が定められるものとされており、本町において本年度策定することとしている地方版総合戦略について、当然数値目標と具体的な施策について盛り込まなければならないと考えております。

次に、町内における既存企業の数と雇用状況について、さらには誘致企業の数と雇用状況、誘致年度についてですが、町内における既存企業の数と雇用状況につきましては、総務省統計局による経済センサスでは、平成24年度の事業所数が1,249社、従業員数は1万3,998名となっております。

次に、誘致企業の数と雇用状況、誘致年度についてですが、平成26年8月1日現在の調査によると、平成5年3月に完成いたしました下田工業団地におきましては、企業数14社、雇用者数371名、平成11年3月に完成いたしました西部工業団地におきましては、企業数12社、雇用者数450名、ウエストヒルズ広宮沢は平成16年2月からの企業入居が始まり、ことしの5月31日現在の入居企業数は65社、うち操業を開始している企業が58社、現在建設中の企業が2社となっており、業務系保留地面積の85.26%が売却済みとなっております。また、雇用状況につきましては、平成26年8月1日現在となりますが、1,263名となっております。

次に、総合戦略策定には広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であり、議会においても策定、施策の実行や効果、検証の各段階において十分な議論が行われることが極めて重要であると考えております。このことについての町長の方針と考えについてですが、まち・ひと・しごと創生を効果的に推進していくためには、町民の皆さん方、そしてNPO関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、広く関係者の意見が反映されるようにすることは、非常に重要であると考えております。

また、地方版総合戦略については、議会と執行部側が車の両輪となって推進することも重要であると考えておりますことから、策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるよう説明をさせていただくことと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 齊藤正範議員の質問に大分熱心にお答えになられまして、私も再質問がかなり、それによって削らなければならない部分が出てきておりますが、勇気を持って質問をさせていただきます。

今答弁をいただきましたが、本町における誘致企業、私が以前に聞いた部分より、またさらにふえておりますが、93社、建設中の2社も含めるといことでございますが、2,084名の従業員がいるということの答弁でございました。実に多くの方が矢巾町でこの企業の中で従事をしている、仕事をしているなということ改めて人数の多さも確認をいたしました、1つには、今年度の新卒者の採用数というのは、全体でいいのですが、わかっておられるのでしょうか。

それから、2つ目には、従業員の男女別の数と町内居住者の数というのは、統計とられておられるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新卒者の数ということでございますけれども、こちらのほうは、今春の部分ではまだとっていない状況でございます。それから、従業者の男女別ということでしたでしょうか。誘致企業の部分の男女別ということでございますが、そちらのほうも申しわけございませんが、数字的には資料が今ございません。申しわけございません。済みません。町民の従業員者数、先ほど2,084名という誘致企業の中に働いている方が3地区合計でいるということですが、その中の町民の数でございますが、去年の8月1日現在ですが、367名となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 数字は後刻答えられる。

○商工観光課長（浅沼 仁君） 済みません、新卒者と従業員数の男女別については、資料がございませんので、申しわけございませんが、答弁は今できません。

○議長（廣田光男議員） では、後刻調べることができるの。

○商工観光課長（浅沼 仁君） この点につきましては、今調べることはできませんので、次回の調査のときに、その割合も調べたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎議員、再質問どうぞ。

○10番（山崎道夫議員） 今聞いたのは、そのとおりなのですが、いわゆる総合戦略の策定に当たって、特に私は雇用の問題を取り上げておりますが、雇用を30万人、地方、これは全国ですが、創出するという大きな国の戦略、そしてそれに従って地方で総合戦略を策定することなわけですが、人口減少は、もうかなり前から、これはずっといろんなところで取り上げられてきましたが、やっぱり町長も答弁をされておりますけれども、雇用をやっぱり創出しなければならないと。若い人たちの定住化を進めるには、やっぱりそこが非常に大きなネックになっているというような答弁もあるわけです。そこでしたがって、私は今お聞きしたのですが、やっぱり現状認識をしっかりとしなければならないだろうというふうに思うわけでありまして。そして、例えば新卒者の状況、町内で働いている人たちの状況も難しいという点もあるかもしれませんが、やっぱりそこまでしっかりメスを入れていかなければならないのではないかというふうなことで私はお聞きしたわけですが、できればやっぱりそこをしっかりと見てもらいたい。

それから男女別の、特に女性の能力あるいは潜在能力も含めての話ですが、女性のやっぱりそういう力をこれからはしっかりと生かしていかなければならない。特に子どもさんたちを育て上げた世代も含めて過去にやっていた、例えば看護婦さんが復職するとか、いろいろあるわけですが、そういう部分もしっかりとこの総合戦略の中では練っていかなければならないのではないかというふうに私は思っているのですが、そういう観点でお聞きをしておりますので、やっぱりそういうふうな部分も現状認識と、それからこれからどうするのかということを考えてとすれば、やっぱりそこもしっかりと統計をとっていく必要があるだろうというふうに思いますので、ここは次の統計をとるときにというお話でございましたが、できればそこはしっかりと捉えていただくようお願いしたいと思いますが、その辺の考えはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず今山崎道夫議員のこのご質問、まさにこれから地方創生を推進するののイロハのイの部分でございます。現状認識をしっかりとしないで計画の立案はできないわけでございます。それで今これ恐らく基本的な数値はあるわけですので、もし今のきょうのうちにお答えできるのであれば、後刻答弁させますし、もしできないときには、必ず資料として皆様方にお手元に配付をさせていただきたいと、こう思いますので、ひとつご理解をしていただくととも

に、やはり私どもこれから、もう今ご質問あったこと以外にも年代別とか、男女別、これはもう当然のことです。そして私は今町内にどういう企業があって、どういう第1次、第2次、第3次産業の中でどういう職種があって、こういうことはしっかり把握しないで、まさに地方版の総合戦略の策定には入られないわけでございます。きょうちょっとあれしたならば、総合計画の中にも勤労者への支援の充実の中で地元就労の場の確保も含めていろんなことが出されて、雇用の機会の拡大に努めるということが出ております。

それで今私大事にしなければならないのは、町内にある企業をできれば、アンケート調査だけでなく、できればなるべく歩いて、そこにも地元企業の皆さん方に雇用の掘り起こしができないものか、そういうこともいろんな形で現場に足を運ぶ、または流通センターであれば卸センターとか、そういう組合組織があるわけですので、そういうところを通じて雇用の掘り起こしを考えていきたいと。

だから先ほどの答弁の中にも下田とか西部とか、ウエストヒルズ広宮沢、それぞれあるわけです。そこにはいろんな組織があるわけですので、そういうところにもお願いして雇用の掘り起こし、まず地元でしっかり地の着いた雇用の創出の考え方も取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その部分については、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

この地方創生にかかわって人的支援というのがあるわけですが、これも齊藤議員の質問のときにお答えになっておられますが、検討するということではございますが、例えば紫波町は多分取り組んでいるのではないかと、何かの新聞で見たような気がしますが、間違っていれば申しわけないのですが、その人的支援についての検討されてきたのかどうか。これから検討するということですが、もう既に取り組まれている、全国でたしか65自治体ぐらいが取り組んでいると思いますが、例えば国家公務員の方とか、それから大学の研究者とか、あるいは民間のそういう研究されている人材とか、そういう方たちとマッチングをして派遣をします。そしてこの地方創生版のいわゆる総合戦略の大きな力になるというふうなことでもう既に取り組まれているところもあるわけですが、その辺の検討をされたかどうか。これから検討というのは、町長から出ましたが、今までの状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

ただいま、先ほど齊藤正範議員のご質問にもお答えしたわけですが、国では人的支援の中に地方創生人材支援センター、もう今現在この69市町村に派遣をしておると。だからこういうことは早く取り組むことが大事なものです。だからちょっと時期はおくれたのですが、このことについては、まず私どももこれからいろんな形で地方版総合戦略の策定のやはり中核を担う人材でございますので、そここのところはこれから取り組んでまいる覚悟でありますので、ひとつご理解をさせていただきたいと思っております。そういった制度があるのか、ないのかまで多分わからなかったと思うのです。だからこれからでございますが、ひとつ取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この前6月9日に地方創生に関する研修会が県の担当課長さんが来てやられたわけですが、先ほども質問がありましたが、これによりますと、県内人口の見通しということで33市町村の2010年、平成22年から2040年、平成52年までの人口の推移が示されておりました。人口減少が最も少ないのが滝沢市でマイナス5.8%、これは驚きの数字のような感じはしますが、それから次が金ヶ崎町のマイナス16.4%、北上市17.6%、盛岡市18.2%、そして本町の矢巾町が20.9%、そして紫波町が22.2%と続くわけですが、特にも50%を超えて減少するという予想がされているのが、西和賀町あるいは岩泉町、そして葛巻町なわけです。

しかし、私どもが今まで見てきた中では、そういう厳しい状況、今までもあったわけですが、その中でも例えば西和賀町は特産品の開発で、これもまた一生懸命中央、特に東京のデパートとか、あるいはホテルと提携をして西ワラビを一生懸命売っているとか、さまざまそういう取り組みもされておりますし、岩泉町も全国的に大変有名になったヨーグルト、これはもう注文に応じ切れないほど大変な予約が来ていると。それから、葛巻町はご存じのとおり、さまざまなイベントをやって、年間15万人ぐらいの県外もいますし、県内のいわゆるリピーターも含めてそういうイベントに来てくれるというふうな、そういう取り組みもされていると。やっぱり危機感をいかに持つかということが原点になっているだろうというふうな思うわけでありまして。

高橋町長は、いわゆる特産品の開発に力を入れたいということで一生懸命取り組もうという意気込みをお聞きしておりますが、特に住民一人一人がいかにそういう危機感を持つかと

ということが非常に難しいことだと思いますけれども、これがやっぱり原点になっていくのではないかというふうに私は思うわけです。特に、沿岸の市町村は、ほとんどが40%以上の、平均で42%ぐらいの減少率なのですが、それでもやっぱりここで生きていくという強い決意と連帯感の中で少しずつ、少しずつ、じわりじわりと復興をしていると。またこの人口減少がさらに追い打ちをかけるのではないかという心配をされていますが、それでもなおかつ粘り強くやっていかなければならないという思いでいるわけですが、私ども矢巾町は、そういう意味では、非常にいわゆる町民の所得といいますか、所得も県内では3番目、おとしは2番目、そして去年は3番目ということで非常に所得も高いし、病院もいっぱいあると、働く場もそこそこ盛岡市を初め、北上、花巻ということで恵まれています。やっぱりこれから地方の総合戦略、地方版をつくるに当たって、そういうふうな共通意識といいますか、認識を持つということが非常に大切だというふうに思います。

町長は、答弁にもございますが、各種団体、NPOも含めて、金融関係から労働団体から、いろんな人たちの意見を吸い上げて地方版の総合戦略を練っていくのだというお話でございますが、まずそのことが大変重要なことなのですが、町民に対してのPRといいますか、そういうふうな地方版の総合戦略を立てるに当たっての基本的なスタンスといいますか、もう大変な状況が来るよというふうな危機意識をあおる必要はないのですが、やっぱり目的意識的に全体が一つになってやっていかなければならないという思いをみんなに持ってもらうためのそういう施策をどう進めるかというのがこれは非常に難しい話ですが、その辺についての基本的な考えを町長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでこれは町民の皆さん方と色々なことを共有していかなければならないと。今のところ地方創生についてのせっかく広報紙があるわけですので、できれば推進組織を立ち上げた後、皆さん方からもいろいろご意見、ご提言をお聞きした中で地方創生に関する広報紙での特集を組んで、ひとつどういう考え方であるのかということ町民の皆さん方にお示しをして、そしてその中から皆さん方からもいろいろご意見、ご提言、双方向の、できれば形で地方創生の戦略を考えていきたいということで今、そういった方向で進めていきたいなと考えておるところでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ありがとうございます。私が用意してきた部分で、もう齊藤議員に

相当答弁されておりますので、これ以上の私の持ちネタはもうなくなってしまいました、いずれにしても地方版の総合戦略の策定については、本当に10月までという期限をつけてスピードアップを図るということを町長は明言はしておりますが、実効性のあるものをつくるとなれば、相当難しいのではないかというふうに思うわけであります。したがって、当然スピードアップを図っていくということで、いろいろ研究はされると思いますが、いろんな団体やいろんな人たちと意見交換をしながら、やっぱり矢巾型のなるほどなというのをぜひつくって、そして私ども議会にも説明をしていただくようお願いをしてこの質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） 2問目の質問をさせていただきます。

土地利用計画の見直しについてでございます。4年後の岩手医科大学の附属病院開院により、交流人口を1日当たり約1万人と試算していますが、病院関係者や患者、見舞客らがもたらす経済効果に加え、定住人口の増加にも期待が高まっております。第7次総合計画の基本構想は、計画最終年度の人口目標を3万人に設定しましたが、3万人を目標で終わらせないためにも、医大附属病院開院の受け入れ体制に万全を期すことが求められていると思います。特に関連企業の誘致に向けた土地確保や定住人口の増を見据えた住宅建設の用地確保が大きな課題であると捉えております。土地利用の規制が厳しい本町にあって、社会環境の変化に対応した土地利用計画の見直しが急務と考えますが、今後の対応についてご所見をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 土地利用計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在本町の行政区域につきましては、国有林を除き全域国の決定による盛岡広域都市計画区域として決定されており、また市街地及びその周辺部を除き県の決定による農業振興地域として決定されております。その中で土地利用につきましては、国土利用計画、矢巾町計画を基本に、矢巾町都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域内の土地利用ビジョンを定め適正な運用を図ってきたところであります。こうした中におきましても、今後も均衡ある本町の発展を図るため、それぞれの地域に合った基盤整備や居住環境の整備など、社会環境の変化に対応すべく土地利用計画の見直しを含め、検討してまいる所存であります。

また、交流人口増加による対応、附属病院関係者との定住化に向けた受け入れ対応の施策は、重要な位置づけと考えており、これまで本町では、盛岡広域都市計画の市街化区域の拡

大を図るべく国、県及び盛岡広域都市計画の構成市である盛岡市、滝沢市とともに協議を進め、藤沢地区、中村地区に住居系及び業務系の市街化区域を編入しており、現在民間活力により、これらの区域におきまして商業施設の新設や住宅建設が順調に進められているところでもあります。

今後開院までの期間におきましても、この2地区を含む既存市街化区域において附属病院関係者との定住化に向けた受け入れの対応とすべくさらなる良好な住宅地形成の誘導を図ってまいりたいと思っております。

以上、私からのほうのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ただいま山崎道夫議員の一般質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時35分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

再質問はありませんか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） まず1点目でございますが、中村地区が185区画の一般住宅、それから藤沢地区が73戸の一般住宅、それから共同住宅もこれには入っているということで前のたしか3月の議会での答弁だったと思いますが、それから店舗も12棟を予定しているという、これは中村地区、藤沢地区なわけですが、現在どの程度の住宅建設あるいは共同住宅も含めて建設されているのか。

それから、店舗数については12棟ということになっていますが、どの程度建設をされ、もう既に営業しているところもあると思いますが、その部分がまず第1点お聞きしたい部分でございます。

それから、これも以前の議会の中で答弁をいただいたわけですが、既存の住宅地がいろいろ駅周辺あるいは南矢幅、新田地区を中心にあるわけですが、たしか2.9ヘクタールの団地の中にそのぐらいのいわゆる空き地、余力があると。人数的には約900人が居住できるスペースがあるという答弁をいただいておりますが、具体的なその数字というのは、数字といえますか、宅地ごとに空き地ということだと思っておりますが、どの辺に一番あって、既存住宅地内

に当然どこの住宅地もあるわけですが、例えばそこに定住をさせるための人たちを呼び込むというのは、現実はどうなのかなという感じを私はしています。

というのは、近所つき合いの関係が当然あります。新しくできた住宅地であれば、当然どんどん新しく入ってくるわけですが、大体同じ時期に入るということもあって、非常にいわゆる近所つき合いは比較的うまくいくと。ところが、もう既に既存の宅地化されているところに入っていった場合は、いろいろ面倒なところがあったりして、意外と、それでもそういうところがいいという人も当然いるとは思いますが、数はそんなには多くないのではないかなというふうな感じはしているわけです。したがって、その部分の現実にあるということですので、わかっている範囲でいいですが、後でお示しをいただければいいのですが、わかっている範囲内でお答えをいただければいいなと思いますので、お願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうからは、第1点目の中村地区及び藤沢地区の現在の状況についてご説明いたしたいと思います。

実際の棟数につきましては、実際のところうちのほうで統計というのはとっておりませんので、把握はしておりません。しかし、建築確認等の状況を見ますと、中村地区につきましては、おおむね8割から9割程度ぐらいは、もう既に建築確認済みで、そのうちそのほとんどがもう建て始めていると。あと残りは、一番最後に完成しました、いわゆる西、南のところだと思います。あそこも今売りに出してしまして、結構な感じで売買されている状況とお聞きしております。

それから、藤沢地区につきましては、戸建ての部分に関しては何棟か、五、六棟ぐらい建っておりますが、まだそのほかの部分については、まだ建築確認というのは出ておりませんので、これからということだと思います。長屋、いわゆるアパート関係については先行しているような状況で、そちらのほうは割と盛んに確認等が出てきておりましたので、そちらのほうが出て、建築がされて、そちらのほうに住まいが、人数が入ってくるのかなという気がしております。

それから、店舗に関しましては、こちらは半分から3分の2程度ぐらいは、既に開業も含めて開設されるされているのかなというような状況で捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 既存住宅地内の関係は、では後でということなようです。恐らくそうだと思いますが、この数値に間違いがあるか、ないかも含めてですが、その既存住宅地内の空き用地といいますか、それについてお知らせをいただければ幸いです。

そこで当然岩手医大が4年後には開業するわけですが、病院が開業するわけですが、定住化ということでございますので、いわゆるアパートに入る人も含めて、あるいは住宅を建設する人も含めて定住化促進をするということだと思います。そこでお聞きをするわけですが、一つには企業を誘致するということが大きな、これも目標なわけです。医大の関連の業者というのも相当数いるわけでございますので、その方たちにできれば矢巾町にそういう営業所あるいは支店みたいなものを、もちろん本社が来れば一番いいわけですが、その方たちに来ていただくと。その場所をどこにするのかということがこれからの大きな課題ではないかなというふうに思います。

それから、医大関連ばかりではなく、前川村町長さんは、トップセールスでいわゆる93社の企業誘致をされてこられました。これを今後高橋町長は、企業誘致に当然力を入れていくとは思いますが、どのような方法で企業誘致を図っていくのか。その土地と、それから企業誘致の考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先般の一般質問であったわけでございますが、実は岩手医大と私ども役場の窓口、今まで企画財政課が窓口になって進めてまいったわけですが、今度区画整理課にお願いをするという、もちろん企画財政課も一緒になって、そしてその窓口だからそこだけであれだということではなく、窓口は窓口で、いずれこれから本当はもう遅きに失したと言われれば、それも言われても、そのぐらいもう、もっと早く取り組んでいかなければならなかったのではないかなという思いを強くしているのですが、まずこれからは医大とは毎日双方向でやりとりをして、今山崎道夫議員からお話あったような関連企業なり、関連するいろんなものに取り組んでいきたいということと、それから今岩手医大が来ることによって、当然病院と診療所の、いわゆるよく言われる病診連携、今矢巾町には産婦人科とか、あとは小児科もあるわけですが、そういうところも充実していかなければならないということで病診連携の核となるものをひとつ考えていきたいなということで、まず医大を中心に考えたときには、まずそのところに力点を置いていきたいと。

それから、定住化の促進を図るために、特にも私は若者と女性の雇用の場を考えた場合に、

やはりこれからは食産業とか、そういうものについても力を入れていかなければならないのではないかなど。だからその辺のところについても農協、それから商工会、こういうところともよく連携をしながら、そしてできれば地元雇用、そして若者、女性の雇用の場を確保できる、こういう企業誘致に取り組んでいきたいと。そのためには、県の企業立地推進課はもちろんのこと、あとは周辺の盛岡とか、そういうところともネットワーク化をして取り組んでいきたいと、このように考えております。いずれ企業誘致をすることによって定住化の促進ができるように前向きに取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） 大変失礼しました。さっき団地の中の話ありましたので、それ補足できますか。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、失礼しました。2点目の団地の中の空きスペースの部分ということでございますが、たしかに団地つくって全部配置といいますか、建設ができればいいわけですけれども、やっぱりところどころにそういった部分が残っているのも事実であります。ただ、こうやってみますと、古い団地の中でもやっぱりそんなに戸数的にはあれですけれども、ときどきやはりそういう建物を建てたいという部分も確認という形で出てきているのもまた事実であります。ですから、やっぱり空きスペースにつきましては、これからうちのほうでもやっぱり把握しながら、そういった部分もちょっとどのくらいあるのかという部分、やっぱりうちのほうでも確認をしながらスペースの有効活用といいますか、そういった部分をやっぱり考えていかなければならないなということは、現在考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 先ほど町長からは、企業の誘致の関係でご答弁がありました。私は、企業誘致をする場合に、当然誘致をするための土地が必要だということで藤沢地区は、3分の2ぐらいが店舗もう建っているということでございますが、企業誘致をした場合の用地の確保、その部分をどういう考えがあるのかまず1点お聞きしたいと思ひます。

それから、実はことしの1月ですが、総務常任委員会で7次の基本構想、第7次総合計画の基本構想に向けた検討会やったわけですが、各常任委員会でやったのですが、その際に、若干やっぱりこれからの問題になってくるだろうというお話の中で、一つには市街化調整区

域の見直しも視野に入れる必要があるのではないかと。やっぱり問題なのは、以前商店があった場所でも、例えば私の住む矢次の話をしますが、これは3カ所ぐらいあるのですが、誰かが来てもそこに商店を、あるいは飲食店を建てたいということであっても、もうそこは一旦何もなくなったところですのでだめだよと、そういう非常に厳しい規制があると。それから、以前家があって、その土地を誰かが買って、その人の子弟を住ませたいということで申請しても、もうそれはだめだよというふうなところもあると。それから、農家の子弟の分家の制限も非常に厳しいと。したがって、紫波町などに行って土地を買って居住していると。やっぱり自分の生まれたところで、しかも親戚も親も兄弟もいるというところで住みたいという人もかなりいるわけです。その人たちのそういう思いがなかなか認めてもらえないという問題があると。

それから、医大の総合移転は常に話題になるわけですが、医大の職員、4,500人とも言われています。これは、医大の職員ばかりでなく、いわゆる例えば関連業者、それから清掃を担当するスタッフも含めての話ですが、特に看護師さんたちは1,330人だという、実は私ども議会でこずかたサービスさんの社長さんからこういう資料を、研修を受けて資料をもらったのですが、その中にもそういうことが統計としてあるのですが、そういう方たちを定住化させるには、やっぱり土地の開発、いわゆる宅地開発が絶対必要になるだろうというふうに思います。それから、もちろんこの中では、4号線の土地の利用の話も出ました。片側100メートルの使い方の検討、これはドライブインとかガソリンスタンド以外はだめだよと、そういう話にもなっているわけですので、そこを何とか風穴をあけていかなければならないのではないかとということが、この検討会の課題として挙げられています。この部分についての考え方といいますか、お聞かせをいただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほどの私の答弁の中にも国土利用計画の矢巾町計画という上位計画があるわけですが、それによってあとは盛岡広域、盛岡市さんと滝沢市さんとの協議もあるわけで、だから私はこの辺のところ国土利用計画または盛岡広域、盛岡市、滝沢市ともやはり協議しながら進めていかなければならないということで、このことももう時間との戦いでありますので、やはり土地利用、利用計画の見直し、そこは避けて通れないところでございますので、やはりそういうところをひとつ。あとは農振法とか、いろいろ白抜きも5年に1回のあれがあるわけですが、やはりそういった総合的な計画、どういう張りつけをしていかなければならない

かということ、やはりそういったことをしっかりもう一度原点に立ち返って見きわめながら対応していきたいということで、この土地利用計画の見直しは、やはり時間との戦いでもあるし、また相手方もあることなので、これは国、県、そして関係市との協議をスピードアップして進めていきたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 考え方についてはわかりました。それで町長もその部分については、十分におわかりなことでございますので、先ほど私言った岩手医大の総合移転といいますか、医大開業に向けた2,700人の職員だと言っていますし、それから学生も入れると4,000人、5,000人近いということでございますが、その約半数近くが、学生は別にしてもですが、2,700人の半数、1,300人を超える方たちが、いわゆるアパート、借家住まいだと、定住化するためのいわゆる自分の持ち家に入っていない方がそれぐらいいますよと。そこをぜひいわゆる定住化を進めてほしいという、こずかたサービスの社長さんのお話でもございました。

したがって、それに向けて、今お話があったように、やっぱり関係市町村とのしっかりとした協議を踏まえて土地利用の見直しをできるだけ早い段階でやっていただくように切にお願いをして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） 質問の補完といいますか、よろしいでしょうか。先ほど保留しておりました企業の従業員者の男女別でございますが、残念ながら商工観光課のほうの資料ではございませんが、経済センサスの、24年の経済センサスの資料の中にございましたので、お知らせいたします。

従業員数が1万3,998人のうち男性が8,810人、女性が5,188人となっております。

先ほどの新卒者、それから町内の誘致企業の中の男女別、これにつきましては、毎年8月に調査しておりますので、その際には今度は入れて調査したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上、終わります。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「できれば年代別にお願いしたいと思います」の声

あり)

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の一般質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 日本共産党の小川文子でございます。本日最終となりました。どうぞご協力、よろしくお願いします。

まず1点目の質問でございます。矢幅駅前開発についてお伺いをいたします。矢幅駅前開発は107億円の債務負担行為、いわゆる借金で矢幅駅前開発株式会社により区画整理事業と複合施設建設、19年間の維持管理費も含まれますが取り組まれており、ことしが最終年度となります。公民連携の手法の1つであります公募型プロポーザル方式で進められておりますけれども、この方式は、P F I に比べますと初期契約の変更が比較的しやすい方法でありまして、財政負担の軽減、そして安全性、利便性及び町民の声を確かめながら、今できる最大の見直しをしていただきたい、そういう立場から質問をいたします。

1番目、3階の子育て支援センターの一時預かり事業は、町内保育所でも実施していること、避難経路や避難シューターの安全性に問題を感じて指摘してきました。そのことによりこの一時預かり事業は中止するべきではないか。

2番目、図書室は全面移転がいいのか、一部を残すのかについて。また、今年度の2,000万円の図書購入費についても町民の声を聞くべきではないか。さらに、どういう図書室を望むかについても町民の声を聞く機会を持ってほしいということについてお伺いをします。

3番目は、設計図の概略は、役場からのお知らせで公表されておりますけれども、町民説明会を開催して、詳細の説明をするべきではないかについて伺います。

4番目は、駐車場は大変狭い状況であります。敷地内に5台、そして約50メートルから100メートル離れたところに専用として30台、そして東側の隣接地に将来商業ビルが建つ、商工会の商業ビルが建つ、その商業ビルの駐車場35台分を供用として使うというような内容でございます。大変少ない駐車場の状況でございますけれども、当面その東側の駐車場、商工会との供用35台でございますけれども、その商業ビルの概要については、説明もまだされておられませんし、来年には完成をするという運びの中で当面東側、隣接地の町有地を全面的に複合施設の専用駐車場として使用できないかについて伺います。

そして5番目として、複合施設東側に水路を設置し、小魚を飼育する親水空間を維持する、

つくるという説明がかつてございましたけれども、維持管理費の節約やホーマック脇のいわゆるせせらぎ通りからの延長でございまして、このせせらぎ通りが今ちょっとした噴水がありますけれども、ほとんどホーマックの積み荷の影に隠れていて、そこにせせらぎ通りがあるということさえ町民はもう忘れてしまっているというような現状だと思います。町民の方からも、このせせらぎ通りは何の意味があるのでしょうか、このセメントの川はというようなことも聞いております。そういうことの観点から、この親水空間、中止するべきではないか。

そして6番目として、年間維持管理費1億円、これが大変大きな重荷でございまして、将来への。この削減を図るべきではないか。この6点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の矢幅駅前開発についてのご質問にお答えいたします。

1点目の子育て支援センターの一時預かり事業の中止についてですが、この子育て支援センターは、正式には子育て世代活動支援センターとなります。この施設は、矢幅駅周辺の活性化やにぎわいのあるまちづくりのための施設であり、特に乳幼児等を抱え、さまざまな行動が制約されがちな親世代が中心市街地で文化活動や購買活動等を行ったり、施設を利用して学習や親同士の交流を図るなど、まちなかでの親世代の多様な社会活動を支援、促進することを目的としたもので、そのための機能として一時預かり機能を有することが必要なものであります。

一時預かり事業は、町内の保育所でも実施されておりますが、この子育て世代活動支援センターでは、土日や祝日も利用できること、1時間単位での利用も可能であること、中心市街地である矢幅駅前に立地し、利便性が高いこと、町民以外の方の利用も可能であることから、これまでの町内の保育所で実施している一時預かり事業とは利用時間や利用者が異なるものであり、必要な施設と考えております。安全面におきましても、災害時の避難経路の確保や避難器具等の設置について万全を期していくことから問題はないものと考えており、一時預かり事業の中止は考えておらないところであります。

2点目の図書室は、全面移転か、一部を残すかについて、また今年度の図書購入費について町民の声を聞く機会を持ってはどうかについてですが、平成26年4月に住民説明会を開催したほか、パブリックコメントを実施したところであります。その際に、図書室は全面移転

であることを説明するとともに、どういう図書室を望むか等も含め意見をお聞きしております。また、読書ボランティアグループを対象にことし3月にはアンケート調査、4月にはワークショップを行い、ご意見をいただいたところであります。

さらに、ことし4月から公民館図書室利用者へのアンケートをお願いし、図書センターへのご要望を伺っております。

なお、今年度の図書購入費につきましては、移転に当たり、蔵書の偏りをなくするために必要な予算額であることから、来年度以降これまた同様に町民の皆様からの本のリクエストを受け、ある程度希望する図書を購入してまいりたい考えであります。

3点目の町民説明会の開催についてですが、複合施設の設計につきましては、基本設計段階で住民説明会及び縦覧を実施しており、その際に寄せられた意見も含めてブラッシュアップを行い、平成26年12月16日発行の役場からのお知らせに掲載し、周知を図るとともに実施設計に反映させ、現在工事を実施しているところであり、改めて説明会を開催することは考えておらないところであります。

なお、複合施設に関する概観、内装等の詳細に関する情報につきましては、広報紙やホームページを通じて周知を図っていく予定であります。

4点目の当面東側隣接の町有地を全面的に複合施設の専用駐車場とすることはできないかについてですが、町ではこの町有地を商業集積ゾーンとして位置づけ、その土地利用については、矢巾町商工会で現在事業計画を策定中であり、平成29年度から建設に着手したいとの意向であることから、それまでの間、全面的に複合施設の駐車場として使用することは可能と考えております。

5点目の複合施設東側の親水空間の中止についてですが、この親水空間は、矢幅駅前地区の地形を活用した地域特有の魅力ある都市空間の形成と中心市街地に緑と水で安らぎが感じられる南北の歩行者動線の軸を形成することを目的として設置するもので、駅前地区の魅力を高めるために不可欠な施設と考えておりますので、予定どおり実施してまいります。

なお、維持管理費については、必要最小限となるよう計画しており、小魚を飼育する予定はないところであります。

6点目の年間維持費管理費1億円の削減を図るべきではないかについてですが、複合施設の維持管理及び運営費については、平成28年4月のオープンに向けて、最小の経費で最大のサービスを提供できるよう鋭意矢幅駅前開発株式会社と協議を重ねており、可能な範囲での節減に努めてまいります。

以上、私のほうからの答弁にさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ことしがまず最終年度で現在工事も進められている中ですので、見直しというのはごく限られたことになるだろうとは思いますが、しかし、高橋町長が新しく町長になられて、そしてこの維持管理費1億円、19年間続くというこの重みを考えれば、今できることをまずやるべきだというふうには思います。

そしてその一時預かり事業でございますけれども、これは年間2,900万円の維持管理費でございます。そして正職員5人、非常勤職員が4人、9人体制でございます。いわゆる交流施設であれば、親が子どもを連れてきて親の観察のもとにやりますので、これほどの人員は要りません。一時預かりをするために最大5人の一時預かりをするためにこれだけの職員が必要になります。そして、一時預かりの現状でございますが、アイーナの3階でやっております。それから、紫波町のオガールでもやっております。そして原則この一時預かり事業は、やはり紫波町でも原則紫波町民に限っております。というのは、やはり一時預かり事業を全く知らない人の子どもをぱっと預かるというのは、これはやはり危険が伴うからでございます。本町の場合は、にぎわいを、駅前の中心市街地の活性化ということでございますけれども、幸いにも駅の西にあるこずかた保育園、これも駅の一部でございます。中心市街地のエリアの中に入っていると言っても問題はないと思います。ここでいわゆる休日保育、そして一時預かりをやっておりますので、土日、祝日にできないということがないのであります。そのことから考えますと、経費削減と、それから安全性、そして3階に、安全だというお話ではございますけれども、やはり子どもを預かる分については1階が原則でございます。隣のこずかた保育園は2階でございますから、3階よりは安全だと思います。こころ辺りも鑑みて、そしてまた維持管理費が、維持管理をする団体が矢巾ゆりかごであると、NPO法人でありますけれども、矢巾の団体でございます。ですので、例えば削減をする場合にもお願いはしやすいのではないか、話がしやすいのではないかという側面があるのではないかと。

こんなことを考えますと、今子どもの一時預かりを中止することによって大きないわゆる混乱が生じない、そして経費節減になる、そういうことをやっぱりしっかりと考えてみてはどうかと思います。即答できないかもしれませんが、これはぜひ考えていただき、再検討をしてほしいことです。そのことについてまずお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいま小川文子議員のご指摘について、この内容をもう一度精査をさせていただきますが、まず私どもとしては、先ほど答弁したとおりでございまして、一番最後のところにも経費の節減をできる場所があれば、前向きに検討してまいるといことで答弁をさせていただいておりますので、そのところはひとつ精査をさせていただきますが、答弁のとおり事業は推進をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2階の図書ルームについてでございますが、蔵書数が少ないという私どもの指摘に答えてくれたとは思いますが、最終的には9万冊ということで開架7万冊ということで当初よりも本棚のスペースが大変狭い、車椅子が往来する、あるいは回転する分には、ちょっと1.8メートルに欠ける部分が生じておりました。そこでやはり開架数をもっと減らして、自由に往来できる空間をつくるべきではないかについて図書館の場合はお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

開架数を減らすことを考えてはというふうなお話でございました。正直申しますと、既に建設のほうは相当進んでおります。現地のほうをごらんになっていただければわかると思いますが、基本的な設計は終わってございますし、いわば今後平面プランニングによって備品等の具体的な購入とかに入っていく段階でございます。現在平面プランニングのほうは、基本的なところは固まってございますので、現状において開架数を減らすということにつきましては、考えておらないところでございます。

ただ、おっしゃるところの趣旨は、通路なり、そういった部分の余裕を持たせられないかといった部分だというふうに解釈いたしますが、そういったところにつきましては、開架数の調整といいますか、棚の間隔なり、そういったところについて再度内容を精査させていただきますが、その上で可能な範囲で通路部分が確保できるような対応をしてみたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 親水空間でございますけれども、確かにもう設計も済んでいるとは思いますが、しかし、例えば駐車場の関係でも言いますと、複合施設があって、そこに水路があって、そしてその隣にいわゆる商業施設と駐車場があるわけで、子どもを連れて方が行ったり、来たりする場合に、この水路が邪魔になりますから、水路の上にふたか何かしなければ行ったりきたりはまずできないだろうと思います。あるいは道路の歩道を通っていくのかということになりますと、大変不便を生じるかと思えます。それで私は、よくいろんな町に行きますと、駅前にかんかん水が流れているような親水空間を見ますけれども、結構何か閑散として水だけが流れているようなまちが、駅前が結構あるという感じがしているのです。それでこれだけのお金をかけていても、それだけの効果があるのかなというような感じを受けています。そして、その景観の点で言いますと、矢巾は医大が来て、学園都市ということにまずなるわけですが、駅からぱっとおりたときに、目の前にあるのがいわゆる屋台村でございます。本当に学園都市にふさわしい駅前の空間になっているかということ、この最終年度にやっぱりしっかり考える必要があるだろうと思います。それには予算も限られておりますから、その親水空間、いわゆる土を掘らなければいけません。掘ってそこにまた川を敷設すると、そういうお金があるならば、駅前から医大までに桜並木を植えるとか、イチョウ並木を植えるとか、プラタナスの街路樹を植えるとか、本当にぱっと駅におりたときに、ああ学園都市だなと、いいところだなというような景観を演出する、これも今後区画整理課が医大とのプロジェクトの中に入るといってございまして、もう駅前だけの空間にとどまらずに、医大までの動線の景観について、しっかりと検証して、そのための予算をとっていただきたいと思えます。そのためには、親水空間をつくっている余裕はある意味ないのではないかと私は思うのですけれども、これについても見直しをしていただくことはできないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの町長答弁の中にありましたとおり、ややもしますと、区画整理事業といいますのは、特に駅前関連ですが、どこに行っても無機質な感じになってしまいがち、どこでも同じような景観というふうなケースが実際のところ多くございました、これまで。そこに対して、やはりそういったことの反省もあり、その地域ならではの、その地区ならではの部分というものを残しつつ、それをうまく生かしていくという考え方のもとに、その1つの形としての上堰水路を平面的な部分を残しつつ、そこに水路があったという歴史的な経過も踏まえ

て、なおかつ親水空間という形で残すということがこの地区のいわばオリジナリティーのあらわし方だというふうな考え方でもって設置いたすものでございます。これは、いわば西地区、駅西地区における徳田倉庫のお話とか、これまでもありました。最終的には公園のところに並木、樹木を残し、また柱があったものは1つのオブジェとして残す形をとって、いわばそういった地区の歴史なり、オリジナリティーというものに関しまして、やはりそこを重視していかなければ全国どこにもあるまち、駅前という形になってしまいますので、そのところは外せないものというふうに考えてございます。

なお、ご提案のありました駅前から医大までの間の並木なり、そういったところについての検討ということにつきましては、お金のかかるということと、それからいかにせん県道だということもあまして、そこにつきましては、県との協議なり、そういったものが、それから財政的な手当なり、そういったものが必ず必要となつてまいりますが、一つのご提案として受けとめたいと思ひますし、まず県道ではありませんが、駅前広場から歩行者専用道を通りまして、複合施設のすぐ南側を通ります、いわゆるせせらぎ通り線の部分につきましても、歩行者動線なりがあるという前提のもとに、そこには樹木等を植えて、一つの流れをつくってまいりたいと計画してございますし、それはイベントのことだけになってしまうかもしれませんが、例えばアルコのところでやっております矢巾町の夏祭りに対しての新たな歩行者動線、そしてそこに一つのにぎわいのラインをつくれたらいいなというふうな考え方でお祭りのときに照明等をぶら下げてラインを誘導するようなものをできたらいいなということとでちょっと検討中でございます。余り経費をかけずにできる範囲ということで考えてございますので、そういった部分もございりますが、いずれご提案につきましては、受けとめさせていただきたいと思ひますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 鹿妻堰の親水空間の形を残したいという気持ちはわかります。私はむしろ鹿妻堰をそのまま一部でもいいので、手掘りのままで、いわゆる江戸中期の歴史を残したほうがいいのではないかと何回も言いましたけれども、結局それは実現しないで、そして土の下に入ってしまったわけでございます。ですので、セメントの川をつくって、水を流しても、それが鹿妻堰がここにありましたというような感動は私は感じられないのでございます。むしろ花壇にして花でも植えたほうが、ここに川がありましたよというぐらいのほう

で維持管理も簡単だし、お金もかからないのではないかと。それぐらいの発想の転換はできるのではないかなという気はいたします。

その点も含めてもう全然できないというならば、それはそれでしょうがないかもしれませんが、少しでも経費をかけない方法に再度親水空間の見直しができないかということ、まずこれは要望として述べておきたいと思います。

そして質問ですけれども、3月の時点で町民にもう少し複合施設のことをもうちょっと詳しく説明する機会あるいはパブリックコメントができないかという質問の中には、パブリックコメントはいたしません。もう説明は、十分したというような説明でございましたけれども、今回パブリックコメントもちゃんとしていたと。そして、あるいは図書館については、いろんな読書ボランティアの方たちの意見もいただいているというようなこともございましたので、ぜひこの場でどういう意見が出たのかについてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

読書ボランティアグループからは、どのような意見が出たのかということでございましたが、この読書ボランティアグループは、矢巾お話しネットを対象にアンケート調査あるいはワークショップをお願いしたところでございます。このワークショップには9人の方に出ただきまして、アンケート等も含めまして、主な意見といたしましては、図書館のほうの閉館時間を夜9時までと、要するに遅くまで使用できるようにしてほしい。あるいは返却ポストを設置していただければ、使い勝手がよくなると。あるいは個人では買えないような図鑑等、図書館として当然備えておかなければならない、そういった図書を充実させてほしいと。そのようなご意見をいただいております。

また、公民館図書室の利用された方からアンケートをいただいておりますが、5月末現在でございますが、56人の方から回答をいただいております。その中で主な設問項目でございますが、まず図書センターの開館時間について要望を伺いましたところ、午前9時には開館をしてほしいという意見が一番多いものでございました。また、閉館時間につきましては、夕方6時まで、あるいは夕方7時までという意見がほぼ同数でございました。1回に貸し出し、借りたい本の冊数は何冊ぐらいですかという設問に対しましては、現状どおり5冊までという意見が最多でございました。あとは、あなたが借りたい本はどのような本ですかという設問に対しましては、新書とか文庫あるいは文学、評論、こういったふうなものを希望す

るという意見となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そこで図書室を全面移転するということですが、私どもの周りの方々、南矢幅の周辺の人たちは、駅前まで行くよりも、今の図書室のほうが近くていいという方もいらっしゃいます。それで全面移転した後にあの図書室の空間を、例えば新聞を読んだり、ちょっとした雑誌を置いたり、いわゆる今はやりの本、話題の本とか、そういうふうな形で小文庫のような形で残すことはできないかについてお伺いをします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご提案の件でございますが、確かにそういった、結論からいまして、図書室の跡の空間をどのように使うかということにつきましては、まだ検討はしてございません。今議員からご提案のあった件でございますが、そういったのも確かにいい案だろうとは思いますが、ただそうしますと、ある意味二重に経費がかかるというようなこともございまして、やはり図書室を全面移転するということであれば、もういわゆる図書関係は新しい施設のほうに移動しまして、現在の場所、あの空間は、何らかの違う用途に使用したほうがいいのではないのかなというふうに思っておりますが、前段申し上げましたとおり、その使用についての検討はこれからということになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目でございます。子育て支援についてお伺いをいたします。

平成25年度の合計特殊出生率は県が1.53であり、矢巾町は1.38で、盛岡の1.35に続き、県内で2番目に低い状況でございます。本町の子育て世帯へのアンケートでは、経済的支援を望む声が57%と1位であることから、子どもの医療費の助成や保育料の軽減が求められています。以下伺います。

1番、本町の子どもの医療費助成は、県内の多くの自治体が小中学校までの助成を進め、

高校卒業までが10市町村に拡大されようとしている中、大変おくれをとってきました。新町長の考えを伺います。

2番目、保育料は、第3子が同時入所の場合無料となりますが、第1子が小学生以上である場合はならないことから、第3子の完全無料化を進めることができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の子ども医療費助成に関する新町長の考え方についてですが、本町では、これまで子どもの医療費助成について県の事業に準じた給付を主とし、それに町単独で所得制限を撤廃し、対象範囲を拡大して実施してまいりました。一方、県では、平成27年8月診療分から小学生の入院医療費を対象に助成を拡大することとしており、これを受け、本町では小学生の入院に係る医療費助成を一足早く平成27年4月診療分から町単独で実施するよう要綱を整備したところであります。

しかし、町では、さらなる子ども子育て支援環境の充実を目指し、段階的に医療費助成の範囲を拡大する予定であり、その先駆けとして本年8月診療分から小学3年生までの児童に係る外来分を助成するよう給付対象を拡大することとしており、今後この結果を分析しながらさらなる拡充について検討してまいり所存であります。

また、県では、給付方法について平成28年度からは、未就学児及び妊産婦の医療費助成に限り現物給付化を行うこととしており、本町でも導入する予定ですが、段階的な助成対象の拡大の検討とともに、より一層事業が展開しやすくなるよう引き続き国や県などに医療費助成制度の拡充や現物給付化に向けた環境整備を要望し、子どもの医療費助成の充実に取り組んでまいります。

2点目の第3子の保育料の完全無料化を進めることはできないかについてですが、本町では現在同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所に入所している場合は、国の基準に準じ、2番目の児童は、保育所徴収額費用に定める額の半額、3番目以降の児童は無料化としているほか、本町独自の軽減策といたしまして、同一世帯に3人以上の義務教育終了前児童がいる場合において、入所児童が当該児童のうち3番目以降となる場合に、半額とする軽減措置を実施しております。平成27年4月1日時点での第3番目以降の独自の軽減策の該当児童は130名で、金額にして年間1,581万8,000円の軽減を見込んでおります。いずれも子育てに係る経済的負担への緩和策であり、安心して子どもを産み、育てるために必要な施策と考えてお

り、この事業を継続しながらさらなる軽減について検討してまいります。

したがって、ご質問にあります第3子の完全無料化については、現在のところ考えておらないところであります。

以上、私のほうからの答弁にさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このたび小学校3年生までのいわゆる通院の部分についても子どもの医療費の拡充がされたということは、大変素晴らしいことだと思って、高橋新町長の公約の実現の第一歩かなと評価をしております。

早速来年の話でございますが、来年は小学校6年生までぜひ無料化ができないか、そのことについて伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私は、すぐ調子に乗るほうでございまして、ただ、先ほどから財政が非常に制約されている中で、実は今回は正直なところ骨格予算でなかった、限られた予算の中での本当に企画財政課長を初め、みんなが知恵を出し合って、住民課長も含めて実現にこぎつけたところでございます。来年度のお話は、今のところはお許しをいただきたいと、こういうことでひとつよろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、第3問目に移ります。税務行政の改善について。新町長の誕生に当たり、町が変わったと町民に示してほしい一つに税務行政の改善が挙げられます。これまで徴収率99%という高い努力については、私どもも評価を申し上げておりましたけれども、税金を滞納する町民、特にも国保税が高くて払えない方々への対応が大変厳しいものがございまして、相談を受ける中には、生きる気力が失われるというお話を何度も聞いたことがございます。そこで改善を求めて以下伺いたいと思います。

1番目、児童手当の差し押さえは、鳥取高等裁判所で違法の判断が示され、県もその上告を断念してございまして、この判断が確定をしております。したがって、本町では、現在児童手当の差し押さえが行われておりますが、これを中止するべきではないか。

2番目、給与や年金を含む預貯金の全額の差し押さえが行われておりますけれども、これは生活費を残すべきではないかについて伺います。

3番目には、分納に当たっては、支払い可能な額の設定をすべきではないかについてでございます。

4番目としては、生活保護が認められた段階で滞納分のいわゆる国保税の徴収業務の停止ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 税務行政の改善についてのご質問にお答えいたします。

1点目の児童手当の差し押さえは中止すべきでないかについてですが、従来どおり本町では、児童手当法及び国税徴収法の規定に基づき、児童手当執行行政庁に対して支払い請求権を直接債権とする差し押さえは行っておらず、この方針はこれまで同様変わっていないところであります。

2点目の給与や年金を含む預貯金の全額の差し押さえは中止し、生活費を残すべきではないかについてですが、督促や臨戸調査などのたび重なる催促にもかかわらず、それに応じない悪質な滞納者に対しては、生活費の原資となる給与や預貯金の差し押さえをせざるを得ない状況であり、国税徴収法第63条の規定に基づき、必要と判断した場合は、滞納税金相当額を差し押さえをしているものであります。

3点目の分納に当たっては、支払い可能な額の設定をすべきではないかについてですが、町税等の納付が困難な方には、税務課窓口において、その方の滞納額と生活状況に応じて納税相談を行っており、最終的に納税義務者本人の意向により分納する額を設定しております。

4点目の生活保護が認められた段階で滞納分の徴収停止ができないかについてですが、生活保護費を受給することになった滞納者であっても、そのことを根拠に受給前の滞納租税が免責にならないことはご承知のとおりであり、滞納処分停止につきましては、生活状況や財産状況などの調査を行い、本人からの説明を受け、真に納付が困難と認められる場合について、滞納処分停止の要件に基づき執行停止処分を行うこととしております。納税は、自主的に納付いただくことが義務であり、大多数の町民の皆様方は、その義務を果たしておられ、特別な事情により期限内納付が困難な方々についても分納により、その義務を果たしておられますことから、公平公正な税負担の観点から今後も関係法令に基づき、税務行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず児童手当の差し押さえについての再質問からいたします。

町では難しい言葉を使っておりますけれども、実際には児童手当が振り込まれたその日に、預貯金の差し押さえが行われておりますから、本人は児童手当が差し押さえされたと感じます。そしてそれはほかの町村ではやっていないことでございます。ですので、本町は児童手当の差し押さえをしていると言われても仕方がないことでございます。そして、この児童手当がなぜ差し押さえができないかということについて、鳥取高裁は判断を示したのでございます。親がどのような状況にあっても、これは子どものためのものでございます。再度答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長がお答えしたとおりでございますけれども、本町といたしましては、児童手当を差し押さえをしているという認識はございませんということを改めて申し上げます。

児童手当が振り込まれた日に、即座に預金を押えているというようなお話もございましたけれども、そういった事実は今のところ確認してございません。さらに、そういった預金を押さえられると、差し押さえられるという状況につきましては、本町としましては、いきなり差し押さえをしているわけではなく、納税相談にも応じない悪質な方ということで、こちらからアプローチをかけているにもかかわらずそういった状況の方については、やはり公平公正な立場からすると、とても遺憾であるということで判断して、そういった手続を国税徴収法並びに地方税法に沿って行っているということを申し上げて答弁いたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一昨年までは、私も2件経験をさせていただいておりますけれども、その当日に差し押さえは行われておりました。いつから振り込まれた日以外の差し押さえが行われているのか。あるいは児童手当に関しては、一切差し押さえをしていないのか。従来の説明では、児童手当であっても、預金になった段階で預金とみなすという判断でございました。ですので、原資が児童手当であっても、通帳に入った段階で預金となるという説明でございました。そして、私がかかわったところでは、児童手当が、その方は預金がゼロで

ございましたので、児童手当そのものが全額差し押さえられていたのをごさいます。いつから児童手当を差し押さえしなくなったのかについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） いつからということのはっきり明言はできませんけれども、今先ほど小川議員さんのほうからございました預金とみなすと、児童手当であっても一旦通帳に入ったものは預金とみなす、それはそのとおりでございまして、当方の考え方としても原資は児童手当であっても、一度入ったものについては預金という考え方で、それが例えば当然滞納額に対応してこちらは手続をさせていただくということになりますので、それが全額になるかもしれないですし、一部になるかもしれませんし、それは状況に応じながら法律に基づいて手続をさせていただいているということを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありませんか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 次のことにもかかわりますけれども、年金や給与の全額差し押さえというのも他町村では行われておらないところをごさいます。ですので、これら2つは、特に本町の特徴的な傾向でございます。例えば差し押さえする場合でも全額ということはやっていないのをごさいます。ちゃんと生活費を残す、何回も私も議会で説明をしてきたとおりでございますが、例えば後期高齢者の医療保険の差し押さえでも1万6,000円ぐらいの預金があった場合でも8,000円ぐらい、半額ぐらいしか差し押さえしないし、例えばその方が四、五千円の預金しかない場合でも差し押さえは2,000円程度のものでございまして、完全に全部差し押さえするというような町村はなかなかないのでございます。しかも盛岡圏内ではございませぬ。

そこで私は、これから矢巾町が盛岡からの人口も見込まれるでしょうし、いろんなところから町内に移り住んできたいという方がこれからふえるというときに、一旦滞納するような事態に陥った場合に、大変厳しい取り立てであるということがここで少しちまたに広がっております。矢巾町は大変厳しい、一般的にいえば、盛岡や紫波に比べて大変厳しいというちまたにうわさが広がっているのをごさいます。ですので、やはりここら辺を改善しないと、やっぱり安心して矢巾町に移り住めないのではないかと、そのようにも思います。ですので、やはり新しい高橋町長には、近隣の動向もしっかりと調査もお願いして、少なくとも近隣と同じような状況にさせていただきたい、そのことをまず要望を申し上げたいし、ぜひ近隣の調

査をしていただきたい、そのことをまず質問をいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま小川文子議員のいろんなご指摘があったわけですが、私も昔は税務課でお世話になったことがあります。そしていろんな辛い、嫌な思いも担当としてしたことがあります。いずれ私は本町の税務課長を初め税務職員は、一生懸命取り組んでおります。その中におきまして、ただいまご指摘いただいたことの内容を私なりに精査をさせていただいて、また近隣市町の内容の調査をさせていただいて、もし改善しなければならないところは改善してまいりたいと思いますが、ただ私ども今まで積み重ねてきた税務行政をやっぱりしっかり守っていかなければならない立場にもありますので、そのこともひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私も税務職員の苦勞、そして対町民への対応について、大変これらご苦勞なさっていると思います。また、一旦そういうふうな状況に陥った方というのは、経済的にも、家庭的にも、そして精神的にも、健康的にもいろいろな問題を抱えている方が多いものですから、税務職員の対応というのにもほかの業務にはないご苦勞があるものと思います。中には、本当に悪質の方もいらっしゃると思います。しかし、国保税に関して言いますと、自営業者の方々、そしていわゆる非正規の方々、臨時の方々、いわゆるアルバイトの収入の方々、そして無職の方々が加入している制度でございますので、町長が言われるように、いわゆる社会的弱者の弱い立場の方々が集中しているのがこのいわゆる国保税の問題でございます。

本町は、1人当たり9万円を超える国保税で県内のトップクラスの高さでございます。これは、病院がたくさんある、そして高度医療を受けられる、さらにまたいわゆる高収入の方もたくさんいらっしゃる、そういうことで十分な医療を受けられる中であって、この国保税が高くなっているという、そういう状況の中にあります。逆に言えば、低所得者の方は大変あえいでいるということになります。ですので、今国保税をすぐに下げることは無理であっても、低所得者対策をしっかりとっていただきたい、その考えをお伝えして質問を終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

今回から導入した議員一人持ち時間30分、持ち時間制度のもとで活発な質疑応答であったことに対し、改めて感謝を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日、明後日は休日休会、15日は予算決算常任委員会を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時49分 散会

平成27年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

平成27年6月18日（木）午前10時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

27請願第4号 道路整備事業に関する請願

第 2 議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 3 議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第 4 議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 5 発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

第 6 発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置について

第 7 発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
税務課長	佐藤健一君	生きがい推進	菊池由紀君
兼会計管理者		課長	
住民課長	村松康志君	農林課長兼 農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	菅原弘範君	区画整理課長	藤原道明君
商工観光課長	浅沼仁君	上下水道課長	吉田孝君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	立花常喜君	社会教育課長	山本功君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

27請願第4号 道路整備事業に関する請願

（産業建設常任委員長報告）

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました27請願第4号 道路整備事業に関する請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

藤原梅昭産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 藤原梅昭議員 登壇）

○産業建設常任委員長（藤原梅昭議員） 平成27年6月18日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。
矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭。

請願審査報告書。本委員会が平成27年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。27請願第4号 道路整備事業に関する請願。請願者、矢巾町大字煙山第13地割53番地、煙山自治会会長、村松隆夫。紹介議員、高橋安子。

2、委員会開催年月日。平成27年6月10日。

3、出席委員。藤原梅昭、村松信一、昆秀一、高橋七郎、藤原義一。

4、審査経過。平成27年6月10日午後1時開会、委員長挨拶の後、27請願第4号について紹介議員の説明及び請願資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果、27請願第4号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。請願路線は、2路線とも矢巾スマートインターチェンジ西側下り線の接続路線であるが、インターチェンジの開通により、交通量は、相当増加することが見込まれる。北方面は、流通センターからのアクセス道路としてウエストヒルズ広宮沢の交差点から町道宮田線、堤川目線を経由し、インターチェンジへ誘導され、その道路整備は、通学路を考慮し計画されているが、県道盛岡和賀線、山王茶屋、町道安庭線を経由してくる可能性もあり、交通量の増加が十分見込まれる。また、町道堤川目線の町道大木1号線までの延長についても交通量の増加は十分見込まれ、いずれも煙山小学校、矢巾北中学校の通学路であることから、安全、安心な環境を確保するためにも整備が必要である。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。27請願第4号 道路整備事業に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。27請願第4号 道路整備事業に関する請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、27請願第4号 道路整備事業に関する請願については、採択とすることに決定いたしました。

日程第2 議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第

号) について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての2議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の報告書を読み上げて報告いたします。

平成27年6月18日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告いたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、特別会計、一括して行いたいと思います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第44号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第45号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第2分団第8部に配備する車両であり、現在使用しております消防ポンプ自動車は、平成4年11月に購入した車両で、既に22年を経過いたし、能力低下など著しいことから更新を行うものであります。

今回更新をする消防ポンプ自動車の概要であります。車両の選定に当たりましては、矢巾町消防団を初め地元関係機関と協議を行い、現在配備されております消防ポンプ自動車より小型のものとなりますが、現在主流であります本町消防団にも多くの導入実績があります2トン車ベースのCD-1型で冬期間等の安全面にも配慮した四輪駆動車とするとともに、省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の擬装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とする

ものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき、随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4社を選定いたし、6月2日に見積もり合わせを執行いたした結果、最低価格である互光商事株式会社に決定いたし、一金1,775万円に8%の消費税を加算した金額一金1,917万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

先日の消防演習には、消防学校校長から高く、極めて優秀な評価をいただいている消防団員の第2分団8部にとのことなのですけれども、その1点目が何人乗りで、今町長から説明がありました、きのうなののですけれども、私にもわかるように説明していただきたいと思えます。

それから、2点目は、この団員からこういう消防車を買うとかというのは相談されて、団長には相談されていると思うのですけれども、団員には相談しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、まず何人乗りか、消防自動車ポンプの性能関係含めてということでご質問があったわけですが、今回購入いたす車両につきましては、5人乗り、従来の4トン車よりも一回り小さくなりました2トン仕様ベース、こちらの部分で1台購入するものでございます。特に、今回購入しようとする部分の性能を含めまして、特徴でございますけれども、省令等で定められている機能は当然装着しているわけでございますけれども、今回購入に当たっての一番利点と申しますか、高い機能の部分につきましては、消防自体、根幹でございます水をくみ上げる性能、それから放水する性能、こちらが短時間での性能という機能を持ち合わせているということで今回このような自動車の分を購入したいというふうに予定しているものでございます。

なお、納車につきましては、10月末を予定しているというところでございます。

それから、2点目のこの購入に当たって、団員を含めてどういうふうな状況になっているかというふうなお話でございますけれども、購入に際しましては、一気に13部分、設備導入することは、もうこれはちょっと金額的にも不可能でございますので、計画を立てて、それぞれ団初め本部関係者等も含めまして購入する時期、これを調整しながら、また予算措置の部分の中で財政との調整をということでやってございますけれども、基本的、ベース的には、経過年数、いわゆる車両購入時からの購入年数ベースをもとにいたしまして、それぞれ各部への車両の購入を対応しているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと1点だけお願いも含めての確認ですが、第2分団第4部のポンプは、タンク付で水をそれこそ一緒に運べると、そういうような優秀なポンプらしいのですけれども、それが災いして水漏れが頻繁に起こるということで、これは聞いた話だけなのですけれども、実際見ていないのですけれども、その辺の選定の際には、そういうタンク付、今回のやつはタンク付ではないと思うのですけれども、そういうものに対してちょっと問題というか、欠陥というか、懸念があるなということがありますので、今後配慮していただければいいなと思います。

それと同時に、4部の更新については、ちょっと早目にしないと、いざというときに水が漏れて使えないということがあれば問題ですので、ひとつ検討の中に考慮していただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問と申しますか、ご提言いただきましてありがとうございました。まさに状況、そういうふうな状況ということで水漏れに関しては、早急に4部の部分、対応させていただきたいというふうに考えます。

それから、4部の話出ました、今後の方針部分、4部の車両につきましては、現在持っている水槽付でございますけれども、平成10年10月購入した車両でございます。先ほど川村よし子議員にもお答えしたとおり、購入計画、一気になかなか、これもいくわけにも当然ありませんので、これにつきましては前段申し上げたとおり修理等々含めまして対応させてい

ただきながら時期を見ながら更新させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 1点だけお伺いします。

20年もたって、20年以上たっているポンプだということではあります、廃車、車両の処理についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

使って新しく更新の際に、その部分の車両につきましては、引き取り、いわゆる買ったところの業者の引き取りという形のほうで対応させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについて起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第46号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

高橋町長ほか参与の方々には退席されて結構です。

午前10時23分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

日程第5 発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

会議規則第2条に、議員は事故のため会議を欠席する場合は、議長に届けることとされていますが、女性議員が出産する事情がある場合の規定はない状況にあります。こうした事情の場合であっても議員活動ができる環境を整えることが必要不可欠であります。若くて優秀な女性議員の活躍が妊娠や出産を理由により阻害されることのないように、今回出産の場合について改正するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、発議案第11号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

矢幅駅前地区土地区画整理事業は、平成18年に区画整理事業計画の県認可を受け、現在事業を展開しているところであり、今年度をもって完成する予定となっております。民間手法を取り入れた公募型プロポーザル方式で施工しており、複合施設にも工事着手しております。

当議会といたしましても、町の玄関口として中心市街地にふさわしい町並み景観とともに、都市基盤の整備を図り、質の高い公共サービスの提供に資するべく工事の完了を見きわめていく必要があることから、特別委員会の設置を提案いたすものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立全員であります。

よって、発議案第12号 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置について

○議長(廣田光男議員) 日程第7、発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

(9番 川村農夫議員 登壇)

○9番(川村農夫議員) 発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、これからの人口減少時代にどう生き残るか正念場を迎えております。そのような中、本町では平成31年5月に岩手医科大学附属病院が移転開業することから、この附属病院を核としたまちづくりが必要不可欠であります。また、それに伴い、土地利用の問題は、人口対策の一つである定住化と絡み、避けて通れない課題でもあります。

さらに今年度は、第7次総合計画策定の年でもあり、その策定をまちづくりと絡めて検証する必要があります。

以上のことから新しいまちづくりという地方創生の観点において、総合的に調査、研究すべきとの思いから、この特別委員会の設置を提案いたすものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立全員であります。

よって、発議案第13号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

先ほどの発議案第12号で可決し、設置されました矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会と、ただいま発議案第13号で可決し、設置されました新しいまちづくり調査研究特別委員会の招集については、本日6月会議散会后、直ちに全員協議会室にて開会いたしますので、その招集については、口頭をもって通知します。

○議長(廣田光男議員) 以上をもって6月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時43分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員